

2010年に宮崎県で発生した口蹄疫の対策に関する  
調査報告書

(二度と同じ事態を引き起こさないための提言)

平成23年1月

宮崎県口蹄疫対策検証委員会

# 目 次

【まえがき】 .....	1
【本 文】	
第1章 検証の目的と活動の経過 .....	3
(1) 検証の目的 .....	3
(2) 検証委員会の構成 .....	3
(3) 検証委員会の活動経過 .....	4
第2章 2010年口蹄疫被害の内容と対応状況 .....	9
(1) 被害の概要 .....	9
(2) 発生前の状況 .....	10
(3) 第1例目の感染確認と初動対応 .....	10
(4) 感染拡大とまん延期の対応 .....	12
(5) ワクチン接種への対応 .....	14
(6) 終息期の対応 .....	15
(7) 復興対策への対応 .....	16
(8) 2000年時の口蹄疫被害との比較 .....	18
第3章 調査結果の概要 .....	21
(1) 調査方法 .....	21
(2) アンケート調査からわかったこと .....	22
(3) 現地調査・ヒアリング調査からわかったこと .....	23
第4章 検証から見えた問題点と今後の改善のあり方の整理 .....	31
(1) 感染源と感染経路の解明はできたのか .....	31
①初発農場について .....	31
②感染源、感染原因について .....	33
③感染拡大のルートについて .....	34

(2) 発生前の防疫意識と対策準備は十分だったか	-----	3 5
①国、県の危機意識、農場等への注意喚起の徹底	-----	3 5
②農家の日常的な飼養衛生管理基準の徹底	-----	3 7
③県による各農家の飼養状況、 埋却地の確保状況等の把握	-----	4 1
④空港、港湾等における水際対策	-----	4 3
⑤防疫演習の実施	-----	4 5
⑥県、市町村のマニュアルの作成状況	-----	4 6
⑦消毒剤等の防疫資材の備蓄状況	-----	4 7
(3) 早期発見と早期通報はできたか	-----	4 8
①1例目、6例目の検体送付	-----	4 8
②早期に通報したものが初発とされないようにする	-----	5 1
③大規模農場の外部獣医師による定期的なチェック	-----	5 3
④発生地周辺農場の家畜の病性確認方法	-----	5 3
(4) 初期対応の判断と対処は適切だったか	-----	5 4
①殺処分、埋却作業	-----	5 4
②消毒ポイント	-----	5 6
③道路封鎖	-----	5 8
④移動・搬出制限	-----	5 9
⑤何故まん延を防ぐことができなかったか	-----	6 0
⑥防疫指針、防疫マニュアルの有効性	-----	6 1
(5) まん延期、ワクチン接種、特別措置法の段階での 判断と対処は適切だったか	-----	6 3
①殺処分、埋却作業の進め方、指揮命令系統	-----	6 3
②民間獣医師の活用	-----	6 5
③埋却地の確保	-----	6 6
④糞尿や汚染物品等の処理	-----	6 8
⑤ワクチン接種の時期、範囲、作業等	-----	6 9
⑥ワクチン接種等に関する農家等への説明	-----	7 1
⑦早期出荷対策	-----	7 2

(6) 県の危機管理体制は適切だったか	7 3
① 県の口蹄疫防疫対策本部の機能	7 3
② 県の現地対策本部の機能	7 5
③ 国の対策本部との連携	7 5
④ 県の防疫体制の他県との比較	7 6
⑤ 畜産試験場や家畜改良事業団、農大校での発生	7 7
⑥ 県有種雄牛の取扱い	8 0
⑦ 民間種雄牛の取扱い	8 2
⑧ 非常事態宣言の時期、内容	8 3
(7) 国、市町村、各県、各団体との連携・協力は適切だったか	8 4
① 国との連携・協力	8 4
② 市町村との連携・協力	8 6
③ 関係機関、団体との連携・協力	8 7
④ 地元大学との連携・協力	8 8
⑤ 他県との関係	8 9
⑥ 疑似患畜の発生等に関する情報提供	9 0
⑦ 畜産農家等の心身の負担のケア	9 1
<b>第5章 二度と同じ事態を引き起こさないための提言</b>	9 2
(1) あるべき基本的方向性	9 2
① 今回の口蹄疫に関する認識	9 2
② 改革のためのあるべき方向性	9 2
(2) 宮崎県として思い切った改革を	9 3
① 日本有数の畜産県にふさわしい日常的な防疫体制の構築	9 3
② 危機管理体制の構築	9 3
③ 新しい畜産の構築に向けて	9 4
(3) 国への提言	9 5
① 水際防疫の徹底	9 5
② 感染原因・感染ルートの解明	9 5

③国、県の役割分担の明確化 .....	9 5
④家畜伝染病予防法等の見直し .....	9 5
⑤口蹄疫に関する研究開発の促進 .....	9 6
(4) 畜産農家への提言 .....	9 7

## ま え が き

事故や災害は思わぬ時にやってくるもので、被災した後に「こうしておけば良かった」と後悔するのが一般的な人間でしょう。このことは行政や企業にも当てはまります。人口の集中や社会の複雑化、グローバル化に伴って、ほんの小さな失敗や事故が瞬く間に広がってしまい、結果的に大被害へと拡大する時代に暮らしていることを、私たちは忘れてはなりません。事実、我が国でも、社会や企業において、「危機管理」や「リスクマネジメント」という言葉が頻繁に使われるようになり、被害拡大を防ぐための「一歩先を見据えた戦略と事前準備」の必要性と重要性が認識され始めています。

この「危機」や「リスク」という言葉は、好ましくないものという漠然とした意味で使われることも多いのですが、これを定量化して取り扱う時には、「リスク：R」は「損失額：C」と「その損失をもたらす事故の発生確率：P」をかけたもの、すなわち、 $R = C \cdot P$ として定義されます。このように「リスク：R」を捉えると、「リスク：R」を減らすには、「損失額：C」または「その損失をもたらす事故の発生確率：P」を減らすという2つの対策があることがわかります。以上のことを口蹄疫被害に当てはめると以下のようになります。

27ナノメートル（ナノは10億分の1）という極めて小さな口蹄疫ウイルスが、何らかの理由で牛や豚、山羊や水牛等の偶蹄類の鼻や口に付着して体内で増殖を始め、牛では7～10日程度の潜伏期を経て発病し、感染した牛からは、息や涎等により大量のウイルスが排出され、別の牛に感染が拡大します。口蹄疫ウイルスは、酸や強アルカリ（PH6.5以下の酸またはPH11以上の強アルカリ）で死滅するので、酸や強アルカリ性消毒剤での消毒は、感染確率Pを減らす対策となり、「リスク：R」は減少します。同様に、感染農場での人や物の出入りの封鎖は、他の農場に感染する「確率：P」を減らす対策であり、「リスク：R」は減少します。消毒や封鎖のほかに、効果的な抗ウイルス剤を開発し使用することも「感染確率：P」を減らす対策です。

一方、農場の家畜数を減らすことは、「損失額：C」を減らす対策で、これでも「リスク：R」は減少します。さらに、家畜が少ない地域と多い地域の「リスク：R」を同じにするには、多い地域での感染拡大がその「損失額：C」だけでなく、ウイルス密度が高くなって、「感染確率：P」もより大きくなることから、家畜の多い地域では、より厳密な消毒や人・物の出入り等の封鎖を行い、少ない地域の「感染確率：P」よりも、もっと確率を下げる対策が必要となります。

極小な口蹄疫ウイルスの侵入から始まる口蹄疫災害では、1頭の家畜の感染確認によって、その農場周辺の家畜の出荷ができなくなり、また、人や物の移動も実質的に制限されることなどから、地域の社会・経済活動に大きな支障が生じます。発生地域のみならず、九州各県や全国においても、防疫体制の強化や家畜市場の閉鎖など、さまざまな影響が及ぶとともに、我が国が口蹄疫の非清浄国となることで、清浄国への肉類の輸出も停止されることとなります。

経済活動等がグローバル化した現在、口蹄疫ウイルスは人や物の動きによって、我が国にも容易に入ってくる可能性があります。また、諸外国の例でも明らかのように口蹄疫は感染力が非常に強く、初動対応を誤ると爆発的な感染拡大を招き、国家的な損失を被ることになりかねません。したがって、口蹄疫に対しては、国家防疫の観点に立って、あらゆる関係機関が連携して危機管理体制の強化を図る必要があります。国、自治体、関係団体、畜産農家等が、それぞれの役割を明確に認識し、一連の対策が効率よく機能する仕組みを確立すること、言い換えれば、口蹄疫災害に対する公助、共助、自助の仕組みを確立することが求められているのです。

昨年宮崎県で発生した口蹄疫では、約29万頭もの家畜が犠牲となり、宮崎県内では2,350億円の経済被害が発生するなど、極めて大きな災害となりました。しかし、国、県、市町村、関係機関、隣県、県民、ボランティア等の約4ヶ月に及ぶ感染防止対策により、感染を宮崎県内に封じ込めたこと、並びに全国から数多くの温かい支援が寄せられたことに対して、関係された全ての皆様に敬意を表する次第です。

しかし、この被害は、決して許容できるものではないことをここに強調しておきます。宮崎県が着実に復興・再生に向けての歩みを進めていくために、そして、本県のみならず、我が国の畜産業が二度とこのような事態に陥らないよう、本報告書において取りまとめた問題点の指摘や改善点の提案等を、今後の制度や体制の整備、対策マニュアルの見直し等に反映させて、より実践的な口蹄疫危機管理体制の確立に向けて積極的に活用していただきたいと祈念する次第です。それが、犠牲となった多くの家畜に対する鎮魂にもなると信じるからです。

最後に、本報告書では、検証を通して浮かび上がった多くの問題・課題と、今後の改善方向を提案していますが、家畜密度の高いえびの市や都城市でも発生を許してしまったものの、早期発見・早期対処の初動対応が迅速かつ適切に行われ、被害が数箇所の農場に抑えられた事例から明らかのように、「口蹄疫リスク：R」の低減には、「早期発見・早期対処の初動対応が確実に機能するための事前準備」が非常に重要であることを強調しておきたいと思えます。

平成23年1月14日

宮崎県口蹄疫対策検証委員会 座長 原田 隆典

## 第1章 検証の目的と活動の経過

### (1) 検証の目的

宮崎県は、温暖な気候と緑あふれる自然に恵まれ、農業生産にとって非常に適した風土を有している。県全体の農業産出額は、3,246億円であり、全国の3.8%（全国第5位）を占め、国内有数の食料生産・供給基地になっており、これらの農業生産を基にした食品加工や販売などに関連する産業に与える影響も大きく、農業は本県にとって非常に重要な基幹産業になっている。

中でも、畜産業は、農業産出額全体の57.6%と最も大きな部分を占めており、さらに、平成19年に全国和牛能力共進会でグランドチャンピオンを獲得したブランド牛「宮崎牛」や、長年にわたって品種改良が進められてきた「ハマユウポーク」、東国原知事の就任後に全国的なブームとなった「みやざき地頭鶏」の生産など、本県農業推進の大きな牽引役ともなっている。

このような中、平成22年4月20日、都農町において口蹄疫の発生が確認され、県では直ちに「宮崎県口蹄疫防疫対策本部」を設置し、国、市町村、関係団体はもちろん、獣医師、自衛隊、警察など県内外からの多大な支援協力を得ながら、一丸となって懸命な封じ込めに当たった。

しかしながら、今回の口蹄疫は、10年前に発生した口蹄疫ウイルスとは異なる強力な感染力を有し、また、畜産業が密集する地域において発生したことなどから爆発的に感染が拡大した。その結果、最終的には約29万頭にも及ぶ家畜を処分することとなり、最初の感染確認から約4ヶ月を経た8月27日ようやく終息宣言を行うに至っている。

この影響は、畜産業を含む農業関係にとどまらず、流通、食品加工、観光など広範囲な県内経済・雇用に及び、今後5年間の県内経済の損失額は2,350億円にのぼると推計されるなど、本県史上、未曾有の事態となった。ただ、感染が何とか県内にとどまり、県外にまで拡大しなかったことは、関係者の懸命の努力や、全国からの多くの支援の賜であり、改めて感謝の意を表する次第である。

しかし、この被害は決して許容できるものではない。そこで、県では、今回の口蹄疫災害に関する一連の対策について、専門的かつ客観的な観点から詳細に検証し、問題点と改善点を浮き彫りにして、「今後口蹄疫を発生させないためにはどうすれば良いか。もし発生した場合においても、1～2箇所の農場内の被害に封じ込めるために何をすれば良いか。」等についての提言を行い、今後の防疫対策や危機管理対策の充実強化を図ることを目的として、「宮崎県口蹄疫対策検証委員会」（以下「本委員会」という。）を設置した。

### (2) 検証委員会の構成

本委員会は、口蹄疫対策に関する県内主要機関の代表者と、危機管理や家畜防疫に関する学識経験者等8名で構成し、上述したように、専門的かつ客観的な観点から、一連の対策に関する調査検証に当たった。

併せて、宮崎県庁内には「庁内調査チーム」を設置し、総務部を中心とする5名の課長等で必要な作業を行い、委員会活動をサポートした。

さらに、庁内調査チームには、農政水産部分科会を設置し、専門的な事項について、担当部局自らも調査検証に当たった。

これらの構成については、次のとおりである。

## 【検証委員会】

\*氏名五十音順

分野	職名	氏名
商工団体	宮崎県商工会議所連合会副会頭（会頭代行）	清本 英男
市町村	宮崎県市長会長（副会長）	黒木 健二
県	宮崎県副知事	河野 俊嗣
	*22年10月14日以降は、宮崎県総務部長	稲用 博美
市町村	宮崎県町村会長（推選会長）	椎葉 晃充
農業団体	宮崎県農業協同組合中央会会長	羽田 正治
県民協働	NPOみんなのくらしターミナル代表理事	初鹿野 聡
学識(危機管理)	宮崎大学工学部教授	原田 隆典
学識(家畜防疫)	宮崎大学農学部教授（副学部長）	堀井洋一郎

## 【庁内調査チーム】

\*組織建制順

県民政策部	総合政策課長	永山 英也
総務部	人事課長	桑山 秀彦
総務部	行政経営課長	大坪 篤史
総務部	財政課長	日隈 俊郎
総務部	危機管理課長	金井 嘉郁

\*庁内調査チームには、別途、農政水産部分科会を置く。

### （3）検証委員会の活動経過

本委員会では、8月に第1回目の会議を開催して以来、5回にわたって全体会議を開催するとともに、広範な対象者へのアンケート調査や、主な発生農場における現地調査、関係者へのヒアリング調査などを通して、事実関係の解明や問題点の検討等を行ってきた。また、国の検証委員会とも2度にわたって会議を開催し、率直な意見交換を行った。この報告書は、それらの集大成として取りまとめたものである。

以下、本委員会の活動の経過について記述する。**\*関連資料3(1)(2)**

#### ①第1回会議

- ①8月25日（水）14：30～16：15 県庁特別室。
- ②委員会設置の趣旨を確認した後、委員紹介、座長選出を行った。  
\*原田隆典委員を座長に選出。
- ③調査項目、内容、調査方法、スケジュール等について協議した。

④また、以後の委員会活動について、基本的考え方として、次のとおり確認した。

- ・ 徹底的な情報収集及び情報共有に努めること
- ・ 責任追及や犯人捜しの場にはしないこと
- ・ 将来の防疫対策や危機管理対策等に生かしていく観点から検証を進めること

**\* 第1回会議以降は、下記のとおり調査検証作業を実施した。**

①アンケート調査の実施

- ・ 行政機関（県内市町村、全国都道府県）
- ・ 関係機関（警察、消防、自衛隊、県政記者クラブ加盟報道機関）
- ・ 関係団体（農業、畜産、商工団体）
- ・ 関係農家（発生農家及びワクチン接種農家 約1300名）
- ・ 県内獣医師（約360名）
- ・ 県民、県職員（県庁ホームページに記載するなどして希望者は誰でも回答できるシステム）

②現地調査、ヒアリング調査の実施

- ・ 行政機関（被害発生地域の市町村）
- ・ 関係団体（被害発生地域のJA）
- ・ 発生農場（初期発生農場、飛び火農場、公的機関）
- ・ その他（関係獣医師、農家など）

## ②第2回会議

①10月1日（金）14：30～16：30 県庁副知事会議室。

②国の検証委員会の中間報告の内容や、第1回会議以降の調査結果等に関して確認し、意見交換を行った。その結果、重要課題として、次の3点を指摘し、以後、具体的な問題点や対応策を検討していくこととした。（詳細は次頁）

- ・ 初発の早期発見や、発生場所・時期の客観的検証が可能な体制づくり
- ・ 危機管理における国や県等の連携強化
- ・ 畜産農家の日常的な防疫・衛生意識の向上

**\* 第2回会議以降は、下記のとおり調査検証作業を実施した。**

①現地調査、ヒアリング調査の実施

- ・ 発生農場（大規模農場の本社）
- ・ 県農政水産部
- ・ 現場対策本部

②国の検証委員会との意見交換

- ・ 10月19日（火）に農林水産省会議室において実施。
- ・ これまでの調査結果を基に、幅広く意見交換を行った。
- ・ 国の中間報告や疫学調査に関する意見等も申し上げた。
- ・ 今後、お互いに連携して検討を進めることを確認し、次回は論点を絞って協議することを提案した。

③中間的な論点整理に向けた調査検討

- ・ 一連の対応状況について、問題点や改善策を整理するための調査検討を行った。

## 【第2回会議で整理した重要課題】

### (1) 初発の早期発見や、発生場所・時期の客観的検証が可能な体制づくり

- ① 疾病診断時の検査体制の改善、迅速に対処できるシステムづくり
  - ・ 現行では、口蹄疫を疑った時点で防疫措置も同時に講じる必要があり、陰性だった場合の影響を考慮して、検体送付を躊躇する可能性がある。二段階の検査体制の確立（念のための陰性確認検査と、本当に可能性のある場合の陽性確認検査。県の簡易検査と、国の確定検査）。
- ② 疾病発生時のサーベイランス体制の強化
  - ・ 発生農場内、周辺農場での病気の広がりを生物学的観点から検証できるように、病気発生時のサーベイランス体制の強化（サンプル数の増加等）。
- ③ 企業、農家の社会的責任の明確化
  - ・ 農場において定期的に検体を採取し、保存しておくことの義務づけ。行政の立入検査、強制調査権の付与。

### (2) 危機管理における国や県等の連携強化

- ① 口蹄疫をはじめ、重大な感染症に対する危機管理としての国家防疫体制の確立
  - ・ 実態に即した対処方針の決定。今回の事例を踏まえ、あらゆる事態に柔軟に対応できる法体系の整備、具体的マニュアルの策定。
  - ・ 日常の防疫体制の強化、諸外国の情報の迅速な提供。関係部署における危機意識の共有。
  - ・ 初期防疫体制の再検討。諸外国の例も参考にしながら、規制対象範囲の段階的設定や道路通行規制のあり方等について検討。
- ② 国、県、市町村の責任分野の明確化と連携体制の強化
  - ・ 国家防疫の一方で法定受託事務の位置付けもあり、対応に苦慮。それぞれの責任分野を明確にし、日頃から連携が取れる体制を確保しておく。国においては省庁横断的な連携強化も必要。
  - ・ 定期的な情報連絡や訓練等も実施すべき。
- ③ 情報開示の明確化と住民協力体制の確立
  - ・ 防疫上の観点からどこまで情報開示すべきか、事前にルールを作っておくことが必要。国においては早急に個人情報保護法との関係を整理しておくべき。
  - ・ その上で、住民の責務を定めるとともに、危機意識の醸成やボランティアの育成にも努め、地域一体となった協力体制を確立する。

### (3) 畜産農家の日常的な防疫・衛生意識の向上

- ① 防疫レベルの向上、意識の継続
  - ・ 防疫対策については、発生レベルに応じた対策の周知啓発、徹底を図る。
  - ・ 地域毎に勉強会を開催し、日頃から情報交換を行うとともに、お互いに啓発し合う体制づくりを。企業経営の農場も入る仕組み。
- ② 万一発生した場合に備えた対応
  - ・ 他の伝染病を含め、発生した場合に備えた対応を明確にし、日頃から確認しておく（異常家畜の早期発見、獣医師への通報等）。
- ③ 補償基準の明確化
  - ・ 家畜の種類等に応じて、補償基準を具体的に明確に定めておくことにより、万一発生した場合の早期通報や処分の迅速化等を図る。

### ③第3回会議

- ① 10月29日（金）14：00～16：00 県庁副知事会議室。
- ② 調査検証作業（アンケート調査、現地調査、ヒアリング調査等）の状況、国の検証委員会との意見交換の内容等について確認を行った。
- ③ その上で、今回の一連の対応状況に関し、現時点での問題点や改善策を取りまとめた「中間的な論点整理」について協議を行い、会議終了後に公表した。\* 関連資料3（4）

- ・ 論点1：発生前の防疫に対する意識、対策等は十分であったか。
- ・ 論点2：早期発見・早期通報はできたのか。
- ・ 論点3：初期対応段階の判断・処置は適切であったか。
- ・ 論点4：まん延段階、特別措置法に基づく措置の段階での判断・処置は適切であったか。
- ・ 論点5：県の危機管理体制に問題はなかったか。
- ・ 論点6：国・市町村・各県・各団体との連携・協力はどうかであったか。

- ④ この論点整理を基に、国の検証委員会との2回目の意見交換を行うこととなった。

**\* 第3回会議以降は、下記のとおり調査検証作業を実施した。**

- ① 現地調査、ヒアリング調査の実施
  - ・ 関連農場（ワクチン接種農家）
  - ・ 県農政水産部
  - ・ 家畜防疫員
  - ・ 現場対策本部
  - ・ 関係機関（自衛隊）
  - ・ 関係団体（JA中央会、経済連、共済連、獣医師会）
- ② 国の検証委員会との意見交換
  - ・ 11月5日（金）に農林水産省会議室において実施。
  - ・ 中間的な論点整理を基に、主要な事項について意見交換を行った。
  - ・ 国の委員会からは、これまで議論したことを踏まえ、11月中に調査報告書を取りまとめるとの説明があった。
  - 併せて、農林水産省の疫学調査チームの調査結果も発表されることであった。
  - \* いずれも11/24に発表された。関連資料5（1）（2）（3）**
- ③ 調査報告書作成に向けた資料整理
  - ・ 調査報告書の作成に向け、これまでの調査結果を基に、資料整理を行った。

### ④第4回会議

- ① 12月8日（水）13：00～15：00 県庁副知事会議室。
- ② 11月24日に国の検証委員会が発表した報告書、並びに、国の疫学調査チームが発表した中間取りまとめの内容について確認し、それらに対する本委員会の考え方を協議した。
- ③ 本委員会の調査報告書を取りまとめるに当たって、構成や主要な論点等について協議した。
- ④ さらに、今後の調査スケジュールや方法等についても協議し、それらの調査結果も踏まえた上で報告書案を作成し、委員間で検討を進めていくこととした。

**\* 第 4 回会議以降は、下記のとおり調査検証作業を実施した。**

①ヒアリング調査の実施

- ・ 知事
- ・ 県商工観光労働部
- ・ 県福祉保健部
- ・ 県警察本部
- ・ 隣県（鹿児島、熊本、大分各県の畜産担当部局）
- ・ 動物衛生研究所
- ・ 関係団体（商工会議所連合会、商工会連合会、県建設業協会、トラック協会）
- ・ 公的発生機関（畜産試験場川南分場、農業大学校、家畜改良事業団）

②宮崎大学主催の口蹄疫フォーラムの傍聴

- ・ 12月11日に宮崎大学の主催で開催された口蹄疫フォーラムに出席し、その内容を傍聴した。

③調査報告書案の作成

- ・ これまでの調査結果等を基に、調査報告書案を作成し、委員間での検討、考え方の調整等を進めた。

**⑤第 5 回会議**

① 1月14日（金）10：00～12：00 県庁副知事会議室。

② 調査報告書案について協議を行い、内容を決定した。

③ 今後の本委員会のあり方について協議を行い、委員会は当面存続させ、必要があれば、情報交換や意見交換の場を持つこととした。  
また、口蹄疫対策に関する今後の調査については、宮崎県と宮崎大学が協働して行っていくことを提案し、その進捗状況等についても適宜把握していくこととした。

④ 会議終了後、知事に対して調査結果の報告（答申）を行い、これを受けて、県としても必要な対策を積極的に進めるよう申し入れを行った。

## 第2章 2010年口蹄疫被害の内容と対応状況

### (1) 被害の概要

今回の口蹄疫によって、宮崎県内では約29万頭もの家畜を処分したほか、市民生活や経済活動等、さまざまな分野に深刻な被害が発生した。その概要は以下のとおりである。\* 関連資料1(1)(2)

#### ①家畜処分の状況

今回の口蹄疫で処分された家畜の農場数(農家戸数)、家畜の数は、次の表のとおりである。(現時点で発表されている数)

今回の処分頭数のうち、牛は約6万8千頭で県内の飼養頭数の約22%、豚は約22万頭で同じく約24%に及んだ。

	市町村数	農家戸数	処分頭数
疑似患畜	5市6町	292戸	211,608頭
ワクチン接種	3市5町	1,012戸	77,041頭
合計	5市6町	1,304戸	288,649頭

※疑似患畜には、ワクチン接種後の分を含む。

なお、口蹄疫に感染した家畜、並びにワクチン接種を行った家畜をなぜ殺処分するのかは、主に次のような理由によるとされている。

- ・口蹄疫に感染した家畜は、子豚では稀に死亡するものの、そのほとんどが完治する。しかしながら、口蹄疫ウイルスは極めて感染力が強いことから、感染した家畜を早急に殺処分し、体内のウイルスを死滅させることで、感染拡大の防止を図る必要がある。
- ・ワクチン接種を行った家畜については、食用に供している国もあるが、このワクチンは発症の抑制には効果があるものの、感染を完全に防御することはできないため、他の家畜への感染拡大の危険性が残っていること、さらには、国際的に口蹄疫の非清浄国と見なされ、食肉貿易に大きな影響があることなどから、早期の殺処分を行う必要がある。

#### ②県内経済や県民生活等への影響

畜産業については、家畜の処分により、経営再開から従前の状況に回復するまでに数年を要するほか、人工授精師、削蹄師、飼料・資材関係者、物流関係者等にも多大な影響を与えている。また、牛肉や豚肉等を原材料とする食品加工業にも直接的な影響を生じている。

農畜産業関連以外でも、非常事態宣言の発出によって、イベント等の自粛がなされたほか、宿泊施設や飲食施設、卸小売業や運送業等においても、売り上げの減少など大きな影響が出た。

また、今回の家畜の処分に当たっては、29万頭もの家畜を主に農地等に埋却したが、当初、家畜の体液の流出等による悪臭や、ハエなどの害虫の大量発生を生じた。現在、このような状況からはほぼ回復しているが、地下水への影響を継続して調査するため、モニタリングによるチェックなど、長期的な監視、管理体制を敷くこととなった。

#### ③県内経済への影響額(推計)

口蹄疫による県内経済への影響額は、総額で2,350億円と推計されている。

- ・畜産業及び畜産関連産業への影響(今後5年間) 1,400億円
- ・商工団体が行ったアンケート調査による影響額 950億円

## (2) 発生前の状況

### ①国からの情報提供

今回、宮崎で口蹄疫が発生する以前においては、農林水産省が海外での発生状況等に関する情報を各都道府県、関係団体等に対する通知やホームページなどで提供していた。

平成22年に入ってから、韓国において1月7日に発生通報のあった口蹄疫の事例に関して、1月8日付けで発生を知らせる情報が、また同月12日には当該案件についての追加情報が各都道府県に通知されている。

\* 関連資料 1 (3)

### ②宮崎県の対応

韓国等での口蹄疫の発生状況等の情報は、農林水産省からの情報提供により、随時市町村、関係団体等にも提供していたが、韓国での発生が頻発化してきた状況を受け、1月22日に県内の市町村家畜防疫担当者、農業関係団体の担当者等を集め、「家畜防疫会議」を開催した。

内容は、韓国における発生事例についての情報、国内における口蹄疫の侵入防止対策等についてであった。\* 関連資料 1 (4)

また、各家畜保健衛生所では、県内の獣医師（産業動物を取り扱う指定獣医師）に対して研修会を開催し、韓国での口蹄疫の発生状況や症例等の情報提供、衛生管理の強化や異常のある場合の早期通報についての指導等を直接行っている。

### ③県内各地域の状況

農家へのヒアリング等によると、近年の鳥インフルエンザ、豚コレラなど具体的に想定される伝染病のイメージがある鶏や豚に関しては一般的に防疫意識が高い一方、牛については前回の口蹄疫発生から10年を経過しており、防疫意識は比較的低いものであった。

上記②の「家畜防疫会議」での情報が各農家に十分に伝達されたケースは少なく、大半の農家は韓国で口蹄疫が発生していた事実は知っていたものの、これが身近に起こりうるものとして、危機感・緊迫感を持っていた状況では無かった。

## (3) 第1例目の感染確認と初動対応

### ①第1例目の感染確認

感染確認の第1例目となった農場の感染確認までの経緯（概要）は、次のとおりである。

【第1例目：肉用繁殖牛16頭】

- 4月 7日 発熱(40.3°)と食欲不振で獣医師への往診依頼。  
(流涎があり、活力ないが口腔内は異常なし。)
- 4月 9日 牛の口腔内(上唇)で潰瘍、表皮の脱落が確認され、獣医師が口蹄疫を疑い家畜保健衛生所に通報。  
同日、家畜保健衛生所が立ち入ったが、他の牛に異常が確認できないため経過観察とした。
- 4月16日 他の牛の発熱等により獣医師へ往診依頼。当該牛の口腔内でびらんを確認。当該牛以外の流涎も確認し、家畜保健衛生所へ通報。

- 4月17日 16日に流涎のあった牛の発熱等により獣医師への往診依頼。  
2頭にびらんを確認。家畜保健衛生所が検体を採取。
- 4月19日 検査によりブルータング等、類似する口蹄疫以外の病気が  
陰性だったため、家畜保健衛生所が再度農場に立ち入り、口  
蹄疫検査用の検体を採取、動物衛生研究所へ送付。
- 4月20日 農林水産省から宮崎県に、口蹄疫の感染が確認された旨の連  
絡あり。

## ②感染確認後の初動対応（第6例目まで）

### 【防疫対策の体制】

第1例目(都農町)の口蹄疫感染確認後、県は直ちに本庁内に口蹄疫防疫対策本部、宮崎家畜保健衛生所内に現地防疫対策本部を設置し、口蹄疫の防疫対策に着手した。**\*関連資料2(1)(2)**

なお、都農町役場内にも町の防疫対策本部が設置されたため、県では当該本部にも県職員を派遣・常駐させ、連絡調整業務に当たらせている。

### 【殺処分・埋却】

第1例目の疑似患畜の殺処分は、感染が確定した4月20日の夜に終了した。

第2例目以降第6例目までの疑似患畜の殺処分については、すべて感染確認から2日以内に終了している。

### 【交通遮断・消毒ポイントの設置】

感染拡大の防止については、「家畜伝染病予防法」（以下「家伝法」という。）、及び「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」（以下「防疫指針」という。）に基づき、県では農林水産省とも協議しながら、発生農場に入り込む道路の封鎖、移動・搬出制限区域の設定を行い、4月20日には、制限区域内の幹線道路4カ所に消毒ポイントを設置し、関係車両の消毒を開始している。その後、事態の進展に合わせて消毒箇所数を増やしながらかつて対応している。

また、空港や港湾など、直接海外から人・物の出入りが想定される箇所での消毒などの防疫対策の強化を図っている。

### 【情報提供】

口蹄疫の発生に関する情報提供について、県では、第1例目の感染が確定した4月20日にマスコミ向けに記者会見を行っているが、発生農家の情報については、農場の規模のほか、農場の所在地については地区名（字名）までを公表し、農家の具体的な名前は公表しなかった。**\*関連資料1(5)**

また、口蹄疫に関する情報を広く県民に提供するため、4月20日には口蹄疫に関する情報提供のコーナーを設置し、県のホームページの「緊急情報」の欄に掲載している。

## (4) 感染拡大とまん延期の対応

### ①感染拡大の状況

前述のとおり、口蹄疫の疑似患畜の殺処分については、第1～第6例目までは、農場の飼養規模も牛16頭～118頭と小規模であり、迅速な措置が行われたが、第7例目(4/26確認、牛725頭)、第8例目(4/28確認、牛1,019頭)の大規模農場への感染、第10例目(4/28確認)の豚への感染が確認された時期以降、殺処分・埋却に遅れが出てきている。

この殺処分の遅れや豚への感染により、発生地域でのウイルス量は爆発的に増加したと推測され、更に感染拡大が加速した。

感染地域としては、当初、川南町、都農町内であったが、4月28日にはえびの市に、5月16日には高鍋町、新富町、5月21日には西都市、木城町に感染が拡大している。

### ②感染拡大に伴う防疫対策組織の強化等

#### 【県関係】

感染の拡大に伴い、県庁に設置された防疫対策本部は、増員による体制強化を進めるとともに、県外獣医師等支援班(5/1)、埋却支援班(5/4)を設置するなど、随時必要な機能を付加しながら体制を拡充した。

また、発生当初、現地対策本部を宮崎家畜保健衛生所内に設置した後、4月24日には川南町に現場本部も設置。えびの市での感染に伴い、現地対策本部を都城家畜保健衛生所にも設置したほか、新富町にも現場本部を設置するなど、感染拡大の状況に応じて、県としての組織体制を拡大していった。

さらに、5月20日には、県の防疫対策本部に総合支援部を設置し、災害対策本部の会議室に数十名規模の職員が一堂に会し、防疫業務や関連業務への支援、対外的な調整等の業務を全庁的、総合的に実施する体制を敷いた。\* 関連資料2(3)

#### 【国関係】

口蹄疫の発生が確認された4月20日に、農林水産省内に国の口蹄疫防疫対策本部が設置されていたが、感染の拡大に伴い、5月17日には内閣総理大臣を本部長とする政府口蹄疫対策本部が、また、宮崎県庁内には現地対策本部が設置された。現地対策本部には、山田農林水産副大臣、その後篠原副大臣が常駐し対応に当たった。

### ③防疫対策の拡大

#### 【殺処分・埋却】

感染が拡大するとともに、防疫作業についても困難を極めることになった。殺処分・埋却処分については、5月以降の感染の急速な拡大により、処分を待つ疑似患畜数も急激に増加したため、殺処分・埋却に対応する人員は、5月下旬～6月中旬のピーク時には、毎日700～900人の規模となった。作業に当たっては、適切な埋却地の確保、効果的な人員の配置、適時的確な資機材の搬出入など、多くの課題を抱え、時間との戦いの中で、現場では非常に困難な状況が続いた。

#### 【消毒ポイントの設置】

第1例目の感染確認当初、県指定の4カ所からスタートした消毒ポイントは、その後、市町村や関係団体等が独自に消毒ポイントを設置するなど、感染が拡大した5月初旬から急速に箇所を増やし、最大で403カ所(7月当初)に及んだ。

消毒の方法についても、全車両を対象として消毒槽の中を通過させる、動力噴霧器で消毒液を噴霧する、消毒マットを通過させる、道路に消毒液を直接散水する、あるいは道路から関係車両を引き込んで消毒液を噴霧する形式など、各ポイントの状況に応じた消毒方法がとられた。

#### ④防疫対策への支援

##### 【自衛隊】

殺処分・埋却等の作業に遅れが生じ始めたため、知事は5月1日に自衛隊に対し、災害派遣として、口蹄疫の防疫関係作業の支援のための出動要請を行い、同日中に自衛隊の災害派遣チームが現地に到着し、防疫作業に合流することとなった。

主な業務としては、埋却地の掘削、死亡家畜の運搬や埋却等、畜舎の清掃や消毒作業、消毒ポイントでの車両消毒などの広範な支援であり、川南町役場を拠点としながら作業を行った。

1日の態勢としては、120人程度からスタートし、随時増員による態勢強化を図りながら、最大で330人以上、派遣期間を通じた延べ派遣人数は18,720人も規模となり、自衛隊の災害派遣としては、本県の記録に残る限り過去最大のものとなった。

##### 【警察】

防疫措置としての交通遮断や通行制限、また消毒ポイントの設置も感染拡大とともに増大したが、これらの現場においては、特に農業関係者以外に口蹄疫に対する理解が十分でないことによる通行車両等とのトラブルや、交通渋滞などが生じたため、より円滑かつ確実に消毒等の防疫措置を行うために、警察からも多大な支援を受けることとなった。

口蹄疫対策として従事された警察官としては、本県以外の20都府県から実人員で2,300人が派遣され、本県警察を含め延べ38,000人（うち県外28,000人）の大規模な動員となった。

##### 【防疫措置への従事者数】

感染の拡大・蔓延によって、疑似患畜等の殺処分・埋却及びその関連作業、消毒ポイントでの車両消毒等々の防疫対策は、莫大な労力を要することとなった。

このため、県では4月24日に県外の家畜防疫員の派遣要請を行ったのを皮切りに、関係機関や国を通じた支援要請等も合わせ、延べ人数にして約158,500人の従事者数となった。

〔内 訳〕（平成22年7月15日終了時点まで）

・国関係職員	約	14,500人
・自衛隊員	約	18,500人
・県内外警察官	約	38,000人
・他都道府県職員	約	5,000人
・JA等関係団体職員	約	16,500人
・市町村職員	約	18,000人
・宮崎県職員	約	48,000人

（合 計） 約158,500人

#### ⑤種雄牛の制限区域からの移動

県のブランド牛である「宮崎牛」をはじめとする肉用牛を生産する上で基盤となる種雄牛の管理や精液ストローの生産は、宮崎県家畜改良事業団（高鍋町）で一元的な管理が行われてきた。

都農町・川南町で発生した口蹄疫の感染拡大は、当該家畜改良事業団にまで及ぶ状況となり、これらの基盤の喪失が本県肉用牛生産に甚大な影響を与えると判断した県は、農林水産省に対して、種雄牛のうち主力の6頭の移動制限区域外への搬出の特認についての協議を開始(5/8)、5月10日に知事から農林水産大臣に対して要望を行った。

これに対し農林水産省からは、

- ・移動に際し、移動対象牛の臨床目視検査及びPCR検査により口蹄疫に感染していないことを確認すること
- ・移動時の輸送ルートの確認や、輸送車両の消毒等の厳格な衛生管理や、移動後の臨床目視検査(毎日)等の継続的な管理を行うこと
- ・移動制限区域内の畜産関係者への十分な説明を行うこと

といった条件が示され、12日には遺伝子検査の結果がすべて陰性であることを確認した上で、13日に移動を行い、14日から移動先での飼養管理を開始している。

このため、14日には家畜改良事業団で飼養されていた後代検定牛に感染が確認されたが、この関連による上記6頭の種雄牛の殺処分は行われていない。

その後、移動した種雄牛の臨床目視検査及びPCR検査を継続していたが、5月21日には、その中の1頭「忠富士」が、目視で確認できる症状を示すことなく、PCR検査で陽性を示したため、殺処分されることとなった。

なお、この際も、飼養管理を別にしていただけ等を理由に、残り5頭の種雄牛には関連としての殺処分が行われていない。

## ⑥非常事態宣言の発出

口蹄疫の発生後、家伝法等に基づく懸命な防疫措置を行ったにもかかわらず感染拡大が止まらないことに加え、万全の防疫体制を敷いていたはずの家畜改良事業団にまで感染が広がったことから、それまでの対策を抜本的かつ強力に見直すことが必要となった。

そこで、口蹄疫の早期撲滅を最優先に、感染防止対策の徹底を図るため、5月18日に県として初の「非常事態宣言」を発出し、県民に事態の深刻さを理解していただき、県民生活への一定の制限を含めた協力をお願いすることとなった。\*関連資料1(6)

## (5) ワクチン接種への対応

### ①ワクチン接種の方針決定

口蹄疫の感染拡大を止める見込みが立たない中、県では、従来の封じ込め措置には限界があるとして、予防的殺処分やリングワクチンの接種などの抜本的な防疫対策への転換を求めるため、5月4日には、農林水産省との協議を開始している。

これに対して、5月6日には国の牛豚等疾病小委員会も開催されたが、防疫措置の方針は従前の措置を継続することとされている。

しかし、5月19日の国の口蹄疫対策本部において、「新たな防疫対策」として移動制限区域内でのワクチンの接種による感染拡大防止の方針が決定された。

ただ、国の方針決定の時点で、畜産農家に対する補償については明確にされていなかった。

## ②ワクチン接種の実施と特別措置法の施行

政府の決定を受けて、県としては、ワクチン接種対象農家への十分な補償と経営再開への支援が確保された上で、対象農家や関係者の理解を得る必要があると判断し、国、市町村長との協議等を重ねた結果、国から補償の方向性が示されたため、5月21日にワクチン接種の実施を受け入れることを決定し、翌22日からワクチン接種を開始した。

ワクチン接種対象となった家畜は、3市5町の約125,700頭（接種後疑似患畜となった分を含む）であり、農家に対して主に市町村から承諾を得ながら接種を進めた。

ワクチン接種は、そのほとんどを5月26日までの5日間で終了し、6月5日からは接種した家畜の殺処分・埋却措置を開始。関係者の懸命の作業で6月30日に措置を終了している。

この間、ワクチン接種や予防的殺処分及び当該措置に対する補償等を定めた「口蹄疫対策特別措置法」及び関係政省令の整備が進められ、6月4日に公布・施行となり、法令上の根拠が整えられた。

なお、この過程で、県内において唯一民間で種雄牛を有する農家の対応に関し、県側が特例として殺処分を行わないという考え方を示したため、国と意見が対立することとなり、当該問題の解決に長い時間を要することとなった。

最終的には特例の適用は認められず、この民間種雄牛は7月17日に殺処分が行われた。

## (6) 終息期の対応

### ①感染の終息

ワクチン接種以降、飛び火的に感染した数例を除くと、新たな感染はなくなり、殺処分・埋却の防疫措置が6月30日に終了した段階では、エリア内に家畜がない状態となった。

移動・搬出制限区域は家伝法に基づき順次解除され、7月27日には県内全域での制限区域が解除されると同時に、口蹄疫非常事態宣言も解除された。**\* 関連資料 1 (6)**

### ②口蹄疫終息宣言

すべての制限区域及び口蹄疫非常事態宣言が解除されたが、口蹄疫の完全な終息宣言を行うためには、県内全域での清浄性の確保が必要であった。

制限区域が解除された時点では、発生農場等において口蹄疫ウイルスを含んでいると推定される大量の糞尿等の汚染物が残されており、これについては国とも協議した結果、一定期間の封じ込めを行った上で、切り返しによる発酵で温度を基本的に60℃以上に上げること等でウイルスの不活化を行った。また、併せて、県内全域での家畜の清浄性の確認を行った結果、8月27日に、最終的な「口蹄疫終息宣言」を行うこととなった。

**\* 関連資料 1 (8)**

## (7) 復興対策への対応

### ①復興対策本部の設置

口蹄疫による影響は、県内の農業・畜産だけでなく、関連する製造業や流通、観光など、広く県内の経済、雇用等に甚大なダメージを与えることとなった。

口蹄疫終息までの道筋がある程度明らかになってきた段階では、これまでの懸命な防疫対策から、復興・再生への取り組みへと徐々に移行する必要が出てきた。

そこで県は、6月28日に「宮崎県口蹄疫復興対策本部」を設置。本県の農業及び経済・産業を再生し、口蹄疫の発生前の宮崎県を取り戻すための取り組みを開始した。\*関連資料2(4)

### ②口蹄疫からの再生復興方針の策定

復興対策本部は、関係市町及び関係団体等との意見交換を行いながら、「口蹄疫からの再生・復興方針」を取りまとめた。\*関連資料1(7)

この方針では、再生・復興の取り組みに向けて、次の3つの基本目標を掲げている。

「早急な県内経済の回復、県民生活の回復」

→県内経済へのダメージ2,350億円に対する回復

「全国モデルとなる畜産の再構築(本県畜産の新生)」

→家畜防疫に配慮した畜産経営

特定疾病のない畜産地域

環境にやさしい資源循環型畜産

「産業構造・産地構造の転換」

→畜産から耕種への転換や農業の6次産業化など

この方針の中では、これらの目標を実現するために、復興・再生に向けた取り組みの手順を、直近から中・長期にいたる段階ごとに掲げており、「特に緊急を要する課題」としては、畜産経営の再開支援(観察牛の導入による清浄性確認、家畜防疫体制の強化など)や埋却地の保全管理、雇用の維持確保、イメージアップ対策など、直接農業に関するものはもちろん、商工業、観光など広い範囲での取り組みを進めることとしている。

また、これらの取り組みを実行するための対策として、次のような施策、制度の活用等を行うこととしている。

- 国による対策の実施や国の制度の活用
- 再生・復興のための基金の設置
- 中小企業を支援するためのファンドの創設
- 復興特区制度の創設
- その他既存の制度や事業の活用

### ③畜産経営再開に向けた取り組み

#### 【家畜の評価】

殺処分することとなった疑似患畜・ワクチン接種家畜の評価方法等については、殺処分開始以降、県と関係団体において検討し、国とも協議を進めた結果、ワクチン接種が始まる5月下旬には特措法の支援内容と合わせて、具体的な評価、補償の考え方が整理された。

家畜の評価の作業は、家畜防疫員、市町担当者、JA関係者等により、家畜1頭1頭について、評価方法に基づき、その種類や飼育期間の状況等、様々な条件を加味して評価を行っている。

#### 【補償算定と支払い等】

疑似患畜、ワクチン接種家畜に対する補償金については、まずは概算払い（補償額の概ね30%程度）として、8月中旬までにはほとんどの農家に支払われている。（9月上旬にはすべて支払い済み。）

殺処分等が終了すると、詳細な家畜の評価・補償の算定が行われ、当該内容について各農家から同意を得た上で、申請手続き及び支払いがなされる。

この29万頭に及ぶ家畜1頭1頭の詳細な評価と支払いについては、膨大な事務処理を要するため、県では、5月18日に「手当金支払支援班」を設置し、専属の体制で作業を進めてきた。

8月の時点では、10月末で精算払いをほぼ終了することを目標として、9月から人員増を図ったが、想定以上の事務量や、補償内容の細部の調整に時間を要したこともあり、実際に精算払いが始まったのは10月に入ってからとなり、当初の見込みどおりに支払いは進んでいない。

このため、県では、さらに体制を40名以上に増員し、12月中にはほとんどの農家への精算払いを終えるように取り組んだ結果、年内に98.6%の農家への支払いが完了した。ただ、補償内容に同意していない一部農家への支払いはまだ終了していない。

#### 【畜産経営の再開】

9月に入ると、被災した地域においては観察牛の導入が行われ、いずれも一定期間飼育した結果、口蹄疫に感染していないことが確認された。このため、11月からは徐々に家畜の導入が始まり、少しずつ畜産経営が再開されている。これに伴い、県では「宮崎県農場衛生管理マニュアル」を策定し、県内の畜産農家に配布。口蹄疫をはじめとするさまざまな感染症に対処するため、消毒の徹底や農場の管理など、農家への注意喚起を行っている。**\*関連資料1(9)**

また、畜産経営を再開するに当たり、青森県からは代表的な種雄牛である「第一花国」の精液が、県外の複数の民間農場からは、県立農業大学校や県立高鍋農高に、主要な病気に感染していない多数の乳牛や優秀な血統の肉用牛が寄贈されるなど、全国からの温かな支援も数多く寄せられている。

#### 【家畜伝染病予防法改正に向けた国への提案要望】

今回の口蹄疫対策を行うに当たり、現行の家畜伝染病予防法が実態にそぐわない面が多々あったことから、国においては次の通常国会において法律改正を行うべく準備が進められている。

このため、県では、これまでの本委員会の検討状況も踏まえ、昨年12月に国に対して、法改正に関する提案要望を行った。

**\*関連資料1(10)**

## (8) 2000年時の口蹄疫被害との比較

今回の口蹄疫の発生前の日本国内における直近の発生は、2000年に同じく宮崎県においてであるが、未曾有の被害となった今回に比べ、前回は発生から僅か3例で封じ込めに成功している。

国の動物衛生研究所によれば、前回の口蹄疫ウイルスは感染力が非常に弱かったのに対し、今回は標準レベルの感染力を有していたとのことであり、感染力そのものに大きな差異があったと言われている。

また、前回は、防疫措置終了後、速やかに清浄性の確認調査が行われ、発生した周辺農場に対して採血検査を含めて迅速に実施されているのに対し、今回は面的な感染拡大が起こったことから、清浄性検査をすぐに行うことができず、周辺農場に対しては電話での聞き取りが主になっている。

さらに、前回は、財政的にも国の具体的方針がいち早く示され、県は初動の防疫措置に全力を傾注することができたが、今回は、予算確保にも膨大な労力を強いられ、復興対策を含めた国の方針が示されたのは10月に入ってからであった。\* 関連資料5(4)

### 【概要の比較】

#### [発生場所]

2000年	地 区	宮崎県宮崎市西部地区
	周辺状況 (飼養農家・頭数の状況)	(周囲3km) 牛飼養農場：91戸(500頭) 豚飼養農場：1戸(3,600頭)

2010年	地 区	5市(宮崎市,都城市,えびの市,西都市,日向市) 6町(国富町,高鍋町,新富町,木城町,川南町,都農町)
	周辺状況 (飼養農家・頭数の状況)	(1例目：周囲3.5km) 牛飼養農場：43戸(1,643頭) 豚飼養農場：6戸(8,196頭)  (2例目：周囲1.0km) 牛飼養農場：17戸(698頭) 豚飼養農場：14戸(21,698頭)

#### [殺処分規模]

2000年	農場数	3戸
	殺処分頭数	牛：38頭

2010年	農場数	全体	うち患畜・疑似患畜
		1,304戸	292戸
2010年	殺処分頭数	牛：68,272頭 豚：220,034頭 その他：343頭 288,649頭	牛：37,412頭 豚：174,132頭 その他：64頭 211,608頭

【1例目の初診から埋却までの経過比較】

経過日数	前回(2000年)	今回(2010年)
0	・獣医師の初診(3/12)	・獣医師の初診(4/7)
2日目		・家畜保健衛生所への通報(4/9)
9日目	・家畜保健衛生所への通報(3/21)	
10日目	・検体の採材と家畜衛生試験場への送付(1回目 3/22)	
12日目	・検体の採材と家畜衛生試験場への送付(2回目 3/24)	・検体の採材と動物衛生研究所への送付(4/19)
13日目	・感染の確認(3/25) ・県の家畜防疫対策本部、現地防疫対策本部の設置 ・国の口蹄疫中央防疫対策本部(農水省内)、口蹄疫緊急防疫対策本部(農政局内) ・発生農場を中心に半径50mの通行遮断 ・移動制限(20km)・搬出制限(50km)区域の設定	・感染の確認(4/20) ・県の家畜防疫対策本部、現地防疫対策本部の設置 ・国の口蹄疫防疫対策本部(農水省内)、九州農政局家畜伝染病緊急事態対策本部(農政局内) ・発生農場に通じる幹線からの進入口を通行遮断 ・移動制限(10km)・搬出制限(20km)区域の設定
14日目	殺処分・埋却完了(3/26)	殺処分・埋却完了(4/21)

【国からの人的派遣の状況】

	前回(2000年)	今回(2010年)
行政対応 (県の対策本部への派遣)	3/25～26 1名が常駐 27日以降は2名常駐  ※これ以外に、当初の病性鑑定、検体の採取等で2～3名の職員が来県。	4/20～ 1名が常駐 22日以降は2名常駐  ※宮崎家畜保健衛生所には1～2名情報連絡担当が常駐。

防疫措置(殺処分・埋却等)に対する支援要員として4/25から6名体制でスタートし、4/25～7/14の間で延べ11,302名。(実人員1,627名:獣医師や補助要員等も従事)  
なお、政府は、5/17に県庁内に現地対策本部を設置。

【3例目までの防疫措置の比較】

		前回(2000年)	今回(2010年)
第1 例目	感染確認日	H12.3.25	H22.4.20
	通行遮断期間	25日14:00~26日17:30	20日17:00~22日10:00
	通行遮断に要した 人員の概要	家畜保健衛生所:4名 市・JA:4名 警察:2名	役場:2名 警察:2名
	家畜頭数	牛13頭	牛16頭
	殺処分~埋却時期	3月26日 ~13:30	4月20日21:15 ~ 4月21日23:50
	埋却場所	発生地点から2km離れた県有地	発生地点から100m離れた農家所有地
	殺処分・埋却に要 した人員の概要	家畜保健衛生所:12名 国(家衛試九州支場):2名 市・JA:4名 ※国は病性鑑定立ち入りしていたため	家畜保健衛生所・県:10名 役場・JA:10名
周辺農場の状況調査	・家畜の導入元:3/25~29で調査(立ち入り・採血) ・人関連農場:3/27~31で調査(〃) ・周辺農場(3km):3/27~30で調査(〃)	・生産者関連調査 4/20~21(立ち入り) ・周辺農場(3km):4/21~(電話) ・獣医師関連調査:4/20~(電話) ・削蹄師関連:4/21~(電話) ・稲わら関連4/20(立ち入り・電話)	
第2 例目	感染確認日	H12.4.3	H22.4.21
	通行遮断期間	3日19:00~4日16:30	22日9:00~27日14:00
	通行遮断に要した 人員の概要	家畜保健衛生所:1名 役場:2名 警察:1名	役場:8名 警察:2名
	家畜頭数	牛9頭	牛68頭
	殺処分~埋却時期	4月4日 ~11:30	4月22日10:45 ~ 4月22日16:25
	埋却場所	発生地区内の農家所有地	発生地点から3300m離れた3例目農場の所有地
	殺処分・埋却に要 した人員の概要	家畜保健衛生所:10名 町・JA:23名 ※堆肥処理に人員を要した	家畜保健衛生所・県:7名 役場:10名
周辺農場の状況調査	・人関連農場:不要の判断 ・周辺農場(1km):4/6に調査(立ち入り、採血)	・稲わら関連:4/21~(立ち入り・電話) ・獣医師関連:4/21~(電話) ・薬剤販売員関連:4/22~(電話)	
第3 例目	感染確認日	H12.4.9	H22.4.21
	通行遮断期間	10日8:30~10日18:20	21日6:00~29日14:00
	通行遮断に要した 人員の概要	家畜保健衛生所:1名 JA:2名 警察:1名 民間警備員:2名	役場:8名 警察:2名
	家畜頭数	牛16頭	牛118頭
	殺処分~埋却時期	4月10日 ~15:00	4月22日17:20 ~ 4月23日16:00
	埋却場所	発生農場から約4km離れた町有地	発生地点から3300m離れた農家所有地
	殺処分・埋却に要 した人員の概要	家保・県:12名 町・JA:33名	家畜保健衛生所・県:20名 役場:10名
周辺農場の状況調査	・人関連農場:4/13に調査(立ち入り、採血) ・周辺農場(1km):4/13に調査(〃)	・獣医師関連調査:4/22~(電話) ・稲わら関連:4/23~(立ち入り・電話) ・削蹄師関連4/25~(電話)	

※殺処分・埋却に要した人員には、穴掘りの重機オペレータ等の要員は除く。

## 第3章 調査結果の概要

### (1) 調査方法

#### ① アンケート調査

アンケート調査については、関係者のみならず、県民からも広範な意見を聴取するため、下記の要領で、9月3日から30日にかけて実施した。その結果、638通の回答があり、その内容について、項目毎に取りまとめを行った。

##### \*対象者

- ・行政機関（県内市町村、全国都道府県）
- ・関係機関（警察、消防、自衛隊、県政記者クラブ加盟報道機関）
- ・関係団体（農業、畜産、商工関係の団体）
- ・関係農場（発生農場及びワクチン接種農場 約1300箇所）
- ・県内獣医師（産業動物の獣医師 約360名）
- ・県民、県職員（県庁ホームページで広報するなどして、希望者は誰でも回答できるシステム）

##### \*調査方法

- ・あらゆる角度からの意見を聴取するため、一連の対応について、良かった点と悪かった点に分けて、自由に記入していただく方法を採用した。
- ・対象者については、原則としてアンケート用紙を直接送付した。ただし、県民や県職員に対しては、県庁ホームページや庁内電子システム等を通して広報を行い、希望者は誰でも回答できるようにした。

#### ② 現地調査、ヒアリング調査

現地調査、ヒアリング調査については、被災地の状況や被害の実態、関係者の意見等を正確に把握することを目的に、9月21日から12月22日にかけて実施し、約150名の方々から話を聞き、その内容について、項目毎に取りまとめを行った。

##### \*対象者

- ・行政機関（県知事、県農政水産部、県福祉保健部、県商工観光労働部、家畜防疫員、被害発生市町村、現場対策本部関係者、消毒業務関係者、隣接3県）
- ・関係機関（県警、陸上自衛隊、動物衛生研究所）
- ・関係団体（JA経済連、農済連、JA中央会、各関係JA、獣医師会、商工会議所連合会、商工会連合会、トラック協会、建設業協会）
- ・関係農場（主な患畜発生農場・ワクチン接種農場、畜産試験場川南支場、農業大学校、家畜改良事業団、関係農業者、関係獣医師）

##### \*調査方法

- ・検証委員会と庁内調査チーム合同で、毎回、複数のメンバーによる調査を実施した。
- ・ヒアリング調査については、対象者に特定の場所に来ていただいたり、こちらから出かけていくなどして、直接、詳しく話を伺った。
- ・関係農場への現地調査においては、農場関係者からのヒアリング調査も併せて行った。

## (2) アンケート調査からわかったこと

アンケート調査の結果について、主な意見を整理すると、次のとおりである。これらの内容は、第4章、第5章の基礎資料になっている。  
なお、対象者毎の内訳については、別途記載する。\* 関連資料3(3)

### 【総括】

- ① 県内（主に児湯地域）だけで、4ヶ月で終息したことは良かったと思う。
- ② 県内外の関係者の尽力、協力に感謝している。県民総力戦で対応できた。
- ③ 国や自治体等の防疫体制や注意喚起の甘さ、住民の危機意識の低さが明らかになり、今後の教訓を得られた。農家の防疫意識も高まった。
- ④ 現状にそぐわない法律（家伝法）が防疫措置の足かせになったのではないかと。実態を踏まえた法律の改正が必要。

### 【事前予防段階】

- ① 人や飼料など、空港や港湾での水際対策を強化すべきだ。
- ② 行政等から農家への情報伝達や指導が不十分だ。農家の危機意識も低い。
- ③ 埋却地の確保や企業経営の農場への監視指導等にも問題がある。

### 【初動対応段階】

- ① 口蹄疫を軽く考えていたのではないかと。初動対応の遅れが拡大の原因。10年前の教訓が生かされていない。
- ② 国や自治体の対応が遅い。相互の連携も不足している。
- ③ 当初の家保の判断は疑問。検体を送付すべきではなかったか。
- ④ 検査結果の判定に時間がかかり過ぎる。県レベルでの検査体制を整備すべきだ。簡易診断キットの開発も望む。
- ⑤ 感染原因を徹底的に究明して絞り込んでほしい。今後の防疫対策につなげることが必要。そうでないと農家は安心して経営できない。特に発生した公的施設や大規模企業経営の農場を厳しく調べるべきだ。
- ⑥ 発生農場の隔離や道路封鎖は強制的、早期に実施すべきだった。
- ⑦ 消毒ポイントの数が少なかった。当初は日中のみで、消毒が十分でない場所や抜け道があった。啓発も不十分であった。
- ⑧ 一般車両の消毒を渋滞等を理由に実施しなかったり、遅れたりしたことが問題だった。
- ⑨ 県や町から発生農場に関する情報がなかった。発生農場近くの農場の人も知らない状況では不安で防ぎようがない。農家以外の協力も必要だ。
- ⑩ えびの市や都城市等では、関係者の尽力による迅速な対応が早期の封じ込めにつながった。

### 【まん延段階】

- ① 消毒ポイントの設置が少なかった。もっと徹底した消毒をすべきだった。
- ② 埋却地の確保が困難で殺処分が遅れたことが拡大の原因。自己責任での埋却地確保を求める余り、処理が遅れた。徐々に共同埋却地が確保されたことは良かった。
- ③ 殺処分現場において、指揮系統が不明確で、段取りや人員配置が悪かった。班編成や責任者の明確化が必要。消毒も不十分であった。
- ④ 臨床獣医師の投入が遅かった。早期に要請すべきだった。
- ⑤ ワクチン接種決定から実施まで間がなく、説明が不十分だった。ワクチン接種をしたこと自体については賛否両論。

### 【その他】

- ① 補償金の支払いが遅い。農家間の不平等感もある。金額については賛否両論。
- ② 全国からの義援金や物資、励ましのメッセージ等の支援に感謝している。

### (3) 現地調査・ヒアリング調査からわかったこと

現地調査、ヒアリング調査を実施した際に聴取した主な意見や情報等については次のとおりである。これらの内容も、第4章、第5章の基礎資料になっている。

#### 【1：事前予防段階】

##### (1) 韓国等での発生を踏まえた対応と備え

- ① 県では、1月に緊急の家畜防疫会議を開催するなど、市町村の関係者等に防疫の徹底等と呼びかけたが、その情報が個別の農家までほとんど伝わっていない。
- ② 一方、鹿児島県では、1月から3回にわたって農家にチラシを配布したり、関係機関との会議の内容をマスコミを通じて広報するなど、注意喚起のための対策が繰り返し行われていた。
- ③ 本県においては、10年前に口蹄疫を経験しているが、いつの間にか危機意識が風化していたのではないかという意見も多かった。
- ④ 国においては、韓国や中国で発生しているにもかかわらず、韓国における発生状況を各県に文書で通知しただけで、特段の説明会も開催していない。また、我が国へのウイルス侵入を防止するための空港等における水際防疫体制が十分でなかったという指摘もあった。

##### (2) 防疫マニュアルや指針の周知、理解、訓練の実施状況

- ① 防疫マニュアルについては、農政水産部の担当職員の理解に限られており、その内容が関係者に広く周知されていなかった。
- ② 口蹄疫を想定した研修や訓練は行われておらず、農家を含め、万一発生した場合の対応について準備ができていなかった。(鳥インフルエンザについては毎年実施されている)

##### (3) 防疫指針に定める埋却用地の確保等の取り組み

- ① 家畜伝染病予防法によれば、埋却用地の確保については、農家自身で行わなくてはならないとされているが、事前の説明や研修等もなく、その趣旨は理解されていなかった。
- ② このため、口蹄疫の発生に備えて、農家が埋却用地をあらかじめ確保するような状況にはなっていなかった。
- ③ ただ、事前に確保していたにしても、地下水の湧出や岩が出る等の問題は試掘してみないとわからない状況であり、実際に使用できたかどうかは不明である。
- ④ 農家が埋却地を確保できない場合を想定しておらず、国、県、市町村でも公用地使用の検討はなされていなかった。
- ⑤ これに対し、隣接県では、本県での発生も踏まえ、公用地使用を含めた埋却地確保対策に取り組んでおり、本県においても、平素からの準備として至急対応しておく必要があると思われる。

## 【2：初動対応段階】

### (1) 最初の感染経路、初発の原因究明

- ①国の疫学調査では、都農町の6例目の農場が初発であるとの見解を述べているが、これは、この農場において、たまたま3月31日に採取した検体が残っており、この一部が後に陽性と診断されたため、他に比較して最も早いと推測されたものである。これについて、こういった疫学調査の方法で判断されてしまえば、農家が早い段階で通報しようとしなくなるのではないかとの意見があった。
- ②国の疫学調査に対して、地元では、川南町の7例目の大規模な企業経営農場が初発ではないかとの意見が圧倒的に多かった。地元農家等の間では、この農場に関してさまざまなことが噂されており、事実関係が明らかにならないと、今後安心して再開できないとの声も強かった。
- ③7例目の農場については、診療記録によると、3月30日に風邪の症状を示す牛がいたほか、4月8日には複数の牛に食欲不振が見られ、9日からは食欲不振改善薬を一斉投与している。また、4月18日から20日にかけては、食欲不振と風邪の症状を示す牛が増えたことから、飼養牛全頭に抗生物質を投与していた。
- ④この農場に4月24日に県の家畜防疫員が立入検査に入った際には、すでに多くの牛が発症し、他の発生農場（1～2頭の発症状況）とは全く異なる様相を呈していたとのことである。殺処分のため、4月26日に県の家畜防疫員が入った際には、すでに症状が癒痕化して治癒している牛も相当数見られるなど、この農場においては、かなり以前からウイルスが侵入し、口蹄疫を発症していたものと推測されるとの意見があった。
- ⑤この農場の管理獣医師は、関連する13の農場を一括して管理しており、7例目の農場には、3月から4月にかけては全く行っていないと説明している。家畜の症状は従業員から電話で聞いて、投薬等の処方を指示していたとのことであった。
- ⑥また、会社の説明によると、この獣医師が牛の異常を確認したのは4月22日であるが、会社が実際に家保に通報しようとしたのは24日朝のことであり、それも家保からの電話がかかってきた際に報告したものであった。
- ⑦このように、この農場においては、さまざまな問題が露見しており、初発であったかどうかは断定できないとしても、この農場の社会的責任はきちんと問われるべきとの意見もあった。

### (2) 農家の通報体制、家畜防疫員の対応や判断、動衛研との連携

- ①通常、畜産農家は異常があれば、すぐにかかりつけの獣医師に連絡し、獣医師は診察を行った上で、必要があれば家保に報告している。その場合、家保は、直ちに獣医師である家畜防疫員を現場に派遣し、口蹄疫の疑いがあれば検体を採取して東京の動物衛生研究所に送付している。しかし、今回、早期に発症した事例について検証したところ、当初は発熱や食欲不振といった症状を呈し、そのために獣医師や家畜防疫員が口蹄疫を疑うことができず、PCR検査に至るまでに相当の日数を要したケースが見られた。
- ②これについて、民間獣医師からは、日常的に家畜を診ているかかりつけの獣医師が家保に通報するのはそれ相当の判断、理由があり、また、農家の同意も得ていることから、家保はそのことを重視して必ず採材をして検査を行ってほしいとの意見があった。
- ③ただし、検体を原則的にすべて送付するとなると、社会的・経済的な影響も大きいことから、今後は、疑いが強い場合の検査と、念のために行う検査の二通りのタイプに分類し、対応もそれぞれ分けておくべきではないかとの意見もあった。

- ④また、初期段階において、口蹄疫がいわゆる典型的な症状を示さないこともわかったことから、今後は、農家や獣医師に対して、いろいろな症例を詳しく示してほしい、そして、農家や獣医師が早い段階から口蹄疫を疑い、速やかに検査ができるような体制を構築してほしいとの要望があった。

### (3) 殺処分や埋却の対応、埋却地の確保

- ①初期の段階においては、殺処分の頭数も少なく、埋却地もすぐに確保できたため、一連の対応はスムーズに行うことができていた。これは、飛び火したえびの市や都城市においても同様であり、両市においては、整備されたマニュアルに沿って、迅速な対応が行われた結果、最小限の被害で封じ込めることに成功した。
- ②ただ、都農町の1例目の農場においては、マスコミのヘリコプターが上空を旋回していたため、家畜がその音に驚いて作業中に暴れたり、逃げ出したりする危険があり、殺処分が夕方以降にずれ込むといった影響が出ている。

### (4) 消毒や通行規制等の対応

- ①消毒や通行規制等については、防疫指針に基づいて、国と県が協議しながら対処してきたが、川南町において、感染が面的に一気に拡大したことに對して、防疫指針を超える対応はできていなかった。
- ②消毒への理解が不十分であったために、酸性とアルカリ性の薬剤を混ぜて使ったり、雨で濃度が低下するようなケースがあるなど、効果的な消毒方法が徹底していないところもあった。
- ③道路の通行規制については、発生農場への進入を制限した以外は、市民生活への影響から、初動段階においてはあまり実施されていない。このことが被害を増大させたのではないかとの意見があった。

### (5) まん延防止のための近隣農家等への情報伝達、周知等

- ①発生情報の公表については、国の公表に合わせるよう求められたために、県の公表も遅くなり、噂の流布や殺処分準備の遅れ等を招くことがあった。
- ②個人情報保護や防疫作業の円滑化を図る観点等から、発生農場の詳細な情報については非公開とされたが、どこで発生したかわからない状況の中で、周辺住民や近隣農家の不安を招いたり、発生農場の現状や農家の苦悩が伝わらないといった問題が生じた。
- ③一方で、農家同士の電話連絡やインターネット等により、地元ではある程度の情報収集はできていたとの意見もあった。
- ④農家では、まん延防止のためお互いに近づかない、訪問しないといったことを実践したところが多かったが、一部には、口蹄疫の症状を確認するために発生農場を訪問したり、家畜に触れたりするような事例もあった。
- ⑤発生農家や獣医師等に対して、一方的な批判や誹謗中傷の声が寄せられたこともあった。

### 【3：まん延段階】

#### (1) まん延した感染経路、原因究明

- ①まん延した原因については、発生農場間の人的交流によるもの、飼料の配送など車両によるもの、風によってウイルスが流されるもの、鳥やハエ等の媒介によるものなど、さまざまな意見があった。
- ②国の疫学調査によれば、1例目の発生が確認された4月20日の時点で、すでに10箇所以上の農場にウイルスが侵入していたとされており、かなり早い時点から、さまざまな要因で感染が拡大し、まん延していったものと考えられた。
- ③特に、県の畜産試験場川南支場や農業大学校、家畜改良事業団など、防疫体制が徹底されているはずの公的な機関においても感染が広がったことについて、国の検証委員会からも厳しい指摘がなされているところであり、その原因等を十分に調査すべきとの意見があった。
- ④これらについて、例えば畜産試験場支場では、車両の消毒不徹底やシャワーの不使用、あるいは敷地内で豚を移動させたことなど、不適切な行為が確認された。
- ⑤また、ある民間養豚農場では、移動制限区域内であるにもかかわらず、県の許可なく糞尿を移動させていた事実も確認された。

#### (2) えびの市や都城市等に飛び火した感染経路、原因究明

- ①国の疫学調査によると、えびの市や西都市、日向市に飛び火した原因については、すでに発症した関連の農場であったり、飼料等の運搬車両が可能性として指摘されている。
- ②そのほか、都城市や宮崎市、国富町に飛び火した原因については不明とされているが、地元農家からは、消毒が不徹底な一部の飼料運搬車両や、風の通り道によるウイルスの飛散を指摘する意見があった。

#### (3) 農家の通報体制、家畜防疫員の対応や判断、動衛研との連携

- ①今回の口蹄疫に関しては、初期の段階では典型的な症状を示さず、獣医師や家畜防疫員が口蹄疫を疑うまでに時間がかかったが、その後は迅速な対応が行われていた。国の動物衛生研究所への検体送付についても、空輸した上、羽田空港から県職員が毎回直接持参していた。
- ②動物衛生研究所においても、陽性が確認されただけでも292例という膨大な検査量であったにもかかわらず、迅速に対応していただいた。

#### (4) 殺処分や埋却の対応、埋却地の確保

- ①まん延期においては、埋却地の確保に大変な困難を来し、そのために殺処分が遅れてウイルスが広がる悪循環に陥った。
- ②埋却地については、家畜伝染病予防法において、農家自身で確保しなければならないとされているが、大規模な経営になればなるほど広大な面積の用地が必要となり、現実にはなかなか確保できない状況が続いた。
- ③特に、今回は、畜産密集地域でまん延したことや、地下水位が高く埋却に適さない場所が多かったことも困難に拍車をかけた。また、環境面の問題から、今後は近隣住民の反対で用地を確保することが難しくなるとの意見もあった。
- ④殺処分については、全国からの応援も得ながら行ったが、大動物に慣れていない獣医師も多く、保定要員の確保等と併せて課題が残った。
- ⑤また、応援の獣医師等は派遣期間が短く、現地作業のリーダーとはならず、作業班を増やせない要因の一つとなった。さらに、多方面から少人数ずつを集めて班編成を行ったため、統率を取りにくい面もあった。
- ⑥家畜の扱いや現場に慣れた地元民間獣医師を当初から作業に従事させるべきだったとの意見もあった。

#### (5) 消毒や通行規制等の対応

- ①まん延期に入ると、消毒や通行規制等も本格的に実施されるようになったが、対応が遅かった、徹底していなかったとの批判もあった。
- ②また、前述したように、川南町においては、初動の時点ですでにまん延した状態になっており、面的な対応に入るのが遅すぎたとの指摘もあった。

#### (6) まん延期における農家等への情報伝達、周知等

- ①まん延期においても、発生農場の具体的な情報については非公開とされたが、どこで発生したかわからない状況の中で、周辺住民や近隣農家の不安を招いたり、発生農場の現状や苦悩が伝わらないといった問題が生じた。
- ②一方で、農家同士の電話連絡やインターネット等により、地元ではある程度の情報収集はできていたとの意見もあった。

#### (7) 種雄牛の対策

- ①種雄牛対策については、県では、農水省の了解を受けて、家畜改良事業団で飼育していた主力の6頭に関して、特例的に西都市の山中に移動させる措置を取った。
- ②このことについては、長年の品種改良で築いてきた優秀な宮崎牛の血統を守るために行ったものであり、結果的に5頭が残ったことを評価する意見がある一方で、防疫上の理由や他の殺処分家畜との公平性の観点から、特例は一切認めるべきではなかったとの意見もあった。

### 【4：特別措置法に基づく対策（ワクチン接種、予防的殺処分）】

#### (1) 実施した時期や方法の適合性、効果

- ①児湯地域において、爆発的な感染拡大になったことから、我が国では初めてのワクチン接種、予防的殺処分が実施された。  
ワクチンについては、適合するウイルスの型が限定されることや、接種して約2週間経過しないと効果が出ないといった課題が指摘されていたが、今回は接種して2週間後には疑似患畜の発症が急速に減少するといった効果が発揮された。
- ②結果的には良かったと受け止めている農家、関係者が多かったが、もう少し早い時期に実施すべきであったとの意見や、国の判断の遅れを指摘する声もあった。

#### (2) 農家等への対応

- ①ワクチン接種の時点では、具体的な補償額が示されていなかったことや、前例がなく効果も疑問視されたことから、市町村等が農家への理解を得るには大変な苦労が必要であった。
- ②また、ワクチン接種の範囲について、科学的な裏付けがないまま実施されたため、感染していない家畜に接種することへの理解もなかなか得られなかった。  
今後は、幅広く抗体検査を行った上で感染の範囲を見極め、ワクチン接種の対象範囲を決定すべきだとの意見もあった。
- ③結果的に、ワクチン接種して殺処分を行った農家に対する補償がきちんとなされることになったことから、ワクチン接種対象地域外にありながらも一定の被害損失を被った農家とのバランスを指摘する意見もあった。
- ④対象範囲についても、半径何キロと一律に決めるのではなく、農場の立地状況や地形なども考慮すべきとの意見もあった。

## 【5：県の対応状況、防疫・危機管理体制】

### (1) 事前の防疫体制

- ①県では、10年前の口蹄疫発生を踏まえ、具体的な対応マニュアルを作成するとともに、農政水産部に家畜防疫対策監を配置するなど、各種の家畜防疫対策を講じていた。
- ②平成22年に入ってから、国の通知に基づき、1月22日に市町村や関係団体の担当者を集めた「家畜防疫会議」を開催し、韓国における発生状況や、万一我が国で発生した場合の対応策、農家へのウイルス侵入防止策等について説明を行っている。ただし、個々の農家まではこの情報が伝わっておらず、意識も浸透していなかった。
- ③この点について、前述したように、隣接する各県においてはそれぞれに対策が講じられている。鹿児島県では徹底した情報伝達と意識啓発、熊本県では工夫された啓発方法や大規模経営農場に対する監視体制、大分県では農場毎の地図情報を含めたデータ管理、家保とのテレビ会議システムなど、今後本県が参考とすべき対策も講じられていた。
- ④獣医師については、平成22年4月1日現在、知事部局に161名の職員を確保し、主に家畜保健衛生所と食肉衛生検査所に配置して良質で安全な食肉の提供に努めているが、国の検証委員会からは、家畜保健衛生所に勤務する家畜防疫員（獣医師）の数が、他県に比べて非常に少ないとの指摘がなされている。このことについて、今後、獣医師の確保に一層努めるとともに、宮崎大学等とも連携しながら家畜伝染病に対する研鑽に努め、万一の際には、民間獣医師や全国各県等との協力体制も確立しておく必要があるとの意見があった。

### (2) 初動対応段階の体制

- ①4月20日の1例目の発症確認に伴い、マニュアルに基づいた口蹄疫防疫対策本部を設置し、農政水産部を中心に全庁的な組織体制を発足させた。また、都農町や川南町に連絡員を派遣し、24日には川南町に現場本部を設置している。
- ②1例目から6例目までは頭数も少なかったことから、疑似患畜と診断された翌々日までには殺処分を終了し、比較的迅速に処理が進んでいたが、7例目の大規模農場での発症が確認されてからは、処理頭数が一挙に増えたため、埋却地の確保等に時間を要し、作業が大幅に遅れる状態となった。
- ③国の疫学調査によれば、4月20日の時点ですでに10箇所以上の農場にウイルスが侵入していたとされており、早い時点から面的な対応が必要だったとの意見があった。
- ④県の対策本部についても、初動段階から関係職員が一堂に会して業務を行うようにすべきだった、口蹄疫が発生したらすぐに大きな組織体制を敷いて実務的にも対応すべきだとの意見が多かった。
- ⑤関係機関や団体からも、今回の対策において、情報不足や連携不足を指摘する意見が多く、県の設置する対策本部においては、これらの機関や団体等も入るスペースを確保し、情報や対策が迅速かつ正確に伝わるシステムにしてほしいとの要望もあった。
- ⑥また、民間獣医師をもっと早い段階から活用すべきであったとの意見があった。日頃から家畜の扱いに慣れた民間獣医師や農協共済の獣医師と連携を図り、研修や訓練を行うことで、万一の際に迅速に対処できる体制を構築しておく必要があるのではないかと提言もあった。
- ⑦埋却処分に当たっては、建設業者の協力が大きかったが、作業の安全確保や事故が発生した場合の補償について明確でなかったとの指摘があった。
- ⑧県外において、宮崎ナンバーの車が敬遠され、運送業者等が苦勞したとの指摘もあった。県境における消毒を徹底するなど、しっかりとした防疫体制を講じるとともに、そのような批判に対しては、客観的立場にある国が広報に努めるなどの対策を求める意見があった。

- ⑨ボランティアについても県内外から多くの申し出があったが、感染拡大の危険性があるため、防疫対策においては御遠慮いただいた。県内のNPOでは、希望者に登録をしていただき、いつでも対応できる状況を作っていたので、今後はどのような分野、形態であればボランティアの活用ができるのか、関係者と十分協議しておく必要があるのではないかと意見があった。
- ⑩今回、感染地域にありながら、最後まで発症しなかった農場についても調査を行ったが、これらの農場に共通していたのは、道路から畜舎までの距離が離れていることや、農場主が徹底した消毒作業、防疫措置を講じていたことであった。また、多発地域に比較的近い場所ながらも、一切発症していない集落もあったが、地形的な影響も含め、今後詳細な調査が必要ではないかと思われた。

### (3) まん延段階の体制

- ①感染が多発した5月上旬においては、県外獣医師等動員支援班や埋却支援班が次々に設置され、県職員も全庁的に大量動員しながら、増え続ける疑似患畜等の殺処分に追われることとなった。
- ②このため、県では、5月上旬にリングワクチンの接種や予防的殺処分を含む新たな防疫体制を早急に検討するよう国に申し入れていたが、時期尚早との判断であり、国の専門家会議においても、従来どおりの対策が行われた。
- ③しかし、その後も事態が深刻化したため、国は5月17日に政府の対策本部、並びに宮崎県庁内に現地対策本部を設置し、省庁横断的で組織的な対応が図られることとなった。これにより、国との調整がようやくスムーズに行われるようになったとの意見があった。
- ④18日には県は「口蹄疫非常事態宣言」を発表し、県にまん延防止のための協力を要請した。これについては、すでに児湯地域のみならず県の南西部にも発症が広がっていたため全県的な措置となったが、県民生活や経済活動に与える影響が大きく、今後は早めに段階的な措置を検討してほしいとの意見もあった。
- ⑤19日には政府対策本部がワクチン接種と全頭処分を決定し、県は21日にこれを受け入れ、22日から接種が開始された。その後、徐々にワクチンの効果も出てきて、6月24日に疑似患畜の処分が、6月30日にはワクチン接種家畜の処分が終了した。
- ⑥この間、県では、5月19日に口蹄疫対策本部に総合支援部を設置し、危機管理局に庁内から集められた職員が交代で詰めて、6班体制で防疫支援や関連支援、渉外等の業務を処理したが、前述したように、このような体制をもっと早く構築すべきであったと意見が多い。
- ⑦また、22日には新富町にも現場本部を設置し、先に設置した川南町の本部と同様に、市町村や関係機関と連携しながら円滑な作業が進むよう取り組んだ。しかしながら、市町村や関係機関等との協力関係や、県の本庁との連携等にさまざまな課題も生じることとなった。
- ⑧また、被災農家や殺処分に当たった人々に対する「心と身体のケア」の問題も懸念されたため、県では市町村等とも連携して、相談窓口の設置や、電話での聞き取り調査、個別訪問等を行っている。特に、感染症の災害に際しては、まん延防止の観点からも、電話による聞き取りや相談対応が有効な手段であるため、電話でのスクリーニングを行った上で、ハイリスク者への重点的な対応を行っている。2割程度の方が対応を要するとして判定されているが、心の問題は時間が経過した後にも尾を引くとの指摘があり、今後とも継続して「心と身体のケア」の問題に対処することが必要と感じられた。

#### (4) 復興段階の体制

- ①県では、家畜の処分に目途が立ったため、6月28日に口蹄疫復興対策本部を設置し、畜産再生をはじめ、イメージアップ対策や環境対策に総合的に取り組む体制をスタートさせた。
- ②県庁講堂に関係職員が集まり、お互いに情報交換を行いながら、それぞれの担当分野についての具体的な対策を検討し、8月18日に3つの柱から成る「再生・復興方針」を取りまとめた。
- ③再生・復興のための具体的な対策については、その方針に基づき、各部局において実施されるとのことであるが、3つの柱である
  - ・早急な県内経済の回復、県民生活の回復
  - ・全国のモデルとなる畜産の再構築
  - ・産業構造、産地構造の転換がしっかりと図られ、口蹄疫からの真の再生・復興が行われるよう努力してほしいとの意見が多かった。
- ④被災した畜産農家への手当金等の交付については、当初10月末までには支給できるとのことであったが、12月に入っても事務作業が続くなど、農家からは早期支給を求める声が強かった。
- ⑤この手当金等の交付について、農家の間で、不公平さを指摘する意見もあった。また、7例目、8例目の大規模な企業経営農場については、飼養管理上の問題や報告の遅れなど、今回の口蹄疫拡大を招いた要因の一つである可能性があり、手当金を支払うことへの批判的な意見もあった。
- ⑥農家や殺処分を行った人々の中には、精神的なダメージを受けている方も多く、防疫対策が一段落し、復興段階に至った今が精神的に危険な状況になりやすいとの指摘もあった。現時点において自殺等の深刻な報告はないようであるが、前述したように、今後とも継続して「心と身体のケア」の問題に対処していくことが必要と思われた。
- ⑦ヒアリングを行った中では、復興対策の中で、特に、農業と商工業との連携による6次産業の推進を求める声が多かった。また、もっと食と観光を結びつけるべきとの意見もあった。農業団体と商工団体との連携を強化し、新たな経済活性化を図ろうとする動きも出てきている。
- ⑧商工団体が行った調査によれば、商工業関係で口蹄疫の影響を受けた事業所は、卸売業、飲食業、宿泊業、運輸業など県内全体の約6割にのぼっている。公的支援の内容で希望が多かったのは、イベントや大会の誘致、金融支援、防疫対策の徹底、商品券等の需要喚起などであり、これらについては、すでに具体的な取り組みが進められている。
- ⑨畜産振興については、これを機に、衛生管理を強化し、病気に強い家畜の生産に努めるべきとの意見が多かった。特に児湯地域においては、新たな畜産を作り出すチャンスでもあり、全国のモデルとなるような取り組みが求められるとの声もあった。
- ⑩今回の口蹄疫への対応に関しては、県議会においてもさまざまな議論が展開され、9月からは、提言や要望事項に関する検討会も4回にわたって開催されている。その上で、10月12日には、「口蹄疫からの再生・復興に関する提言・要望」が本会議で議決され、知事に提出されている。\* 関連資料4(1)(2)

## 第4章 検証から見えた問題点と今後の改善のあり方

ここでは、第3章で示したアンケート調査で寄せられた多数の意見や助言、さらに、現地調査及びヒアリング調査等の結果を踏まえ、そこから見えてきた7項目、計42の課題・論点について検証を行い、今後の改善のあり方を提言する。

### (1) 感染源と感染経路の解明はできたのか

#### (1) - ① 初発農場について

#### 【検証結果】

- 国の「疫学調査に係る中間取りまとめ」（以下「国の疫学調査」という。）においては、各発生農場における発症日について、立入検査を行った際の臨床症状やその進行の程度、血清中の抗体価の測定結果等をもとに、疫学の専門家が一定のルールに従って推定したとされ、結果として、6例目が3月26日以降、1例目が4月5日以降、7例目が4月8日以降に発症したと推定されている。
- これに対し、地元においては、「7例目が初発ではなかったのか」という強い意見が多く出されていたこともあり、本委員会としてはこの点を中心に検証を行った。
  - ・ 6例目の農場については、3月26日に2頭に発熱、乳量低下が見られた。その後同一の症状を示す牛が増加したため、獣医師が家畜保健衛生所（以下「家保」という。）に連絡した。  
家保は、3月31日に、口蹄疫を疑った訳ではなかったが3頭の血液、鼻腔スワブ、ふん便を採取し、ウイルス、細菌、寄生虫検査を実施した。  
その後4月22日に、1例目の関連農場として県の疫学調査班が立入検査を行い検体を採取したが、その際、3月31日分についても併せて検査を行った結果、PCR陽性であった。このことから、国の疫学調査は最初に症状が見られた3月26日を発症日と推定している。
  - ・ 7例目の農場については、当該農場を経営する会社からの聞き取りによれば、4月22日に農場の獣医師が発熱、食欲不振、流涎、びらんを確認したものの、蹄に水疱が見当たらなかったために経過観察することとし、その旨を担当役員に報告。翌23日に症状を呈する牛が増加したことや、周辺農場に感染が拡大し始めたことから担当役員が本社と協議し、県に報告を行うこととしたが、夜遅かったため、翌朝連絡することとしていたとのことである。  
そして翌24日に、家保から当該農場に対して、他の農場の関連農場として立入検査を行う旨の電話連絡があり、この電話の中で、初めて農場側から家保に異常の報告がなされた。このときの家保の立入検査では、全体の半分程度の牛房で流涎を確認し、検体を採取している。  
家保による立入検査、あるいは殺処分の際には、農場側から上記以外の内容の申し出はなかったが、その後の調査で、4月8日の時点で食欲不振を示した牛が確認されたこと、4月9日から17日まで多数の牛に

食欲不振改善薬を投与していること、さらに、4月17日に農場全体に熱、鼻水等の風邪の症状を示す牛が出たため、4月18日から20日にかけて全頭に抗生物質を投与していたことが明らかになった。こうした状況から、国の疫学調査は4月8日を発症日と推定している。

- ・ しかし、4月8日の症状を口蹄疫の症状とするならば、翌9日に同一棟の数十頭の牛に食欲不振改善薬を一斉投与していること、その後数日のうちに同一の症状を呈する牛が爆発的に拡大していたこと、そして、今回の口蹄疫は発生初期においては伝染力が弱かったとされていることを併せて考えれば、作業日誌や診療記録上からは明らかになっておらず、また、従業員からの証言も得られていないものの、当該農場では、4月8日以前に口蹄疫の症状が出て感染が拡がり、翌9日以降にまん延状態になったと推定することが妥当である。
- ・ また、3月下旬に風邪、食欲不振等の症状を呈する牛がいたことは作業日誌等から明らかになっており、これらの症状が口蹄疫であったとの確証はないものの、当該農場の獣医師が一人で他の関連農場も任されていたために、管理が行き届いていなかったのではないかとすることも考えあわせれば、国の疫学調査が発症日として推定した4月8日より前に、当該農場で口蹄疫が発生していたと推定することが妥当である。
- ・ 以上のような事実から、今回の発生の初発農場がどこであったかについては、「6例目が初発であると結論づける」、あるいは「7例目が3月26日（6例目の発症推定日）以前に発症していなかったと結論づける」だけの明確な根拠はないと言わざるを得ない。さらに、感染経路や感染原因が特定されていないことも考え合わせると、国の疫学調査が初発農場を6例目と推定していることとは異なり、「6例目あるいは7例目が初発農場の可能性はある」という指摘にとどめるべきである。

#### 【今後の改善のあり方】

- ◆ 10年前の発生の際も同様であったが、今回は特に被害が甚大であったがために、初発がどこか、あるいは各農場間の疫学関連はどうかということに対する関心が非常に高く、そのことが地域に様々な波紋を広げる結果となった。  
農家にとって初発農場とされることによる精神的負担が非常に大きいことや、その精神的負担が農家からの早期通報を妨げる要因ともなりかねないことを考慮し、国は、初発の特定に際して「慎重な調査」を行うとともに、「調査途中での公表のあり方」についても「慎重」を期すこと、そして、本件についても引き続き徹底した疫学調査を行うことを強く求める。
- ◆ 農場で発症が確認された時点では、時間的な余裕がなかったために十分な疫学調査が行われておらず、7例目の農場に見られるような発症確認日前の家畜の状態を確認することが困難であった。このため、後日の調査に相当の労力を要し、必要な情報の確認ができない結果となった。  
疫学調査の重要性に鑑みれば、そのあり方について国・県で改めて検討を行う必要があり、特に、まん延段階であっても「初発の可能性はある」と判断される場合は、国と県が協力して別働の調査班を作り、詳細な調査を行うなどの対応が必要である。
- ◆ また、疫学調査は、畜産関係にとどまらず、農場関係者等の日常生活における関連についても検証を行う必要があり、そのためには、市町村等に協力を求めることも検討する必要がある。

- ◆ 初発がどこなのかを特定することは、我が国への感染経路を解明するために不可欠なものであり、感染拡大を抑止する上でも非常に重要である。  
したがって、国においては、初発農場についての科学的な検証が可能となるよう、定期的なサーベイランス検査、発症確認時の検体の採材方法等に関する新たなルールを作る必要がある。

(1) - ②  
感染源、感染原因について

【検証結果】

- 特に初期段階での発生農家に対する現地調査等を通じて、えさ、人の動き、家畜などの感染原因を調査したが、特定するには至らなかった。  
国の疫学調査においても、初発とされた6例目の農場について、「推定発症日が一番早いこともあり、海外からウイルスが侵入した可能性を念頭に置いて、様々な可能性について調査したが、家畜の導入や出荷、飼料、敷料などで当該農場へのウイルスの侵入につながるような情報は確認されなかった」とされ、そのような中で、「当該農場が見学者等を受け付けていたが、訪問者に関する記録は取られていなかったため、外部からの人の移動について、これ以上、検証することは困難であり、こうした人の移動によってウイルスが侵入した可能性は否定できない」としているのみであり、結局、発生原因、侵入経路については、まったく特定できていない状況である。
- 国の疫学調査は、中国からの輸入粗飼料は農林水産省の立ち会いのもとにくん蒸が行われていること等から感染の原因となった可能性は極めて低いという前提に立って検証を行っているが、感染原因・経路を特定することの重要性に鑑みれば、そのような前提条件をはずして徹底的な調査を行うべきである。

【今後の改善のあり方】

- ◆ 我が国にどのようにしてウイルスが侵入し、本県の農場にどのように感染したのかは、今後、実効性のある防疫体制を整える上で最も重要な点である。  
また、平成22年6月に終息した韓国において、同年11月に再び口蹄疫が発生し、爆発的な拡がりを見せている状況を見れば、本県あるいは我が国も、常に同様の危険にさらされていることを強く認識すべきである。  
島国である我が国は、陸地で他国と接する国と比べれば、海外からの感染ルート の 解明や水際対策が比較的容易なはずであり、まさに国の役割として、徹底した感染原因解明のための調査を継続することを強く求めたい。
- ◆ 今回の国の疫学調査では、発生農場から「輸入飼料を使用していた」という申告があった場合に当該飼料の調査を行っており、関係者の渡航等についても、基本的に申し出に基づくものにとどまっている。  
これだけの被害をもたらした口蹄疫の感染原因、感染経路を究明するのであるから、輸入飼料がどの農場に運ばれたのか、あるいは、人の海外渡航や感染国からの入国についても、入管手続後の動きを全体的に調査する体制を整備するなど、より徹底した対応を行う必要がある。
- ◆ 今回の疫学調査を行う中で、調査の強制力が問題となった。現行の家畜伝染病予防法上での家畜防疫員等の調査権は、伝染性疾患の予防上必要がある場合の立入調査権、及び動物の所有者等に対して報告を求める権利を規定するのみであり、今回のような、終息後の本格的な感染原因等に関する調査においては有効な規定とはなっていない。  
このため、国においては、疫学関連調査の重要性に鑑み、立ち入り調査権や強制調査権の明文規定を検討する必要があると考える。

(1) - ③

感染拡大のルートについて

【検証結果】

- 感染の拡大を何が媒介したかに関しては、国の疫学調査でも特定されていないが、発生農場間の人の動き、家畜・飼料配送車両、風、鳥やハエ等の媒介によるものなどが考えられる。
- 感染拡大期には、大半の農場が徹底的に消毒を行い、外出を自粛し、人や車両の出入りも遮断していたにもかかわらず、感染が止まらなかったことから、感染の初期段階とまん延段階では、排出されるウイルス密度（空気中の単位体積当たりのウイルス量）が大きく異なり、感染を媒介したのも異なると考えられ、特に、風（飛沫）によって大量のウイルスが運ばれたことによるものも多かったのではないかと推測される。
- したがって、多数の農場が感染し、大量のウイルスが拡散されて空気中のウイルス密度が高かったと思われるまん延段階では、農家が飼養衛生管理基準を遵守していたとしても、感染を防ぐことは難しかったのではないかと考えられる。  
ただし、消毒や人・物の出入りの制限などを徹底し、最後まで感染しなかった農場もあり、各農家が飼養衛生管理基準の遵守を徹底し、防疫対策に最善を尽くすことが重要であることは言うまでもない。

【今後の改善のあり方】

- ◆ 今回の発生では、まん延が一定のレベルを超えると消毒や道路封鎖等の通常の方法では、拡大を止めることが出来なくなることが明らかになったと考えるべきである。
- ◆ したがって、第一には発生の初期段階で発生地を中心とする適切な範囲をただちに完全封鎖し、速やかに防疫措置を講じる必要があることは言うまでもないが、発生の範囲、スピードが一定のレベルを超える、あるいは超えることが予想される場合は、時期を失することなく、一定エリア内の全頭殺処分等の抜本的な措置を講じる必要がある。
- ◆ 本県の事例においては、まん延段階におけるワクチンの接種及びその殺処分がそれ以上の感染拡大を防止したと見ることができるとは、一方で、韓国における今回のまん延状況は、早期の予防的殺処分が必ずしもまん延防止の特効薬ではないことを端的に示している。
- ◆ 以上のことから、最も重要な点は、初期の発生地域においてウイルス量がまん延レベルまで増加する前に、いかに感染の拡大を抑止するかであり、初期の感染が確認された段階で、今回のような面的な拡がりの可能性を想定して、発生地域を中心とした家畜防疫員による一定エリア内の農場での抗体検査も含めた立入調査を実施し、異常畜の早期発見に努めるとともに、患畜・疑似患畜の早期処分を行うという初動体制を確立する必要がある。
- ◆ 国、県においては、人、車両、餌、あるいは飛沫等によって具体的にどのように感染が拡がっていくのか、さらには、これらに対する効果的な予防策は何なのか等を明らかにする必要がある。そして、それらに基づく資料や情報を畜産農家等に提供することによって、各農場や運搬業者等の自助

努力で効果的・効率的にまん延を防止できるようにするとともに、定期的に研修会等を開催し、日頃から地域全体の防疫力を強化しておくことが必要である。

## (2) 発生前の防疫意識と対策準備は十分だったか

### (2) - ①

韓国等の近隣国で口蹄疫が発生していた中で、国家防疫を担う国、法定受託事務を担う県の危機意識は十分であったか。

各農場や市町村、関係団体への注意喚起は十分になされていたか。

### 【検証結果】

- 本委員会では、初期段階の発生農家に対する調査を行い、本県における口蹄疫発生前の段階で、韓国等で口蹄疫が発生していることへの認識及びそれに対する危機意識、さらに、飼養衛生管理基準の遵守等に対する認識等について聞き取り調査を行った。  
その結果、ほとんどの農家で近隣国での口蹄疫発生に対する認識や危機意識がなかったということが明らかになった。
- また県は、韓国での口蹄疫発生を受けて、平成22年1月22日に家畜防疫会議を開催しているが、市町村及びJA等に調査を行った結果、当会議において、各農家への指導徹底について一定の要請があったことは事実であるが、参加者・機関の口蹄疫に関する危機意識を高めるまでには至っておらず、また、各農家への指導の徹底を強力に呼びかけるものではなかった。さらに、会議後に各農家に伝達されたかについての調査等も行われていなかった。
- また、ほとんどの農家で「飼養衛生管理基準」の存在そのものについての認識がなかったことも明らかになったところであり、発生前の本県における行政・関係機関・農家の口蹄疫に対する危機意識、準備は不十分だったと言わざるを得ない。
- 国の疫学調査でも述べられているとおり、4月20日の時点では既に10以上の農場が感染していたと推定され、そのことが今回の感染の大規模な拡大につながったと考えるべきである。  
その意味で、1月の説明会において十分に危機意識を高め、各農場における防疫対策の徹底、家畜の観察の徹底等が行われていれば、発生を防止することは困難だったとしても、早期発見により感染拡大を抑止できたのではないかと考えられ、大きな反省点と言わざるを得ない。
- また、国においても、単に通知文を発出したのみであり、韓国等においてどのような症状が出ているのか、各農家はどのような点に注意すればよいのか等について十分な情報提供を行っていたとは言えない。  
さらに、国が責任を持って対応すべき水際防疫も特に強化されたわけではなく、国も口蹄疫の我が国への侵入を現実に起こりうる危機として捉えていなかったのではないかと考えざるを得ない。
- 以上のように、これまでも近隣国で発生がありながら、過去10年間我が国での発生がなく、万一発生しても10年前のように早期に抑えることができるだろうという認識の甘さや油断が、行政や畜産農家、関係団体などすべての関係者にあったと言わざるを得ない。

## 【今後の改善のあり方】

- ◆ 平成22年11月29日に島根県で鳥インフルエンザが発生し、また、韓国において口蹄疫の発生が確認されたことを受け、県は、ただちに市町村や関係団体を集めた緊急の会議を開催した。その中で県は、現在の状況や感染防止のために行うべき予防措置を、一人ひとりの農家にしっかり伝えるよう要請した。  
このように、今後は、農場防疫、地域防疫が適切・迅速に行われるようにするために、正確な情報の伝達と要請・注意事項等について個別の農家に的確に伝わるよう努めるとともに、その情報に基づいて適切な対応ができていくかを確認できるシステムも構築する必要がある。
- ◆ この点に関して、隣県の対応状況を調査したところ、平成22年1月の韓国での発生を受け、鹿児島県においては、市町村、関係機関に対する説明会を開催するとともに、口蹄疫の症状や注意事項を記したチラシを全農家に配布し、さらに同内容のポスターを関係窓口等に掲示するなどの取組を実施している。  
また、熊本県においては、本県での発生を踏まえて、全農家に対して農場への立入自粛を呼びかける耐水性のポスターを配布している。  
本県においても、このような隣県の取組を参考として、全農家にどのような注意事項をどのように届けるのか、効果的な防疫態勢を構築するという観点からの真摯な取組が求められる。
- ◆ 口蹄疫の多様性に鑑みると、情報伝達の際には、単に「典型的な症状に注意しなさい」ということではなく、他国で発生している口蹄疫の症状や感染原因等に関する詳細な情報を、一般の農家にわかりやすく、かつ、確実に入手できる方法で適時・的確に提供するとともに、通常の状態と異なると判断される症状があれば口蹄疫も疑うべきであること、その際には速やかに獣医師や市町村、家保等に通報すべきことを徹底して周知する必要がある。
- ◆ 日常的な注意喚起についても、JAや農業共済組合、獣医師会等との連携を強化する必要がある。
- ◆ 国においては、海外での家畜伝染病の発生を受けて、具体的な症状等を写真で都道府県に通知し、警戒レベルを高めると共に、各農場において防疫措置を徹底するよう指導を行う必要がある。

(2) - ②

農家は飼養衛生管理基準を遵守し、日常的な消毒等の防疫対策を徹底していたか。

【検証結果】

- 本委員会が初期発生農家を中心に聞き取り調査を行った結果、養豚農家の一部を除いて、ほとんどの農家が飼養衛生管理基準の存在そのものを認識しておらず、当然の結果として、基準が求める防疫措置も講じられていなかった。
- 県は、飼養衛生管理基準について、養豚農家に対しては「オーエスキー病」の清浄化に向けた取組の中で周知を図っていたが、牛関連の農場に対しては特に周知のための対策を講じていなかった。
- また、たとえ基準そのものの周知を行わなかったとしても、家畜防疫員あるいは農業改良普及センターの職員等が日常的に農家を訪問し、防疫対策の指導等を行っていれば、一定の注意喚起ができたと思われるが、特に牛関係農家と家保との関係が緊密ではなく、その指導は不十分だったと言わざるを得ない。
- さらに、農家にとっては、飼養衛生管理基準そのものが具体性がなく、わかりにくいものであり、今回のような口蹄疫の感染を具体的にどうやって防ぐのかということについて、実効性に乏しいものだったと言わざるを得ない。

【今後の改善のあり方】

- ◆ 最終的には各農場、地域においてどれだけの防疫対策が日常的に行われているかが鍵であり、今後、農家等への指導の徹底や定期的に確認を行うシステムの構築が必要である。
- ◆ この点に関して、隣県の対応状況を調査したところ、熊本県においては国庫補助事業を活用して農家への周知を図っており、大分県においてはチラシを作成して家保が農家巡回を行っている。  
本県においても、農家それぞれにしっかりと注意事項が届く効果的な取組を工夫するとともに、関係者を対象とした実践的な研修等を通じて徹底を図る必要がある。
- ◆ 国においては、飼養衛生管理基準を見直し、各種法定伝染病に応じた対処の方法を示した、農家にわかりやすい、より具体的な基準を定める必要がある。
- ◆ 現行の飼養衛生管理基準は、農場側の遵守事項を定めたものであるが、飼料等の運搬業者、集乳業者、人工授精師、獣医師等の畜産関連事業者の留意事項についても明確にする必要がある。
- ◆ 県においては、飼養衛生管理基準をわかりやすく解説したパンフレット等を作成し、一つひとつの農場において十分に周知されるよう努めると共に、定期的に農場における遵守状況をチェックする体制を構築する必要がある。

なお、県は、今回の発生の終息後に、農場における具体的な消毒の方法や口蹄疫の症状、日常の飼養衛生管理の注意点などをわかりやすく示した「宮崎県農場衛生管理マニュアル」を作成し、農家に配布している。

今後は、こうしたマニュアル等の内容を確実に農家に周知するとともに、それが実行されていることを定期的に確認していく必要がある。

- ◆ 各農場において飼養衛生管理基準の徹底を図るためには、県における取組だけではなく、市町村や農協等関係団体において基準の遵守に関する意識を共有化し、様々な機会を通じて注意を喚起するよう努める必要がある。  
また、日常的に家畜の状況を把握している管理獣医師との密接な連携関係を構築して、獣医師による日常的な管理を確保するとともに、特に高齢の農家等における基準の遵守が担保できるよう、地域ぐるみの防疫体制（共助の仕組み）を整備する必要がある。

(2) - ③

県は、各農家の飼養状況、埋却用地の確保状況等を十分把握していたか。

【検証結果】

- 国の「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」（以下、「防疫指針」という。）では、「都道府県は、家畜の所有者が患畜等の処理が速やかに実施できるよう、予め市町村等と協議を行い、その処理方法を検討するとともに、焼却、埋却等の場所の確保に努めるよう指導及び助言を行うものとする」とされている。
- しかし、10年前の口蹄疫発生では埋却地の確保がスムーズに行えたこともあり、実際的な埋却地確保の重要性に対する認識が不足していたために、埋却地確保に関する事前の準備が行われておらず、患畜等の処理方法などに関する協議も行われていなかった。  
このため、発生確認後の殺処分に際し、初めて市町村を中心に埋却地探しが行われたが、埋却候補地を確保しても地下水や岩盤の影響で埋却ができないケースも少なからずあり、試掘を行ってから殺処分・埋却の計画立案という手順にならざるを得なかった。その結果、これらのことが殺処分に時間がかかった要因ともなり、感染拡大の要因となった。
- 農場に関する情報については、国の情報システムを使用して発生場所の確認等を行ったが、農場が密集した地域においては鮮明な位置情報の表示ができず、防疫作業や消毒ポイントの設置等に十分に活用できたとは言い難い状況であった。
- また、県においては、近年開業した大規模農場に関する情報が把握されていないなど、各農場の飼養家畜の種類、頭数等について最新の詳細な状況を把握しておらず、情報の収集に相当の時間を要したのが実態であり、迅速に防疫作業計画を策定・実行する観点からは、実態把握が不十分であったと言わざるを得ない。

【今後の改善のあり方】

- ◆ 本委員会で農家に対するヒアリングを行ったところ、複数の農家から「今後同じような事態が発生した場合は、近隣住民の反対があり埋却地を確保することが難しい」という声があったように、今後とも埋却地の問題は迅速な防疫作業の成否に関わる大きな課題である。
- ◆ 県としては、各経営体の飼養状況について毎年度定期報告を徴する等の方法により、正確な情報把握に努めるとともに、埋却地についても予定地の確保状況について報告を求めておくなど、発生時に迅速に防疫作業に着手できる情報の把握を徹底する必要がある。
- ◆ 今回の口蹄疫で大きな被害を受けた児湯地域においても、順次家畜の導入が進んでいるが、この段階においても埋却予定地の確保が不十分のまま再導入が進んでいる状況が認められた。  
例えば、大分県においては、すべての農場の畜種、飼養状況等の基礎データに加えて、埋却用地の確保状況等についても収集・管理しており、防疫担当課のパソコンで瞬時に検索できるシステムを構築している。  
韓国における口蹄疫の再発等を踏まえ、本県において、早急に埋却用地

の確保状況及び対応方策に関する情報の集約を行うとともに、迅速・的確に活用できるシステムの構築を早急に進める必要がある。

- ◆ また、市町村においても、県との情報の共有化を図るとともに、近隣の住民の理解促進に努めるなど、円滑な殺処分・埋却作業が可能となる体制を早急に構築する必要がある。
- ◆ しかしながら、上記の方法等により事前に埋却地を確保したとしても、実際の埋却作業に当たっては当該予定地が活用できない場合も想定すべきであるし、迅速な作業を進める上で、より大規模な埋却用地が必要となることも想定すべきである。  
したがって、県としては、市町村や国と連携して、公有地の活用も含めた共同埋却地の確保・活用計画を策定しておくことが必要であり、さらに、当該計画を実効性あるものにするために、患畜等の共同埋却地への安全な運搬方法等も確立しておく必要がある。
- ◆ 今回の埋却地確保に際しては、国の「近隣住民と事前に十分協議すれば良く、同意を取り付ける必要はない」等の解釈が現場を混乱させた。  
地域においては協議と同意はほぼ同義であり、国においては、円滑な埋却処分のためには近隣住民の同意が不可欠であることを認識し、国民的な理解を得る努力、あるいは、法律上の措置として近隣住民の協力を義務づけることなども含めた検討を行う必要がある。
- ◆ 各機関が上記のような取組を行ったとしても、今回のような大量処分が必要となった場合には、埋却処分のみでは迅速な処置ができない場合も想定すべきであり、国においては、他国で行われている焼却処分等も含め、他の実効性のある方法を早急に構築する必要がある。

(2) - ④

空港、港湾等での消毒など、国外からのウイルス侵入を防ぐ水際対策は適切になされていたか。

【検証結果】

- 宮崎空港には国際定期航空路線が2路線（韓国、台湾）就航しているが、4月20日の口蹄疫発生確認前も、国際線のボーディングブリッジ及び通路の2か所に、また、国内線のすべてのボーディングブリッジに消毒マットが設置されていた。  
さらに、口蹄疫発生後は、空港ビルのすべての出入口にも消毒マットが設置された。
- 県内の港湾では、細島港及び油津港で外国船の定期航路（貨物）と不定期船の発着があるが、細島港では、口蹄疫発生前から外国船員の靴底消毒が実施されており、口蹄疫発生後には、細島、油津両港で、すべての外国船舶について踏み込み消毒槽による靴底消毒が実施され、現在も継続されている。  
また、宮崎港にはカーフェリー大阪航路が就航しており、口蹄疫発生後は消毒マットにより、旅客の靴底消毒が実施された。
- 一方、県内の畜産関係者からは、水際対策についてこれまでの取組が不十分であり、例えば、豪州における取組と同様の措置が必要ではないかとの意見が多く出されている。
- さらに、輸入飼料等についての防疫措置が完全になされているのかについて、県内の関係者からは不安の声が多く寄せられている。

【今後の改善のあり方】

- ◆ 国の口蹄疫対策検証委員会報告書（以下「国の検証報告」という。）では、防疫対策として最も重要なものとして、「発生の予防」「早期の発見・通報」「初動対応」を挙げているが、本委員会としては、これに加えて「徹底した水際対策」が重要であることを指摘する。
- ◆ 県内空港については、県と空港ビル管理者との協議等を行い、消毒マットの長さを長くするなどの改善が行われており、引き続き消毒を行っていくこととしているが、利用者に対する協力の告知等、確実に消毒が実施できるよう改善に努める必要がある。
- ◆ 県内港湾については、口蹄疫発生後は、細島港、油津港ともに、県港湾事務所が消毒マット、消毒槽、薬剤を港運業者に提供し、外国船が着くたびに船員の靴底消毒を実施しており、今後も継続していくこととしている。また、宮崎港にも年に数回、外国船が入港することがあるが、同様の消毒を行うこととしている。
- ◆ 今回の本県での口蹄疫発生による被害は極めて甚大なものとなり、これに伴う国・地方自治体の財政的な負担も膨大なものとなったが、グローバル化が進み、人、物の交流が盛んになる中で、今後もこのような甚大な影響を及ぼすウイルスの侵入リスクがますます大きくなることを想定しなけ

ればならない。

我が国は島国であり、空港、港湾における水際対策を徹底すれば、他国と比較すると口蹄疫の感染リスクは相当程度軽減できる。

国においては、国の検証報告でも指摘しているとおり、畜産関係者や過去一定期間内に畜産農場に立ち入った入国者に対する聞き取り調査や消毒を行うなど、防疫先進国並に水際対策を強化することを早急に検討し、実施すべきである。

- ◆ また、国においては、畜産農家の輸入飼料等に関する不安・不信に応えるために、輸入飼料の防疫対策について詳細に説明するとともに、個々の飼料の動きを把握し、ウイルスの侵入原因になっていないことを明確に説明する必要がある。
- ◆ また、水際対策ではないが、県においては、公共施設、公共交通機関等における防疫対策について、平常時、海外での発生時、我が国での発生時、九州での発生時、本県での発生時などで場合分けして、予め対策を定め、関係機関に周知・協力を求めることが必要である。

(2) - ⑤

県、市町村、関係団体の防疫演習は日頃から実施されていたか。

【検証結果】

- 高病原性鳥インフルエンザを想定した演習は毎年実施されていたものの、口蹄疫を想定した研修や訓練・演習は行われておらず、農家を含め、万一発生した場合の準備ができていなかった。
- 関係市町から「発生時に県から消毒徹底の通知が来たとき、担当は危機感を持ったが、石灰が効くかどうかもわからず、何を農家に配ればよいかもわからなかった。」との意見があった。

【今後の改善のあり方】

- ◆ 市町村や農家、関係団体、民間獣医師を巻き込んだ防疫演習を定期的実施し、県、市町村が作成している防疫マニュアルの実効性に関する検証を行うとともに、地域の危機意識の醸成を図る必要がある。また、その際には、警察や自衛隊の協力を求めることも含めて検討すべきである。
- ◆ 防疫演習に当たっては、発生から消毒ポイントの設置、道路封鎖、殺処分、埋却等の一連の流れだけでなく、本県における今回の発生で顕在化した問題点、例えば、発生農場に関する情報や防疫措置の徹底についての農家への連絡、周辺農家への立入調査による異常畜の確認、各農家での防疫レベルのアップ、隣県も含めた情報提供、精度の高い疫学調査の実施など、全体的な事項にわたって演習、検証を行う必要がある。
- ◆ 国においては、今後整理される防疫作業における国と地方の役割分担を踏まえ、県境を跨いで発生した場合等も想定して、より大規模かつ専門的な演習を行うことを検討する必要がある。

(2) - ⑥

県の防疫対策マニュアル、市町村の防疫対策マニュアルの作成状況はどうであったか。

【検証結果】

- 県では平成12年の口蹄疫の発生を踏まえて「宮崎県口蹄疫防疫対策マニュアル」を作成しており、今回の発生時においても初期段階では10年前と比較して円滑に防疫作業を実施することができた。
- しかし、4月20日以前に既に10農場以上にウイルスが侵入していたこと、さらに、爆発的な勢いでまん延した等の今回の事態への対処としては、マニュアルが十分に機能したとは言えない。
- 市町村では、防疫対策マニュアルを作成していたところは少なく、現時点でも全市町村で作成されているという状況にはなっていない。

【今後の改善のあり方】

- ◆ 県においては、今回の検証結果を踏まえて、より実効性の高い防疫マニュアルを作成するとともに、市町村、関係団体におけるマニュアルの作成についても積極的に支援を行い、関係団体・機関が真に連携・協力して防疫対策が実施できる態勢を構築する必要がある。  
また、市町村、関係団体の対応に関する基本的な共通事項等については、県が作成する防疫マニュアルに定めておくことも検討すべきである。
- ◆ 上記のとおり経験を踏まえた実効性のあるマニュアルを作成すること、さらに、マニュアルに基づいて演習を行うことは極めて重要であるが、今回の口蹄疫の発生、感染拡大の経験から学ぶべき最も重要な点は、あらゆる可能性を考慮した完璧なマニュアルを目指す一方で、マニュアルの想定範囲をよく理解し、その想定範囲を超えて起きている、あるいは起こる可能性がある事象に対して、いかに迅速かつ柔軟に対応できるかという点である。したがって、マニュアルの作成、運用に当たってもこの点を念頭に置くべきことを強く指摘する。

(2) - ⑦

消毒剤等の防疫資材の備蓄は十分であったか。

【検証結果】

- 防疫資材については、4月20日以前は高病原性鳥インフルエンザを想定して100名の動員で3日間の作業を行うのに必要な量の備蓄を行っていた。
- 口蹄疫と高病原性鳥インフルエンザで殺処分方法が一部異なる以外は、ほぼ同じ資材を使用することから、当初の口蹄疫防疫作業に必要な資材は、概ね備蓄分で足りていたと思われる。
- しかし、発生農場への配送に手間取り、防疫措置の作業開始が遅れた事例があった。
- また、豚の薬殺における鎮静剤や注射針等については、県では電殺を想定していたために備蓄されておらず、当初は不足した。

【今後の改善のあり方】

- ◆ 今回の防疫作業での資材調達に従事した関係者や殺処分等の作業にあたった獣医師等の意見を踏まえ、発生状況に応じて必要となる防疫資材の種類、量をリスト化し、適切に備蓄しておくことが必要である。
- ◆ この場合、まん延が拡大し大量の資材が必要となる場合に備えて、国や他県からの資材提供の協力体制を作っておくことが必要である。
- ◆ また、農場の規模や畜種、地理的条件などに応じて迅速かつ適切に防疫資材を配送できるよう、調達先や配送業者等との連絡体制、配送手順等の具体的な方法を詳細な防疫作業マニュアルの中に示しておくことが必要である。

### (3) 早期発見と早期通報はできたか

#### (3) - ①

都農町の1例目について開業獣医師から病性診断依頼があった時点で口蹄疫を疑い、検査を行うべきではなかったか。

6例目についても、3月31日の時点で検体を国に送るべきではなかったか。

#### 【検証結果】

- 国の検証報告のとおり、少なくとも発見の1か月以上前から口蹄疫ウイルスが県内農場に侵入していたことは明らかである。  
そして、その発見の遅れにより、防疫指針では対応できないレベルにまで感染が拡大していったことも事実と言わざるを得ない。
- この点に関し国の検証報告は、初発とされている6例目のケースについて「家畜保健衛生所は数度にわたって畜産農家を訪問し、検査を行ったにもかかわらず、口蹄疫を疑わず見逃していた。」としている。  
他方、最初に家保職員が農場に立入検査を行った3月31日時点では、家畜の症状は発熱、乳量低下、下痢等であり、担当の民間獣医師はこの時点で「自分も家保職員も口蹄疫を疑っていなかった。」としている。さらに、再び家保職員が立入検査を行った4月14日時点でも、乳質低下、脱毛であり、担当獣医師も「子牛の流涎、発熱は確認していない。」とし、「流涎は3月26日から4月25日まで終始確認されていない。」としている。
- また、国の検証報告は、1例目のケースについて、「4月9日には獣医師が口蹄疫の可能性が否定できないと判断し、家保に通報した。しかし、家保は、口蹄疫の検査は行わず、経過観察が適切と判断した。」とし、さらに「現場はできれば口蹄疫であってほしくないという心情が強く働いたと考えられる。こうした心理的な圧力が国への連絡を遅らせ、結果的に感染を広げたことは間違いない。宮崎県はもっと早期に検体を国に送るべきであった。」としている。
- 他方、このとき立入検査を行った家保職員は、「流涎や口腔内に軽度の潰瘍があるということで、口蹄疫も含めて考慮した。」「症状のある牛が1頭で、感染力が強いと言われている口蹄疫とは考えにくい（横への広がりがなく水疱がない）ため経過観察とした。」「上唇の痂皮と一部痂皮が剥離したもので、この症状だけでは口蹄疫とは疑えなかった。」とし、「今回の症例の場合、その症状、発生状況から口蹄疫とは疑えず、牛に呼吸器系症状を起こすウイルス性の疾病の検査を家保で実施したが、すべて陰性であったため、不明疾病の原因究明として動物衛生研究所に検査を依頼したところ、口蹄疫と診断された。口蹄疫と疑えれば、ただちに動物衛生研究所に送付している。」としている。
- なお、当該家保には、民間獣医師からの依頼による病性鑑定が年間200～300件ある。
- さらに、当該農場の担当民間獣医師は、4月9日の家保への電話では、「3日前に熱が40度以上あった牛の口の中に小さい潰瘍がある。口蹄疫

ではないと思うが、この牛をどう扱えばよいか、と相談した。」とし、4月19日時点でも「口蹄疫ではないと信じ込んでいた。」としている。

- 上記のとおり、6例目及び1例目の病性診断時の症状は、当時口蹄疫の典型的な症状とされていたものではなく、感染の拡がりも確認されなかったために「口蹄疫ではない」と判断し、「経過観察」としたものであり、家保職員や民間獣医師の意図的な見落とし、報告遅れがあったものではないと考えるべきである。
- しかし、県本庁の判断としては、韓国での発生を受けて市町村への注意喚起を行っていた状況を鑑みると、口蹄疫の可能性が完全に否定できるものでなければ、速やかに検査を行う（国に検体を送る）という判断も必要であったと考える。  
現場の家畜防疫員は専門性に基づく判断を行うとしても、県本庁としては、近隣国での発生状況等を踏まえた危機意識に基づく、より高度なレベルの判断が求められるところである。
- なお、民間獣医師からは、「日常的に家畜を診ているかかりつけの獣医師が家保に通報するのはそれ相当の判断、理由があり、農家の同意も得て通報しているのだから、家保はそのことを重視して、必ず採材し、検体を国に送ってほしい。」との意見が多くあった。

#### 【今後の改善のあり方】

- ◆ 上記のとおり、意図的な見落としがあったわけではないと考えられるが、「もっと早く検体を採取して確認を行っていればまん延を防止できたのではないか。」という指摘は真摯に受け止める必要がある。  
まず、農家段階を含めて見落としをなくす、早期発見を確保するという観点から重要なことは、口蹄疫はその多様性が特徴であり、国も含めて「典型的な口蹄疫の症状」という考え方そのものを改める必要があるという点である。
- ◆ 家保が農家や担当の獣医師から依頼を受けたときは、明確に口蹄疫を否定できる場合は別として、原則として国に検体を送付するシステムにすべきである。  
さらにその際には、検体のレベルに応じて、例えば「感染確認のための送付」と「念のため（非感染の確認）の送付」とで、市場の閉鎖等の取扱いを分ける等の措置をとる必要がある。  
また、国・県ともに、このような検体の送付について関係者に十分説明し、過剰な反応を引き起こさないようにする努力が必要となる。
- ◆ 1例目の事例は、症状を呈している牛が1頭のみで横への拡がりがないことから経過観察としたものであるが、今回のような同時多発的な感染があり得ることを前提とするならば、口蹄疫の特徴である横への拡がりをも一つの農場のみで捉えるのではなく、一定範囲の農場への立入調査と血液検査を行い、その状況も踏まえて判断を行う等の対応が必要である。
- ◆ 動物衛生研究所までの送付には相当の時間と労力が必要であり、陽性だった場合は送付している間に処分が遅れてしまうこと等を踏まえると、簡易検査キットの早期開発、あるいは各県の家保におけるPCR検査等の実施についても検討する必要がある。

- ◆ このうち簡易検査キットについては、韓国における11月の発生時に機能を果たさなかった（簡易キットで陰性と診断したものが陽性であった）ことを踏まえて、より信頼性のあるキットの開発を急ぐ必要がある。
- ◆ 家保における検査に関しては、「県段階で検査を行うと県の施設が感染源になり問題がある」、「OIEとの関係等で県レベルでの検査では信頼性に問題がある」、「現在動物衛生研究所で行っているレベルでの感染防止対策の整った施設・体制を地方で整えるのは困難」等の意見がある。  
その一方で、実態上、口蹄疫に感染している可能性のある検体を用いて口蹄疫以外の様々な検査を行っていること、迅速な防疫対策の実施のためには今まで以上の迅速な診断が必要であることも事実であり、国においては、これらのことを踏まえた上で、より早く正確な診断が可能となる態勢の構築を早急に検討する必要がある。
- ◆ 今回の口蹄疫の感染拡大と被害の大きさから、家保の家畜防疫員は、今後の病性診断において精神的に大きな重圧を受けることとなる。国や県の役割は家畜防疫員の責任を問うことではなく、適切な診断ができるよう適時・的確な情報を提供すること、研修等を通じて診断技能を向上させること、さらには、家畜防疫員の専門的な診断に対して、国や県としてのより高度なレベルでの判断を行うことである。  
このため、今後は、口蹄疫の様々な症例を分類整理し、その周知に努め、農家や獣医師が初期の段階から口蹄疫を疑い、速やかに検査できる体制を構築する必要がある。  
また、近隣国での発生状況、その特徴的な症状（特徴がないことも含む）、感染の拡がり方などの具体的かつ詳細な情報を、都道府県や民間獣医師等に、適時・的確に提供できるシステムを整備する必要がある。

(3) - ②

現行のシステムでは早期に通報したものが初発とされてしまい、今後の早期通報の確保に支障となるのではないか。

【検証結果】

- (1) - ①でも検証したとおり、今回の本県におけるまん延の初発がどこで、その農場にどのようにウイルスが侵入し、それがどのように拡大したのかについては、国の疫学調査においては極めてあいまいな形での調査にとどまっている。  
これに対して、初発として国の報告書に記載され、報道されることの影響、ダメージは非常に大きく、誹謗中傷を受ける可能性も高い。また人的な疫学関連についても、地域社会においては大きな影響を与えるものである。
- 現行の疫学調査の手法では、早期に通報した者が初発とされ、感染を隠蔽した場合でも責任を免れられる可能性もあることから、農家は早期に正直に通報しようとしなくなるのではないかという懸念がある。
- 農家が口蹄疫を疑っても、「しばらく様子を見よう」と考えて通報せず、結果的に水面下での感染拡大につながったり、家畜がそのまま治癒してキャリアになってしまうことも懸念される。

【今後の改善のあり方】

- ◆ 国の検証報告にも述べられているとおり、国・県は協力して早期の発見者、通報者が社会的に評価される仕組みを作る必要があり、そのためには国民の正しい理解を促すための取組を進める必要がある。
- ◆ また、疫学調査における初発及びその感染原因等に関する調査の精度を高めるために、定期的な血液の採取やその保存、家畜の飼養状況や診療に関する記録の保存・提出等について、一定のルールを作る必要がある。
- ◆ 現行の家畜伝染病予防法では、家畜所有者の責任を前提として、患畜、疑似患畜に対する手当金の支給率が、それぞれ3分の1、5分の4とされているが、口蹄疫の防御の困難性、さらには、早期発見・早期通報を確保するために、全額支給とすべきである。
- ◆ あわせて、発見し、または疑いを抱きながら、あるいは口蹄疫を当然疑うべき状況にありながら、これを意図的に通報しなかった者は当然のこととして、見落とし、あるいは通報を怠った者に対しても何らかのペナルティーを課す方向で検討が行われるべきである。また、その際には、手当金や補償金の支払いについても、現行の制度（法令違反があり、かつ発生・まん延を招いた場合に限り不支給）以上に、法令違反に対して厳格な措置を行う制度を整備すべきである。

(3) - ③

大規模農場では、雇用・契約された専属の獣医師が大量の家畜を管理しているが、外部の獣医師が定期的にチェックを行うことも必要ではないか。

【検証結果】

- 7例目の大規模農場では、1人の専属獣医師が、関連の多数の大規模農場も併せて担当しており、日常の家畜の健康状態のチェックや薬剤の投与は一般の従業員が行っていた。
- 今回の発生の通報に際して、専属獣医師が本社役員との協議を行ったために少なくとも1日以上通報の遅れがあったが、こうした通報の遅れとともに、通報すべきかどうかの判断が会社の意向に左右されることが懸念される。
- この大規模農場では、家保の立入検査（4月24日）の時点で相当数の牛に感染が広がっており、少なくとも最初の口蹄疫発生が確認された4月20日以降に、専門的知識を持つ専属獣医師が頻繁に家畜の状態をチェックし、かつ、自らの判断で家保に通報していれば、もっと早期に対処することができたのではないかと思われる。

【今後の改善のあり方】

- ◆ 検証で明らかになった7例目の農場等における獣医師の診療の状況は、家畜伝染病予防法のみではなく、獣医師法に照らしても問題がある疑いがある。国及び県としては、事実関係をさらに調査するとともに、各種法律の規定及び趣旨に反する部分があれば、早急に改善するよう強く指導する責務がある。

【獣医師法第17条】

獣医師でなければ、飼育動物の診療を業務としてはならない。（注射、投薬を獣医師の資格を持たない従業員が行っていた事実に関する問題点）

【獣医師法第18条】

獣医師は、自ら診察しないで診断書を交付し、若しくは劇毒薬、生物学的製剤その他農林水産省令で定める医薬品の投与若しくは処方をしてはならない。（従業員からの電話による相談のみで投薬等の指示をしていた事実に関する問題点）

- ◆ 大規模農場で感染が起こった場合、発見が遅れば大量のウイルスを拡散する可能性が高いことや、殺処分や埋却地の確保等で相当な時間を要するなど、感染を拡大させるリスクが大きい。このため、家畜防疫員が定期的に飼養衛生管理の状況をチェックできるシステムを作る必要がある。
- ◆ 1農場当たりの飼養頭数に上限を設けることや、飼養頭数に応じた数の管理獣医師の配置を義務付けることを検討すべきである。
- ◆ 例えば、飼養衛生管理基準が遵守されているかをチェックする報告書を作成させ、定期的に家保に提出することを義務付けることも検討すべきである。

(3) - ④

口蹄疫が発生した農場の周辺農場に対する家畜の病性確認の方法は適切だったか。

【検証結果】

- 県においては、国とも協議を行い、発生農場の半径3<sup>km</sup>以内の農家に対して、電話で発熱や流涎、食欲不振等の症状がないか、聞き取り調査を行った。(その後、国の指導により半径1 km以内は抗体検査を実施。)
- しかし、結果として、例えば7例目の農場に対して誰がどのような確認を行い、それに対して農場がどのような調査を行い、報告したか等について確認することができないなど、同時多発的な感染の拡大を前提とした効果的な調査が実施できたとは言い難い。

【今後の改善のあり方】

- ◆ これまでの防疫対策は、「発見順に感染が広がっている」という漠然とした認識に基づいて行われてきたが、そのような認識では、今回のような同時多発的な感染の拡大には対応できないことが明らかになった。
- ◆ したがって、口蹄疫が発生した場合、あるいはその可能性がある場合には、周辺地域の飼養状況や地理的条件等を考慮した上で、一定範囲の農場に対して家畜防疫員が立入検査を行い、農場主に対して聞き取りを行うとともに、直接家畜の状態について観察を行い、かつ、採血による抗体検査を行う体制を整備する必要がある。

#### (4) 初期対応の判断と対応は適切だったか

##### (4) - ①

殺処分、埋却作業はスムーズに行われたか。

#### 【検証結果】

- 県では10年前の口蹄疫の発生を踏まえて防疫マニュアルを作成しており、6例目までは感染の確認から殺処分終了まで0～2日間、すべての防疫措置終了まででも3～5日間で行われ、少なくとも初期段階においてはマニュアルに基づいてスムーズに殺処分、埋却作業が行われた。
- しかし、7例目の大規模農場での発生以降、殺処分が顕著に遅れはじめており、その時点で、これまでの経験や進め方では円滑な処分が担保できないことを認識して、県外を含めた大量動員や、公有地を含めた埋却用地の確保等について抜本的な対策を検討し、実施に移す必要があった。
- 円滑な殺処分の前提条件となる埋却用地の確保についても、基本的には市町村の調整に頼る形になっていたために、用地確保が遅れ殺処分に影響が出始めた時点でも、県として効果的な対策を講じることができなかった。
- 都農町の1例目の農場においては、マスコミのヘリコプターが上空を旋回していたため、家畜がその音に驚いて作業中に暴れたり、逃げ出したりする危険があり、殺処分が夕方以降にずれ込むという影響があった。
- 関係市町からは、「どういう服装にすべきとかの詳しいマニュアルがなく、町で作った。防護服の付け方や作業後の消毒などを作業員に現場で説明したが、時間がかかった。絵が入ったマニュアルがあるとよかった。」との意見があった。  
さらに、「市町村では財源がないと十分な対策ができない。消毒に人を雇うにも、消毒剤を買うにも費用がかかる。予算は組んでいないし、国や県が負担してくれるかどうか分からない中では、高い消毒剤は買えない。きっと負担してもらえらるだろうと考えて、高いものでも効果のある消毒剤を買った。国がしっかり措置すべきだ。」との意見があった。
- 現場作業の調整を行う者が農場の詳細な状況を把握できず、畜舎に入ることができない大型の重機を手配したために作業が進まなかったというケースがあった。

#### 【今後の改善のあり方】

- ◆ 県は、今回の大量殺処分、埋却処分を経て、詳細な処分マニュアルを策定したが、えびの市や都城市での経験も踏まえて、市町村との連携も含む、より効果的な作業マニュアルを策定する必要がある。
- ◆ 現地対策本部においては、自ら調整業務に追われることなく、殺処分の状況を分析し、遅れの原因と対策を検討できるポストを設ける必要がある。  
また県本庁の対策本部においても、現地本部と密接に連絡をとりながら的確な状況分析を行い、先手先手で対策を講ずることができるポスト、スタッフを確保しておく必要がある。

- ◆ 国においては、円滑な殺処分を可能とする様々な技術的支援ができるよう、知見を積み重ねておくことが重要である。
- ◆ 消毒や殺処分、埋却作業など、現地での対応においては地元市町村の役割が極めて大きいことから、市町村の役割分担を明確にし、それに必要となる財源補償も明確にしておくべきである。
- ◆ 円滑な殺処分、埋却処分を担保するためには、埋却地の確保が必須条件であるが、この点の備えが極めて不十分であった。後述するように徹底した準備が必要である。
- ◆ 家畜伝染病予防法では、殺処分・埋却処分は原則として家畜の所有者の責務と位置づけ、家畜防疫員がこれに代わることができる旨を定めているが、実際には、家畜防疫員を含めた県職員、市町村職員、関係団体職員等によって処分が行われており、迅速な処分のためには、当然そのような態勢が必要である。したがって、国においては、実態、あるいは必要性に即した家畜伝染病予防法の改正を検討する必要がある。
- ◆ 殺処分、埋却作業等を始めとして、県や市町村がそのために必要とする経費について、国がどのように負担するのかが最後まで不明のまま作業を進めざるを得なかった。必要な作業や物品の調達を適時・的確に行うためにも、国においては、要した経費の全額国庫負担を明確にする必要がある。

(4) - ②

消毒ポイントの設置は適切だったか。

【検証結果】

- 消毒ポイントの設置について、国の検証報告は「発生当初は国道10号線沿いの4か所しか消毒ポイントが設置されず、抜け道が多かったことなど、設置の仕方が不十分だった。」と指摘している。  
しかし、「防疫指針」では、飼料や生乳の輸送車などの畜産関係車両の消毒を目的として、移動・搬出制限区域の境界付近及び区域内に設置することとされており、県は、設置数、箇所等についても逐次国との協議を行った上で、移動制限区域及び搬出制限区域の南北それぞれの境界付近の国道に消毒ポイントを設置し、畜産関係車両にこの消毒ポイントを通過するよう呼びかけた。なお、感染の拡大や、一般車両の消毒を規定した特措法の施行もあって、ピーク時（7月当初）には403か所の消毒ポイントが設置された。  
したがって、「防疫指針」に照らせば、設置の手順や考え方に大きな問題点はなかったと思われる。
- 問題は、事態の進展を見極めて、渋滞等に対する県民の理解・協力を求めながら、「防疫指針」を上回る措置を行うことを検討する必要があったという点である。
- なお、ヒアリングで得られた具体的な指摘として、以下のような点があげられる。
  - ・ 道路上の消毒ポイントは、県農林振興局が場所を選定し、本庁畜産課、農水省に協議して決定されたが、発生当初は、県が幹線道路のみに設置した。
  - ・ 幹線道路以外の抜け道的な道路にもすべて設置すべきであったが、県のみでは困難であり、市町村に設置してもらえばよかったが、市町村にはそのための費用も体制も準備されていなかった。
  - ・ 発生当初は、県農林振興局に発生場所に関する正確な情報が提供されず、適切な対応ができなかった。
  - ・ 消毒を拒否する車両があり、作業従事者を悩ませた。特に、飼料運搬車にも拒否車両があった。現場でのトラブルも多数発生し、警察や自衛隊の協力がなければ困難だった。
  - ・ 全車両の車体全体を消毒することは、1台あたりの消毒時間を考えると物理的に無理であり、本当にその必要があったのか。畜産関連業者の消毒を徹底すれば、多くの発生が防げたのではないか。
  - ・ 道路の消毒ポイントで使った消毒剤で付近の農作物に被害が出た。こうした農作物の補償も行うべき。
  - ・ 消毒ポイントの設置について、県と市町村の連携が不十分で、近接するポイントに設置した例もあった。

- ・ 消毒ポイントの運営については行政が責任を持つべきであるのに、業者に任せっきりの状態もあった。

#### 【今後の改善のあり方】

- ◆ 今回の本県の発生は、4月20日時点では10農場以上にウイルスが侵入していたものであり、これがマニュアルに添った防疫対策を行ったにもかかわらず大きなまん延を引き起こした要因であり、今後もこのような事態は起こりうることを想定すべきである。  
したがって、国においては、防疫指針の見直しの中で、現在の移動制限区域境界等での消毒ポイント設置という考え方を大幅に改め、地域の状況を踏まえて、面的に広がりのある消毒ポイントの設置や交通封鎖等を行う方向で検討する必要がある。
- ◆ また、具体的な消毒ポイントの設置については、今回、大規模農場や養豚への感染拡大が殺処分の遅延や被害の大幅な増加につながったことを踏まえ、特定農場を念頭に置いた消毒ポイントの設置など、柔軟な対応も含めて検討する必要がある。
- ◆ 消毒ポイントの設置にあたっては、地元の状況を熟知した市町村や地元関係者の意見を反映させることが重要であり、そのための情報収集窓口を設置することも必要である。
- ◆ 上記においては、今回実施された消毒作業等の現場で指摘された以下の点を踏まえた検討を行う必要がある。
  - ・ 車両消毒には、通行車両の理解・協力もさることながら、極めて膨大な労力と予算が必要となる。また、発生エリアが拡大した場合、抜け道的な道路を含めたすべての道路で消毒を行うことは現実的に困難である。
  - ・ 一方、車両消毒がどの程度の効果があるのか、農場等に行くことのない一般車両まで消毒を行う必要があるのかなど、専門的な検証がなされていない。
  - ・ 国においては、専門的な研究を行い、車両消毒がどの程度の効果があり、どのような段階で、どういうレベルの消毒が必要なのかを明確にする必要がある。
  - ・ なぜ車両消毒が必要なのか、どの程度の消毒が必要なのかということに対する疫学的な根拠を周知することで、道路封鎖、車両消毒に対する人々の理解・協力を得やすくする必要がある。

(4) - ③

道路封鎖は適切に行われたか。

【検証結果】

- 移動制限区域内の道路封鎖は県農林振興局を中心に実施し、特に発生農場周辺の道路封鎖は県と市町村が共同で行った。
- 「防疫指針」に定める発生地及びその周辺に限定した交通遮断等が行われており、これについても逐次国との協議が行われた。
- しかし、発生農場への進入を制限した以外は、市民生活への影響から、多発地域を縦断する県道の封鎖が遅れるなど、初動段階においては徹底したものではなく、このことが被害を増大させたのではないかとの意見がある。
- 民間獣医師の団体からは、「初期に多発した地区の周辺は厳密なエリア封鎖等の対応をすべきだった。広い範囲の交通遮断は効果も薄く労力も必要。」との意見があった。
- 関係市町から、「県道を止めるのに3日かかった。市町村に権限を移譲し、県警と市町村が直接連携できるようにしてほしい。」との意見があった。
- えびの市等では、発生地から1 km以内を、市が自主的に徹底的な封鎖、消毒を行った。
- 重要な点は、地域から「防疫指針」を超える範囲での交通遮断の要望があった時に、迅速に判断・対処できなかったことである。

【今後の改善のあり方】

- ◆ 発生の初期段階で、発生エリアの一定範囲内を完全封鎖すべきであり、そのための許認可機関や警察との連携体制を構築しておく必要がある。
- ◆ その中では、発生の疑いが出た場合は、地元市町村の判断でただちに道路封鎖を行い、その後に、状況を見ながら封鎖の緩和を検討することを原則とする必要がある。
- ◆ 今回の本県の発生は、4月20日時点では10農場以上にウイルスが侵入していたものであり、これがマニュアルに添った防疫対策を行ったにも関わらず大きなまん延を引き起こした要因であり、今後もこのような事態は起こりうることを想定すべきである。  
したがって、国においては、「防疫指針」の見直しの中で、現在の農場周辺の封鎖という考え方を大幅に改め、かなり大規模な範囲での交通封鎖を行う方向で検討する必要がある。

(4) - ④

移動制限、搬出制限は適切に実行されたか。特例に問題はなかったか。

【検証結果】

- 移動制限区域及び搬出制限区域は、防疫指針に沿って、国とも協議を行った上で迅速に設定された。これに対し、10年前の口蹄疫の発生時には20<sup>km</sup>で移動制限、50<sup>km</sup>で搬出制限が設定されたことと比較して対応が甘かったのではないかという意見があった。
- 県は、国との協議を行った上で、家畜改良事業団の種雄牛の移動について特例承認を行うとともに、例えば、移動・搬出制限区域外の家畜を移動・搬出制限区域外のと畜場に出荷するために移動制限区域内を通過する場合は、当該と畜場に直行することや、4か所の消毒ポイントを通過すること等の条件を付した上で、特例的な承認を行った。  
また、国の早期出荷に対して移動制限区域内のと畜場の再開等の措置をとった。  
これらに関し、特に、家畜改良事業団の種雄牛の特例承認について、県内外から多くの批判がある。
- 本委員会の調査の中で、特定の養豚農場において、4月20日以降、移動制限により堆肥舎が一杯になって機能が低下することを恐れて、県の承認を得ることなく、移動制限区域内であるにもかかわらず、糞尿を移動させていた事実が認められた。

【今後の改善のあり方】

- ◆ 現行の国の防疫指針では、移動制限は、原則として発生農場から半径10km以内、搬出制限は半径20km以内と定めているが、今回の本県でのまん延状況、韓国での事例等も踏まえ、どのような範囲で設定することが妥当なのかについて、改めて検討を行う必要がある。
- ◆ 特例をどのような場合に認める必要があるのかということについては、具体的な事象に即して判断すべきものであるが、その運用は厳格に行う必要がある。  
また、農家や関係者に無用な不安を与えないためにも、今後特例を認めるとしても、法律上明記された場合に限るものとし、かつ、特例承認を行うことについて速やかにその事実及び理由を公表することが必要である。
- ◆ 検証作業において移動制限違反の事実が確認されたこと、さらに、この事実を県の防疫対策本部が全く認識していなかったことは大きな問題である。県においては、当該事業者に対して厳しく指導を行うとともに、今後の移動制限、搬出制限の遵守を担保する方策を早急に検討する必要がある。

(4) - ⑤

初期段階での対応が概ね適切だったとすれば、何故まん延を防ぐことができなかったのか。

【検証結果】

- 初期段階での対応は、国の防疫指針に従い、国とも協議しながら進められた。
- 今回の大きな反省点は、国、県共通して、発生確認農場の順で感染が拡がっているという漠然とした認識があったのではないかということである。
- もっと早い段階で同時多発的な面的な拡がりを認識し、防疫指針を超えた抜本的な対策を検討する必要があった。
- 5月初旬の段階で、県からワクチン接種または予防的殺処分について国に検討を依頼しており、国はこの時点で判断を行うことも必要だったと思われる。

【今後の改善のあり方】

- ◆ 今回の本県がそうであったように、1例目が発見された時点で既に多くの農場に感染が拡がっていることは当然想定すべきであるし、今回の韓国における発生もそのような状況の可能性はある。  
また、国においては、現在の家畜伝染病予防法や防疫指針が想定している、いわゆる「モグラたたき」的な手法ではなく、一定範囲について予防的な殺処分を行う方法等についても検討を行う必要がある。  
なお、農家の財産を強制的に処分するという極めて高いレベルの判断を第三者委員会である牛・豚等疾病小委員会に委ねることが妥当なのか、現場の状況に即した迅速な判断を可能とする観点からも検討が必要である。
- ◆ 国または県に、個々の防疫措置をコントロールする部署とは別に、全体的な分析を行って戦略を立てるポジションを置くことが必要である。
- ◆ なお、今回の韓国における口蹄疫の大規模なまん延を見ると、予防的殺処分が必ずしも効果的な方策とならない場合があることも認識しなければならない。国においては、現在研究中の抗ウイルス剤の開発をはじめ、様々な視点から、まん延を抑止し、被害を最小限に抑える方策について検討を急ぐ必要がある。

(4) - ⑥

防疫指針の内容は適切だったか。防疫マニュアルは有効だったか。

【検証結果】

- 防疫指針、防疫マニュアルともに10年前と同レベルの発生状況であれば対応できるものだったが、同時多発的な面的な拡がりのある事態に対しては完全ではなかった。
- 国の検証報告では「防疫指針を中心とする防疫体制が確実に実行されず、十分に機能しなかった」とされているが、県は、防疫指針に基づいて、基本的に国と協議しながら対策を講じており、むしろ問題は、防疫指針を超える対応が取れなかったことにあると考える。  
ただし、県においては、防疫指針に定められている埋却地の確保等の事前準備が極めて不十分であったことは事実であり、大いに反省すべきである。
- 今回の発生で、感染拡大が一定の範囲を超えると、拡大を止めることが物理的に極めて困難になることが実証された。口蹄疫の潜伏期間を考えれば、発症が確認できた時点では少なくとも感染から10日前後が経過しており、既に一定範囲に感染が拡大していることを想定した対応を行う必要がある。
- 防疫マニュアルは、県農政水産部の担当職員の理解に限られており、その内容が市町村や農業団体等の関係者に周知されていなかった。
- 酸性とアルカリ性の消毒剤を一緒に使った農家もあり、何がベストで効果があるかが農家に周知されていなかった。
- 農家からは「農家向けの研修会などを行い、症例など必要な知識を教えるべき。」との意見があった。

【今後の改善のあり方】

- ◆ 国においては、本県の事例の検証や韓国の状況等を踏まえて、防疫指針をより実効性のあるものに見直す必要がある。なお、今回のように防疫指針を超える措置が必要となることを前提とすべきであり、「対策は防疫指針によるべきであり、かつ、指針の見直しを行うには牛豚等疾病小委員会の意見を聞く必要がある」という現行制度を見直し、状況の変化に応じて柔軟な対応ができるシステムを構築する必要がある。
- ◆ 県においては、今回の検証の結果を踏まえて、より実効性の高い防疫マニュアルを作成するとともに、市町村、関係団体におけるマニュアルの作成についても積極的に支援を行い、関係団体・機関が真に連携・協力して防疫対策が実施できる態勢を構築する必要がある。なお、市町村、関係団体の対応に関する基本的な共通事項等を、県が作成する防疫マニュアルに定めておくことも検討すべきである。
- ◆ 上記のとおり経験を踏まえた実効性のあるマニュアルを作成すること、さらに、マニュアルに基づいて演習を行うことが極めて重要であるが、今回の口蹄疫の発生、感染拡大の経験から学ぶべき重要な点は、完璧なマニ

マニュアルを目指す一方で、マニュアルの想定範囲をよく理解して、その想定範囲を超えて起きている、あるいは起きる可能性のある事象に対して、いかに迅速かつ柔軟に対応できるかという点である。したがって、マニュアルの作成、運用に当たってもこの点を念頭に置くべきことを強く指摘する。

- ◆ 発生農場周辺の一定範囲は、周辺農場の安全が確認されるまでは、例外なく完全封鎖することを徹底すべきである。そのためには、指針、マニュアルに明記し、関係機関に協力を義務付ける必要がある。
- ◆ 農家や市町村、農業団体、民間獣医師等は、口蹄疫が発生した場合に第一線で防疫対策に従事することから、こうした関係者に対しても、防疫指針やマニュアルの内容を日頃から周知しておく必要がある。

(5) まん延期、ワクチン接種、特別措置法の段階での判断と対処は適切だったか

(5) - ①

殺処分、埋却作業の進め方に問題はなかったか。  
指揮命令系統は明確だったか。

#### 【検証結果】

- これほどの大規模な発生は初めての経験だったこともあり、現場は相当混乱していた。その結果、国等からの支援部隊を有効に活用できなかった面があった。
- そもそも、今回のような大量動員を行うような事態が想定されておらず、そのための受入体制が準備されていなかった。
- 初期の段階においては、殺処分や埋却の具体的な方法（畜種に応じた殺処分の方法、埋却の穴の掘り方、効率的かつ安全な埋め方など）が確立していなかったことも作業が遅れた要因の一つとなったが、県の埋却支援班が現地での作業経験等をもとに、埋却作業に関する基本的事項や作業手順、雨天時や環境対策等の留意事項などを「家畜埋却処理マニュアル」としてマニュアル化し、作業の円滑化、安全確保等を図っており、このマニュアルを市町村や関係団体にも配布している。
- 民間獣医師の団体から、「マンパワー、資材、情報管理の問題等があった。殺処分現場と現地対策本部、県本庁との意思疎通がうまくいっておらず、ワクチン接種まで混乱が続いた。」との指摘があった。
- 作業員の数が多くても、先遣隊の事前調査不足や、殺処分班、埋却班に的確な指示ができるリーダーがおらず、作業が大きく遅れるケースが、特に初期の段階で多くあった。
- 「自衛隊は命令さえあればうまく動いてくれ、一般の作業員の3, 4倍は働いてくれる。一般の人は誰もかなわない。」との評価があった。
- 現場での作業において、消毒用の石灰で手足に火傷を負った方が多数あり、骨折した作業員、重傷を負った獣医師もおられた。

#### 【今後の改善のあり方】

- ◆ 今回の件を踏まえて、埋却地選定、殺処分、埋却作業、人員調達、資材調達、作業の安全管理、各種連絡調整等の必要な体制を再検討するとともに、現場で全体の状況を的確に把握し、必要な対策を検討、指示できる責任者の配置等を検討すべきである。
- ◆ 各現場での作業を安全かつスムーズに進めるために、動員者等に的確な指示ができる現場リーダーを配置することが必要であり、事前にその養成を行っておくことを検討すべきである。

- ◆ 家畜防疫員が、家畜防疫員でなければできない業務に専念できる体制を構築する必要がある。
- ◆ 殺処分、埋却の方法や埋却地確保の問題は全国共通の課題であり、国においては、迅速な処分の方法や用地が不足する場合の埋却に代わる方法の検討等を進めるべきである。
- ◆ 現場の作業をスムーズに行うためには、先遣チーム、殺処分チーム、埋却チームなどの専任チームを編制し、その業務をマニュアル化するとともに、防疫訓練においてシミュレーションを行っておくべきである。

(5) - ②

民間獣医師をもっと活用すべきではなかったか。

【検証結果】

- 殺処分等の業務は、家畜伝染病予防法により家畜防疫員の業務とされているために、当初、民間獣医師の活用が十分になされなかった。
- 民間獣医師から、「臨床獣医は日頃から治療に従事しているので家畜の扱いに慣れている。採血や静脈注射は慣れていないと非常に時間がかかる。」、「臨床獣医は現場に慣れており、暗闇でも作業ができる。初動から1週間くらいまでは、必要な器具も含めて臨床獣医が対応するようにしてはどうか。」との意見があった。また、「殺処分等に必要な注射器等の資材にも詳しく、資材の手配がスムーズにできる。」との意見もあった。
- 県獣医師会からは、「大動物を扱える現役獣医師は県内に100名はいる。1農場5名として、20班編制できる。20農場を同時に動かす事態はそうそう無いはずだ。業務の都合で全員は無理だろうが。」と意見があった。
- また、民間獣医師の団体からは、「当方への依頼は5月3日からで、それから出動した。現場作業は現場獣医師を使うのが合理的。もっと早く活用して欲しかった。」との意見があった。

【今後の改善のあり方】

- ◆ 今回の発生を踏まえて、民間獣医師との有効な連携、活用策を構築する必要がある。
- ◆ 有事の際に協力が得られる民間獣医師を、そのスキル等に応じてリストアップしておくことが必要である。
- ◆ 必要があれば、民間獣医師を臨時的な家畜防疫員に任命することも検討する必要がある。なお、そのためには、平時において家畜防疫員としての研修の機会を作ることや、臨時的な家畜防疫員としての職務、権限、責任の範囲を限局する等の措置が必要である。

(5) - ③

埋却地の確保に時間を要したが、もっと適切な対策はとれなかったのか。

【検証結果】

- 家畜伝染病予防法では、埋却用地の確保は農家自身が行うこととされているが、事前の説明や研修等もなく、その趣旨が農家に理解されていなかった。  
そのために、口蹄疫の発生に備えて、埋却用地をあらかじめ確保していた農家は皆無であり、そのことが処分が遅れた大きな要因となった。
- 今回、以下のような問題が発生し、埋却地の確保を農家の責任とすることには相当無理があることが明らかになったが、県は、農家が埋却地を確保できない場合を想定しておらず、公有地使用の検討はなされていなかった。
  - ・ 豚農家、牛の肥育農家は粗飼料生産用の畑を所有していないために、自分で埋却地を確保することが非常に困難だった。特に大規模農場で日数を要し、処分の遅れにつながった。
  - ・ 確保した用地が、地下水の湧出や岩が出る等の問題で使えないケースが多数あった。また、標高が高い土地は、地域住民の飲料水の水源になっており、利用できなかった。
  - ・ 近隣のお茶の収穫を待ったために3, 4日遅れたところもあった。
- 用地が確保できても、地元市町としては、水質汚染や悪臭などの環境問題を心配する周辺住民の同意を取らずに埋却を行うことはできなかった。  
今回は、異常な事態になったために周辺住民の同意が得られたものの、事前（平常時）に多数の埋却地を決めておくことは極めて困難ではないかと思われる。
- 国の現地対策本部は「周辺住民の同意は不要」との姿勢で、県、市町に用地の早期確保が強く求められた。しかし、地元市町と住民の関係、家畜所有者と近隣住民の関係が悪化することが懸念され、現実には住民の反対を押し切って埋却することはできず、感染が止まらないという非常事態の中でも簡単に同意を取れないケースが数多くあった。
- 共同埋却については、「非発生農家は、付近の道路を使って処分家畜が運ばれることに強い抵抗があり、発生初期の段階では非常に難しい。事実、今回の発生で共同埋却地に運んだ事で新たな発生が起きたのではないか。」との意見があった。

【今後の改善のあり方】

- ◆ 農場経営者及び行政が畜産経営には埋却地確保が必須であることを認識し、行政がその確保状況等を確認できる体制を作る必要がある。
- ◆ 農場が用地を事前に確保していたとしても、地下水の噴出や近隣住民の反対等の問題も想定される。そのような事態にしないためにも、今回埋却を行った土地の環境に関するモニタリングを行い、データに基づいた環

境対策等を十分に行うとともに、農家が埋却地を確保できない場合に備えた公有地の事前確保を行っておく必要がある。

- ◆ 発生農場付近での埋却が困難となった場合は、早い段階で共同埋却への移行を検討すべきである。  
また、家畜を移動する場合にウイルスの拡散を完全に防御する輸送方法を整える必要がある。
- ◆ (2)－③でも指摘したとおり、大分県においては、すべての農場の畜種、飼養状況等の基礎データや埋却用地の確保状況等に関する情報が収集・管理されており、本県においても、早急に必要な情報の集約を行い、迅速・的確に活用できるシステム構築を進める必要がある。

(5) - ④

まん延段階で糞尿や汚染物品等の処理を後回しにしたが、その判断は正しかったか。

**【検証結果】**

- 早急に殺処分を行うことがまん延防止策として最優先という判断からであり、一定の妥当性はあった。
- ただし、残された糞尿等の処理についての方針決定が遅れたことは反省すべき点である。

**【今後の改善のあり方】**

- ◆ 今回の糞尿処理の方法、結果を検証し、処分頭数の拡大に応じた処理のあり方を明確にする必要がある。
- ◆ 糞尿の処理段階で、「糞尿中に大量の口蹄疫ウイルスが放置されている」等の発言や報道があり、地域の不安をあおったことは事実である。国や県は糞尿中のウイルスは生体のそれと比べて大幅に減少していることなど、正確な情報提供に努める必要がある。
- ◆ 今回の経過の中で、県内の畜産農家において堆肥の製造技術や設備の不十分な点が明らかになった。今後、しっかりとした技術指導等を行う必要がある。

(5) - ⑤

ワクチン接種の時期、範囲、作業等は適切だったか。

【検証結果】

- 5月21日に県、関係市町が協議を行ってワクチン接種の受入を決定し、翌22日には接種が開始された。1日最大5万頭に接種が行われ、数日間で90%の接種率となった。
- 適合するウイルスの型が限定されることや、接種して約2週間経過しなければ効果が出ないといった課題が指摘されていたが、今回は、接種して2週間後には疑似患畜の発症が急速に減少するといった効果が発揮された。しかし、その一方で、ワクチンを接種した12万頭のうち5万頭が疑似患畜となった。
- 発生市町からは、「4月下旬にはワクチン接種が必要と考えた。」との意見があり、非発生市町からは、「発生市町でもっと早く接種していれば拡大が抑えられ、非発生地域には接種する必要がなかったのではないか。」との意見があった。
- 民間獣医師からは、「ワクチン接種は、接種後の発生度合、重症の少なさから絶大な効果があった。10日早ければ3分の1の被害で済んだのではないか。」との意見があった。また、「ワクチン接種の時期はマニュアルには書けない。その時々判断。いつ使うかをマニュアル化するのは危険。」との意見もあった。
- 国の検証報告でも、「5月19日に殺処分を前提とする緊急ワクチン接種が決定されたが、結果的に決定のタイミングは遅かった」、「牛豚等疾病小委員会の対応や開催頻度には問題があった」との指摘がなされているが、4月末に豚への感染が起り、5月4日頃から発生が続発するようになって処分対象家畜数が急激に拡大していったこと。さらに、5月4日頃から5月10日頃の続発において、感染から発症まで一週間程度の期間があることを考慮すれば、他の農場に相当感染が拡がっている可能性を考えるべきであったことなどから、ワクチン接種はもっと早い時期に決定されるべきであったと言わざるを得ない。
- ワクチン接種の範囲について、科学的な裏付けがないまま実施されたため、感染していない家畜に接種することへの理解がなかなか得られなかった。「今後は、幅広く抗体検査を行った上で感染の範囲を見極め、ワクチン接種の対象範囲を決定すべきだ。」との意見がある。
- 国の検証報告の中では、「6月25日、発疹やびらんという症状が見られる牛が見つかったにもかかわらず、国に報告せずにワクチン接種家畜としてそのまま処分していた」として問題点を指摘している。  
宮崎県においては、ワクチンを接種した家畜（12万5,668頭）のうち、4万8,821頭について、ワクチン接種後に症状が現れたとして患畜として報告し処理しているところであり、6月25日の件については、現場の家畜防疫員が「口蹄疫ではない」と判断したものであり、特に問題視すべき事項ではないと判断する。

## 【今後の改善のあり方】

- ◆ 今回のワクチン接種の方針決定に当たっては、ワクチン接種を行えば当該家畜はすべて殺処分せざるを得ないこと、接種したとしても本当に効果があるのか不明であること、接種後の殺処分等に関する補償が不明確であること等から、県・市町村とも国の方針受入は苦渋の決断であった。  
今後、同様の事態において迅速かつ適切な判断を可能とする意味から、国においては、ワクチンの効果等に関する検証を加速化するとともに、補償水準についても事前に明確化する必要がある。
- ◆ 国の検証報告でも指摘しているとおり、発生の初期段階から権限と責任のある専門家が現地に常駐して感染の状況を常に把握し、ワクチン接種や予防的殺処分を含めた適時・的確な防疫措置が講じられるようにすべきであり、そのためには、牛豚等疾病小委員会の位置付けも含めた防疫指針改定のあり方を検討する必要がある。
- ◆ また、ワクチン接種や予防的殺処分は、その影響の大きさから、対象範囲についても半径何キロメートルと一律に決めるのではなく、農場の立地状況や地形なども考慮し、農家から十分な理解が得られるものにすべきである。
- ◆ さらに、そもそもワクチン接種は、すべての接種家畜を殺処分しなければ清浄国として認められないという問題があり、ワクチンに効果があったとしても、それが現れるまでに日数を要するために広範囲での接種が必要となることも問題である。  
このため、現在、国で研究が進められている抗ウイルス剤の開発を早急に行うなどにより、予防的殺処分を行う家畜頭数を最小限にすることが求められる。
- ◆ ワクチン接種は、まん延防止を目的として行うものであるが、現行の殺処分を前提とするワクチン接種には問題が多く、防疫対策に要するコストを可能な限り低減することや、ワクチン接種の判断を現在より柔軟に行えるようにするためには、家畜生体内の抗体が野外（疾病）由来かワクチン由来かを識別できる「マーカーワクチン」の使用可能性についても本格的な検討を行う必要がある。

(5) - ⑥

ワクチン接種等について農家等への十分な説明ができていたか。

【検証結果】

- ワクチン接種の時点で具体的な補償額が示されていなかったことや、前例がなく効果も疑問視されていたことから、農家の理解を得るには大変な労力が必要であった。
- ワクチン接種の決定から実施まで間がなく、農家への説明が十分なされなかったとの指摘がある。

【今後の改善のあり方】

- ◆ 今後は、共済の獣医師や民間獣医師等の協力を要請することも検討する必要がある。
- ◆ 感染拡大の段階毎にどのような措置が行われ、どういう支援、補償等がなされるかを簡潔に示した説明資料を作成し、農家等に日頃から周知しておく必要がある。
- ◆ 家畜に対する補償に関し、ワクチン接種家畜には共済金が支払われる余地がないために、疑似患畜農家との不公平感や共済加入のメリットがないとの声が強く出された。  
このため、国に対し再三にわたって改善を求めた結果、共済掛金の一部返還という特別措置が認められたものの、根本的な問題解決には至っていないことから、国において、疑似患畜とワクチン接種家畜に不公平な取扱が生じないように、制度改正等の適切な対応を行う必要がある。

(5) - ⑦

早期出荷対策の実施に問題はなかったか。

【検証結果】

- 早期出荷促進対策は、発生農場から半径10km以内の移動制限区域におけるワクチン接種に併せて、発生農場から半径10～20kmの搬出制限区域内を緩衝地帯とするために早期出荷を促進することを目的に措置された。
- この対策の実施は、国の現地対策本部が設置された5月17日に県に方針が伝えられ、5月19日に国において正式決定され、実行に移された。
- しかしながら、国の検証報告で指摘しているとおり、移動制限区域内の食肉処理場を使用せざるを得なかったことや、と畜残さの処理を行う化製場が利用できなかったことにより、実際の出荷は4件90頭にとどまり、さらに、当該区域内で家畜を出荷した2農場で口蹄疫が発生したことで、当該対策に対する畜産農家の不安、疑念を大きくした。

【今後の改善のあり方】

- ◆ この早期出荷対策は、机上の対策がどれだけ無力であり、逆に現場の混乱を招くものでしかないということを端的に表している。
- ◆ 国が方針を立てる際には、当事者である県の見解を十分に踏まえる必要があり、また、県においては、農家や関係団体の意向や実情を十分に把握して判断する必要がある。
- ◆ まん延防止のためにどのような対策を講じるかは、現地の状況を十分踏まえた上で決定されるべきであり、国の検証報告でも指摘しているとおり、現地に権限と責任のある専門家を常駐させ、かつ、地元の状況を熟知した県や市町村等との十分な協議・調整を行って決定する必要がある。

(6) 県の危機管理体制は適切だったか  
(関連資料「2. 組織体制」参照)

(6) - ①

県本庁の口蹄疫防疫対策本部は十分に機能したか。

【検証結果】

- 1例目の発生と同時に口蹄疫防疫対策本部を設置し、翌日には知事を本部長とする組織に昇格させ、県の全部局が連携する体制が整えられた。
- また、感染が多発した5月上旬には、県外獣医師等動員支援班や埋却支援班が次々に設置され、県職員も全庁的に大量動員しながら、増え続ける疑似患畜等の殺処分、埋却作業等に対処した。
- さらに県は、5月20日に口蹄疫対策本部の下に総合支援部を設置し、危機管理局に庁内から集められた職員が交代で詰めて、6班体制で防疫支援や関連支援、渉外等の業務を処理した。
- しかし、防疫対策実施のコントロールに関しては、国との連絡調整、殺処分の準備、物資の調達、人員の手配、マスコミ対応等のほとんどを畜産課を中心とした農政水産部だけで対処しようとしたために、全体的な状況判断や戦略の構築、それらに応じた国との調整等が十分に機能しなかった。

【今後の改善のあり方】

- ◆ 今後は、発生が起きた段階で、農政水産部を中心に関係部局の職員が同じフロアに集まり、情報の共有や客観的な状況分析を行い、それをもとの的確な戦略を立てて実行できる「実践的危機管理体制」を迅速に構築する必要がある。
- ◆ 防疫対策を着実に実施するためには、市町村、JA、関係団体との連携や情報の共有化が重要であることから、合同の対策本部の設置、あるいは、県の対策本部の会合に県以外の関係者も同席する等の対応を検討する必要がある。

(6) - ②

現地対策本部は十分に機能したか。

【検証結果】

- 県は、防疫マニュアルに従い、4月20日の発生と同時に宮崎家保に現地対策本部を設置するとともに、都農町、川南町に連絡員（県職員）を派遣した。
- さらに、24日には川南町役場内に現場本部を設置し、5月22日には新富町役場内にも現場本部を設置している。
- しかし、事態の進展に組織や人員の配置が追いつかなかったこともあり、結果として、人員の有効活用、計画的な処理ができなかった。
- 川南町では、町の対策本部と県の現地本部が別々に設置されたが、「情報が錯綜したり、どちらの指示に従えばいいかわからなかった。その後に国の職員が加わったことで、さらに混乱した。」との指摘がある。
- 「現地対策本部に地元農協が参加していなかったが、殺処分の現場に事前に資材を送る場合、農協職員なら現場の状況を知っているのに、本部の担当者は現場の状況がわからず、スムーズな資材手配ができなかった。」との指摘がある。
- 発生現場で作業に従事した者がエリア外に出る場合の消毒の不徹底、現地対策本部内での作業従事後の者（未消毒）とそうでない者との接触など、防疫上の問題があったことが指摘されている。

【今後の改善のあり方】

- ◆ 今後は、県農林振興局の有効活用も含め、現場において、市町村や関係各機関との調整をある程度独自の判断で行え、本庁とも必要な対策等の調整ができるような一定の権限・責任を持った組織を確立する必要がある。
- ◆ 現地組織のトップは必ずしも獣医師である必要はなく、逆に獣医師は家畜防疫員としての専門性や機能が十二分に発揮できるようにするということが基本に、組織のあり方を検討する必要がある。
- ◆ 現地対策本部は、現地において調整力が発揮できるように、本庁次長等の幹部職員がトップになって指揮をとるような体制にすべきである。  
また、実務的には、県農林振興局を有効活用し、家保は本来の専門的業務に専念すべきである。
- ◆ 現場において、関係機関が連携して防疫作業を実施できるよう、市町村、JA、関係団体による合同の現地対策本部の設置を検討する必要がある。

(6) - ③

国の対策本部との連携は適切だったか。

【検証結果】

- 国の現地対策本部が県庁内に設置されて以降、重要案件についての国と県との調整、国の関係機関との連携・協力等が円滑に行われるようになった。特に、国の現地対策本部において、各省庁、県、JA等が一堂に会した会合が毎朝行われたことは、情報や問題意識の共有化の点で有効であった。
- 一方で、防疫対策に関する指揮命令権の所在を明らかにすることなく、県庁内に2つの対策本部があり、それぞれが市町村等に対して連絡・指示等を行ったことから、現場段階で混乱をきたす要因となったことも事実である。
- 国では、総理をトップとする対策本部会議において防疫対策に関する重要方針等が決定されたが、その動き等が県に伝わるのがマスコミ等を通じてということも多く、連携が十分取れているという状況ではなかった。

【今後の改善のあり方】

- ◆ 口蹄疫が発生した場合の国と地方の役割分担をどのようにするかに係る問題ではあるが、基本的には、発生直後から国と県、場合によっては市町村や関係機関が一体となった合同対策本部を現地に速やかに設置し、かつ、防疫方針の変更等の権限も現地本部に付与する等の措置が必要である。

(6) - ④

県の防疫体制は他県と比較してどうか。

【検証結果】

- 国の検証報告でも指摘しているとおり、本県の家保の獣医師1人当たりの管理頭数及び管理農家戸数は全国で最も多いことは事実であり、このことが今回のような口蹄疫のまん延を招いたとまでは言えないまでも、全国有数の畜産県として家畜防疫について十分な体制が取られていたのか、対策がどうであったかを十分検証する必要がある。
- 県では、10年前の口蹄疫発生を踏まえ、具体的な対応マニュアルを作成するとともに、農政水産部に新たに家畜防疫対策監を配置するなど、畜産県として各種の家畜防疫対策を講じてきたが、これまでも各検証項目の中で触れてきたように、南九州各県と比較しても、不十分な点が多くあったことは事実である。
- 例えば、農家の飼養畜種や頭数の把握が極めて不十分であった点、埋却地の確保状況について把握されていなかった点、平成22年1月の韓国における口蹄疫の発生を踏まえた各農家への注意喚起が行き届いていなかった点、飼養衛生管理基準の遵守状況が把握できていなかった点、大規模農場における飼養状況等についてのチェック機能を果たせていなかった点等は、今後の体制整備に反映すべき重要な課題である。

【今後の改善のあり方】

- ◆ 家畜防疫員の数のみをもって防疫体制を論ずることは妥当ではないが、上記で指摘しているような問題も含めて、全国有数の畜産県に相応しい、かつ、二度の口蹄疫と高病原性鳥インフルエンザの発生を経験した県に相応しい、全国の模範となる防疫対策や、それを実施するために必要な防疫体制を築くことを目標に検討を行い、必要に応じて増員等の体制強化を図る必要がある。
- ◆ 防疫体制の構築に当たっては、獣医学科を有する宮崎大学等との密接な連携を図り、家畜伝染病に対処するための研鑽に努めるとともに、現場に身近な農業改良普及センターとの連携や、民間獣医師の活用等も含めて、効率的、効果的な体制を構築する必要がある。

(6) - ⑤

なぜ、県の畜産試験場や家畜改良事業団、農業大学校で発生したのか。

【検証結果】

- 本委員会としては、本来各農家の模範となる防疫対策の整った農場であるべき畜産試験場川南支場、家畜改良事業団、農業大学校において感染が確認されたことを重く受け止め、現地調査やヒアリング調査等を実施した。その結果、国の疫学調査と同様に、いずれもその感染原因を特定することはできなかったが、各農場における飼養管理体制等については下記のとおりであった。

(畜産試験場川南支場)

- 畜産試験場川南支場においては、外部から車両が入場する際に消毒を行っていたが、職員の車両については実施していなかった。また、飼養管理をする職員用のシャワー施設を設置していたが、4月20日前には使用していなかった。  
韓国での発生を受けて、県が、警戒レベルを高めるよう指導を行っていた中で、模範的な体制を取るべき立場にあった県有施設としては、組織的な認識が極めて低かったと言わざるを得ない。
- さらに、4月22日に敷地内ではあるが、豚を移動させている。当該支場での感染は、この時移動させた豚の中から発生したことを考えれば、判断の誤りであったとしか言いようがない。  
豚の初発農場は当該支場ではないとされているが、「豚は増幅器」と言われるように、豚への感染が大規模なまん延につながるリスクを高めることを考えれば、この時期に屋外で移動させた行為は、極めて不適切であったと言わざるを得ない。

(家畜改良事業団)

- 国の検証報告では、「事業団では車の出入りには注意を払っていたが、牛の飼育エリアへの人の入場は着替えのみで、シャワー設備があったにもかかわらず、使用していなかった。しかも、宮崎県内での発生が明らかになった4月20日以降も、入場時のシャワー使用を義務付けていなかった。」との指摘がなされている。
- また、国の疫学調査では、事業団での発生確認は5月16日で推定ウイルス侵入日は5月4日とされ、その感染原因は、5月5日に飼料配送を行った車両又は人による可能性があると言われている。
- これらの点について、当委員会が事業団に聞き取り調査を行った結果は以下のとおりである。

(4月20日前までの防疫措置)

- ・ 出勤した職員は、消毒マットで足元を消毒後に事務所（肥育牛と種雄牛の担当職員が共に利用）に入り、作業着、長靴、帽子を着用後に担当の畜舎に行き、各畜舎に設置してある踏み込み槽で足元を消毒してから畜舎内に入っていた。

(4月20日以降の防疫措置)

- ・ 全職員の自家用車が正門の車両消毒槽及び噴霧消毒を通過（職員以外の車両は立入禁止）し、車両全体を完全に消毒した後、敷地内の各駐車場に駐車。車内常備のハンドスプレーで車内と通勤服、足元、カバン等全身を消毒して事務所に移動。事務所入口で消毒マットにより足元を消毒し、靴箱で上履きと履き替える際に再度全身をハンドスプレーで消毒。
  - ・ 職員のうち、種雄牛部門と肥育部門の担当職員は、各部門への移動用防護服・キャップ・マスク・長靴・使い捨てゴム手袋（以下「移動用（作業用）防護服一式」という。）を着用し、事務所の移動用出口で踏込槽とハンドスプレーにより全身を消毒して種雄牛部門の管理棟（肥育牛と種雄牛の担当職員が共に利用）へ移動した。
  - ・ 種雄牛担当職員は、種雄牛部門の管理棟で作業服に着替え、その上に作業用防護服一式を着用し、さらに、全身を消毒して作業を開始。なお、各牛舎出入口で踏込槽による足元消毒を行うとともに、可能な限り一方方向（ワンウェイ）で作業を実施。敷地内ではアスファルト部分の通路上を移動するようにした。  
作業終了後は、同管理棟内のシャワーを使用した後に通勤服に着替え、移動用防護服一式に着替えて全身消毒を行ってから事務所に移動。事務所内で通勤服・全身をハンドスプレーで消毒を行ってから駐車場に移動。駐車場で自家用車に乗車する際に車内消毒を行い、正門の車両消毒場所を通過して帰宅した。
  - ・ 肥育牛担当者は、種雄牛部門の管理棟で作業服に着替え、その上に移動用防護服一式を着用し、全身消毒を行って肥育部門の管理棟に移動。この際、肥育部門と種雄牛部門の境界通路に設置した踏込槽で足元を消毒して肥育部門のエリアに入った。  
さらに、肥育部門の管理棟で作業用防護服一式を着用し、全身を消毒した上で作業を開始。各牛舎出入口の踏込槽で足元消毒を行うとともに、可能な限り一方方向（ワンウェイ）で作業を実施。敷地内ではアスファルト（一部砂利）部分の通路上を移動するようにした。
  - ・ 作業終了後は、同管理棟内のシャワーを使用した後に消毒した作業服に着替え、移動用防護服一式を着用・全身消毒して種雄牛部門の管理棟へ移動。この後は、種雄牛担当職員と同様の経路と消毒により帰宅した。
- 事業団では、従来からシャワーを職員の作業後の汗や汚れを洗い流すことを主目的に使用していたために、畜舎に入る前は、4月20日の前後を通じてシャワーを使用していなかった。  
しかし事業団としては、上記のとおり4月20日以降は防護服の着用や消毒による防疫対策を徹底しており、シャワーの未使用がウイルスの侵入につながることはなかったとの認識である。

(農業大学校)

- 農業大学校では、4月20日前は畜産エリアへの人や車両の立入制限が徹底されていなかった。また、踏込消毒槽や畜産車両の消毒施設を設置していたが、靴底や車両等の消毒は徹底されていなかった。

- 4月20日以降は、原則として畜産エリアへの人や車両の立入りを畜産経営学科の職員と学生に制限し、各牛舎ごとの踏込消毒や、本館、研修センター等の施設入口での消毒マットによる靴底消毒を徹底するとともに、畜産エリアに立入る際は畜産車両消毒施設での消毒を行った。
- さらに、正面入口ゲート及び北門を閉鎖して校内への出入口を南門一箇所に限定し、車両消毒槽と動噴による車両消毒を徹底した。  
また、4月28日から隣接する農業科学公園を休園し、翌29日から休校にして学生を帰省させ、家畜の管理は畜産経営学科職員のみで行うとともに、畜舎及びその周辺に加えて牛体の消毒を毎日実施した。  
さらに、全畜舎に防鳥ネットを、一部に暴風ネットを設置し、野鳥等の侵入を防止した。  
また、搬入業者の畜産エリアへの立入りを制限するとともに、職員が搬入できる資材等は独自で搬入した。

#### 【今後の改善のあり方】

- ◆ 各施設は、貴重な県有の家畜を飼育する施設として、「こうすれば感染しない」という模範例を県内の農家に示すべき立場にあることを強く自覚すべきである。
- ◆ また、どのような施設整備を行うのか、管理体制をどう改善するのか、感染リスクに対してどのように対応するのか等についての具体的な方針を早急に作成して、県民に明確に示す必要がある。

(6) - ⑥

県有種雄牛の取扱いは適切だったか。

【検証結果】

- 県有種雄牛については、県は、農水省の了解を得て、家畜改良事業団で飼育していた6頭を、5月13日に特例的に西都市の山中に移動させる措置をとった。ただし、この際、地域における飼育状況の把握が不十分であった等の理由により、混乱があった。
- このことについては、長年の品種改良で築いてきた優秀な宮崎牛の血統を守るために行ったものであり、結果的に5頭が残ったことを評価する意見がある一方で、防疫上の理由や他の殺処分家畜との公平性の観点から、特例は一切認めるべきではなかったとの意見もある。
- 国の検証報告においては、「種雄牛を含め畜産関係者の保有する家畜については、特例的な扱いを一切認めるべきではない。畜産関係者は、このことを前提として、凍結精液や凍結受精卵などによる遺伝資源の保存、種畜の分散配置などにより、リスク分散を行うべきである。」と指摘されている。
- なお、国の検証報告では、5月13日に肥育牛一頭に発熱があったことの家保への報告が5月14日であったことについて、「この通報の遅れは問題である」とした上で、「牛の移動を優先したと思われかねないケース」としている。  
この点についての事業団に対する聞き取り調査の結果は以下のとおりである。
  - ・ 事業団では、13日午前にはエサの食べ残しがあった牛房の牛3頭を検温し、午前11時30分に当該牛に発熱があることを確認した。しかし、当該牛に流涎や水疱等の症状が見られなかったこと、4月20日以降に肥育牛舎で発熱や血便の症状を示す牛が数十頭あり、これらは治療後に治癒していることから、当該牛も通常の発熱と判断して13日には家保への報告をしなかった。
  - ・ 移動させた種雄牛の移送トラックへの積み込みは午前11時頃から開始し昼12時15分に出発しており、種雄牛の移動を優先するために発熱の報告を遅らせたというような事実はない。
  - ・ さらに、国の疫学調査では、5月15日に農林水産省が担当者を事業団に派遣し、発生前2週間の牛の健康チェック表や業務日誌を確認するとともに、事業団に対する聞き取り調査を行ったところ、種雄牛、検定用肥育牛ともに、14日の前には口蹄疫が疑われるような異常は見られなかったことが確認されている。

【今後の改善のあり方】

- ◆ 今後は、危機管理の観点からも、種雄牛の分散管理を行う必要がある。
- ◆ 移動制限等の特例を認めるべきかについては、今回、様々なトラブルや対立があったこともあり、意見の対立がある。本委員会においても、特例

を認めることによって防疫対策に対する農家の協力が得にくくなり、国家防疫として望ましくないという意見があった。一方で、危機管理は対策や処分によって守られる利益と失われるものとの比較が重要であり、その点からは種雄牛を始めとする種畜については、その価値と再度造成するためのコストの検討が必要ではないかとの意見があった。

◆ 本委員会としては、特例を一切認めないという結論には至らなかったが、防疫の円滑な遂行を担保する観点から、特例事項については予め法律に限定列挙したものに限ることとし、その適用についてもしっかりと公表することが望ましいと考える。

◆ なお、5月13日に肥育牛一頭に発熱があったことへの対応については、種雄牛の移動を優先するために事業団が意図的に報告を遅らせたものとは考えられない。

しかし、国の検証報告でも指摘しているとおり、13日は種雄牛の移動日であり、慎重を期すという意味では県本庁に報告すべき事項であった。

(6) - ⑦

民間種雄牛の取扱いは適切だったか。

【検証結果】

- 民間種雄牛については、原則どおりワクチン接種の上殺処分を行う方針であったが、所有者が、県の種雄牛と同様の特例を求めて、ワクチン接種あるいは殺処分を拒否したものである。これに対し県は、特措法第6条に基づく勧告を行った上で殺処分の方針を示した。
- これに対し、所有者は貴重な遺伝資源として種雄牛を残すことを強く求め、そのために必要があれば県の種雄牛として無償で譲渡する用意のあることを申し出た。
- 県ではこの申し出に対し、県の管理下に入れば畜産の再興のために活用することができ公益性が高いこと、当該種雄牛の周辺では既に殺処分を終了しており感染拡大の要因になることはないとは判断し、感染していないことの確認検査を行った上で殺処分の回避を国に求めたものである。
- これに対し、国からは、特例は認められないこと、また、殺処分を行わない限り児湯地域の移動制限等の解除はできないとの判断が示されたため、県としては、これ以上この問題を長期化させることはできないと判断し、所有者を再度説得し、殺処分を行ったものである。
- 今回の県の対応に対して、国と激しく対立したことや、県の対応が結果として二転三転したことについて、様々な批判が寄せられた。これに対して知事に対するヒアリング等を行った結果、知事を中心として、県としては状況の変化に対応して、また殺処分を拒否する所有者に対して強制的な処分を行うことは実際には難しいという情勢の中で、苦渋の判断を行ったものであることを確認した。

【今後の改善のあり方】

- ◆ しかし、今回の問題点は、県の種雄牛の特例を認めた時点で民間種雄牛の取り扱いも明確にし、かつ、その所有者に対してその方針を明示しておく必要があったということである。
- ◆ 本件のような混乱を招かないようにするためにも、特例事項は予め法律に限定列挙したものに限ることとし、その適用についてしっかり公表を行うことが望ましいと考える。
- ◆ また、特措法上、県が殺処分を行わない場合には国が直接殺処分を行うことができる規定（8条1項）を定めていながら、同じ条項の中で、県が一旦定めた指定地域内においては国が権限を行使できない規定となっているのは、法律の趣旨にまったくそぐわない。国家防疫上の必要性があっても、県レベルでは住民に対する強制的な措置を行うことが難しい場合があることを考慮して、規定の見直しを行う必要があると考える。

(6) - ⑧

県の非常事態宣言の時期、内容は適切だったか。

【検証結果】

- 県が5月18日に行った非常事態宣言は、発生農場の拡大が止まらなかったことから、その時点での移動制限区域の外や、万が一にも、県外に感染が広がるような事態を避けるために、県内全域でのイベントや大会の延期・中止、特措法がない中での一般車両の消毒の徹底などを要請したものである。
- 今回、過去に経験したことがない深刻な状況の中で、宣言の発出時、あるいはその後においても、どの程度の規制を、どういう範囲で求めるのかなど、難しい判断があったと思われる。
- 感染が何を媒介してどのように広がるのかがわからない状況では、可能な限り人の接触や車の動きを止め、消毒を徹底するしかなく、非常事態宣言により、幅広く県民の日常生活や経済活動に自粛を求めたことはやむを得ない措置だったと思われる。
- 一方で、非常事態宣言により、多くのイベント等が中止されたり観光客が減少したことで県内経済に多大な影響が出たが、あくまでも協力要請であったために、例えば大規模集客施設は営業を続け、消毒の徹底にも限界があった。
- また、広い範囲で人の動き、接触を完全に止めることは不可能であり、イベントの中止や商業施設の営業を止めることは、営業補償の問題も生じることが懸念された。
- 一般車両の消毒を完全に行うことも非常に困難だったが、非常事態宣言により、道路上での消毒ポイントでの通行車両の理解、協力が得られるようになった。
- 今回の非常事態宣言の時期、内容等が適切だったか否かは、感染の媒体、条件、危険性等が明確にされないかぎり評価が困難である。

【今後の改善のあり方】

- ◆ 日常生活や経済活動を広く制限することは極めて影響が大きく、その回復には多大な労力とコストを要するものであり、その判断は困難を極める。このため、感染拡大を防止するために何が必要で、何が不要かを疫学的に明確にすべきである。
- ◆ さらに、宣言の内容が県内外の方々に正しく理解され、適切な対応がなされるようにするためには、上記の疫学的な根拠をもとに、あらかじめ非常事態宣言による規制のレベルを感染拡大の状況等に応じて数段階に分けて設定し、「現段階では、この範囲で、このレベルの協力をお願いします」とするような内容を検討する必要がある。

(7) 国、市町村、各県、各団体との連携・協力は適切だったか

(7) - ①

国との連携・協力は問題なかったか。

【検証結果】

- 県は、農林水産省に対して、発生当初から状況報告を随時行い、対応方針についても逐一協議を行った。
- 5月17日の国の現地対策本部設置後は、休日を含め、毎朝のミーティングなどによる連携、情報共有が行われたが、この会議には県職員のほかJAの職員も参加し、発生状況や処分状況、消毒ポイントの設置状況等について、正確な情報の共有が図られ、防疫対策推進のための連携がなされた。  
また、国において省庁横断的な対応が迅速に進められるようになったとの評価がある。
- 国の検証報告では、「国・県等の対策本部が乱立した」との評価がなされているが、基本的に国の対策本部は防疫方針の決定やそれを担保するための省庁横断的な対応策を、県の対策本部は実際の防疫対策の実施の統括本部としての機能を果たしていたものであり、業務上支障が出るほどの重複感があったとまでは言えない。しかし、国の対策本部が現場や市町村に直接出向いて、あるいは電話等によって情報収集等を行ったために、結果として窓口が2つになり、わかりにくい状態になっていた。

【今後の改善のあり方】

- ◆ 今回の件を踏まえ、国と地方の連携・協力をより強化する観点から、改善すべき事項を検証することももちろん重要であるが、国家防疫としてのまん延防止をより効果的に推進する観点からは、抜本的に国と県の役割分担を検討する必要がある。
- ◆ 現在の法制度上、法定伝染病に関する防疫対策は都道府県の法定受託事務であり、防疫方針については国が決定するが、その実施は都道府県が責任を持って行うこととされており、状況の変化にあわせた防疫方針の変更もすべて国に伺いを立てる必要があるが、その責任は都道府県が負うという制度になっている。
- ◆ 口蹄疫という見えない敵との闘いを迅速に、かつ、状況の変化にあわせて的確に行うためには、方針の決定から実施に至るまで指揮命令系統を明確にすることが肝要である。その意味からは現在の法定受託事務のあり方には疑問がある。日常的な防疫対策については現行制度で十分であるが、一旦口蹄疫が発生した場合には、下記のいずれかの方法等により、権限と責任の所在を明確にした体制を確立することが重要である。
  - ① 国家防疫の観点からは、国がその責任と判断で防疫対策を遂行することとし、国が直ちに現地対策本部を設置して、その指揮命令の下に地方自治体等が協力する体制とする。当然のこととして、要する費用は国の負担とする。

② 県の責任と判断で防疫対策を遂行するのであれば、状況の変化にあわせた方針の変更等の権限や、他県等も含めた人員に対する指揮命令権を都道府県知事に与える必要がある。また、知事の判断で行った対策に必要な費用については、国がすべてを負担することとする。

◆ 前述したように、抜本的な対策を適時・的確に実施できるようにするためには、国と県の責任者が同じテーブルで情勢を分析し、方向性を検討するような場を設定する必要がある。

◆ また、日頃から情報交換や訓練を通して、十分な連携を図っておくことが必要である。

(7) - ②

市町村との連携・協力を問題は無かったか。

【検証結果】

- 前述のとおり、発生状況、必要な防疫措置等について、県から市町村に対する統一的な情報提供、指導等が十分でなかったために、市町村での対応に混乱した面があった。
- 県の対策本部と現地対策本部の情報交換が不足していたために、市町村からの要望や課題提起が、本部の問題意識に十分つながらなかった。
- 市町村からの提案や質問、問題指摘に対して、窓口の一本化ができていなかったため、ほとんど対応ができていなかった。結果として情報の収集が十分ではなかった。
- 消毒ポイントの設置や様々な関連対策を市町村が講じる際の財源について、最終段階まで不明確なままで進んだ。
- 市町村が独自の判断で行うことに対して十分に対応できなかった。
- 未発生市町村に対する情報提供や必要な準備等に関する指導等も十分とは言えなかった。

【今後の改善のあり方】

- ◆ 防疫対策の成否は、市町村との円滑な連携に係る部分が多いことから、今後は対策本部に市町村担当を設置する等の対応を検討する必要がある。
- ◆ 現地対策本部は市町村等と合同で設置し、一貫した指揮命令の下で対策を講ずることが望ましい。

(7) - ③

関係機関、団体との連携・協力を問題はなかったか。

【検証結果】

- 今回の防疫対策の遂行に当たっては、警察の全面的な協力が得られたが、事態の進展に関する情報提供や、防疫対策に関する方針についての説明等について不十分な点が多く見られた。
- 自衛隊についても、その全面的な協力が今回の防疫措置を支えたが、県が必要とする業務内容や人員等についての調整が十分ではなく、現場において混乱を招いたことがあった。
- 農業団体との協力関係についても、現場においては相応の協力体制ができていたが、情報等が適時・的確に伝わるようになったのは、国の現地対策本部の定例会に農業団体が参加するようになってからであり、県の対応としては不十分であった。
- 今回の口蹄疫で大きな影響を受けた運送業界、防疫作業に大きく貢献した建設業界、さらに、非常事態宣言等もあって大きな影響のあった商工・観光業界についても、基本的な情報不足が指摘されている。
- 特に運送業界においては、風評被害により、県外の企業等から「宮崎ナンバーの車両は来ないで欲しい」といった厳しい声が起こり、やむなく県外ナンバーを取得して営業を行ったというような事例が多くあり、これにより、経済的な損失のみならず、運転手等の精神的な苦痛も大きかったことが指摘されている。

【今後の改善のあり方】

- ◆ 今回の経験で学ぶべきことは、国家防疫としてウイルス対策を遂行するためには、各関係機関の連携・協力が不可欠であり、そのためには適時・的確な情報提供と方針の共有化が必須であるという点である。今回は関係機関の自主的な協力により一定の成果を収められたが、今後は今回の反省を活かして、初期対応からの連携確立を図る必要がある。  
そのためには、県の対策本部に関係機関も参加する、あるいは、県の対策本部会議に出席を求めて情報の共有を図るなどの対応が必要である。
- ◆ 県においては、防疫マニュアルの見直しにおいて幅広く関係機関・団体の意見を聞き、それぞれの役割分担を明確にするとともに、迅速な情報提供が行える体制を確立する必要がある。そして、当該マニュアルを関係機関等が共有することによって、より円滑な対応ができるようにすべきである。
- ◆ マニュアル等の整備に当たって、方針を定める責任は国または県にあるものの、その方針をいかに迅速かつ的確に関係者に伝達し、理解を得て実施に移せるかが重要であるという点に特に留意すべきである。
- ◆ 今回の運送業界における風評被害の事例等を踏まえ、国・県としては、業界の状況を的確に把握し、国民、関係業界の正しい理解が得られるよう適切に対処する必要がある。

(7) -④

地元大学との連携・協力はあったか。

【検証結果】

- 宮崎大学においてはいち早く口蹄疫対策本部を設置し、学内における防疫対策を実施するとともに、県の防疫対策にも協力を行った。特に獣医学科を有し、県の家畜防疫員にも多くの卒業生を送っている立場から、専門的なアドバイスをする用意があったが、県からの主体的な働きかけはなかった。
- 県が復興対策本部を設置し、各部門における復興対策を検討する段階では様々な角度から意見交換等を行った。
- 今回の対策全般にわたって、宮崎県の大学に獣医学科があり、多くの専門家を有していることの利点が活かされたとは言い難い。

【今後の改善のあり方】

- ◆ 検証を踏まえた今後の防疫対策や、畜産業における危機管理体制の確立に当たっては、宮崎大学との全面的な協力関係を前提に、より専門性が高く、実効性のあるものにするよう努める必要がある。

(7) - ⑤

他県との関係に問題はなかったか。

**【検証結果】**

- 4月20日に最初の口蹄疫の感染が確認された段階で、防疫指針に沿って関係都道府県に対して適切な情報提供を行うべきであったが、実際には宮崎県からの情報提供はなく、民間団体からの間接的な情報で本県での感染の事実を確認した状況であった。
- その後の感染拡大についても宮崎県からの情報提供は少なく、各県とも国の発表やホームページ等を通じて情報を入手する状況であった。
- 県境における消毒ポイントの設置や道路封鎖等についても、情報の共有化は十分ではなかった。
- 本県での発生後のイベントの開催等について、他県からは厳しい見方をされていたことが実状である。
- 種雄牛の特例的な移動についても、隣県に対する十分な説明が行われていなかったところであり、このことが隣県における不安等につながった。

**【今後の改善のあり方】**

- ◆ 他国の例を見ても、口蹄疫は県境を越えて拡大することが多く、発生が確認された場合には隣県も含めた全体的な問題として認識する必要がある。したがって、県の対策本部には隣県対策班等に専門職員を配置して、適時・的確な情報交換ができる体制を整える必要がある。
- ◆ 国においては、県境付近で発生した場合等に備えて、連携した防疫対策ができるよう、合同演習等を行う必要がある。

(7) - ⑥

疑似患畜の発生等に関する情報提供は適時・適切だったか。

【検証結果】

- 県は、発生農家の精神的負担や誹謗中傷の電話、当該農場の子どもがはじめを受けることなどに配慮して、発生農場の所在地や農場主の名前などの情報を公表しなかった。  
一方、マスコミに対しては、発生状況を正しく報道してもらうために、農場主の同意を得た上で、非公表を条件に農場の地番を知らせた。
- この結果、ヒアリングを行った農家からは、「発生状況に関する情報がなく非常に困った。」、「個人情報も含めて公表すべき」、「知らずに危険な場所に立ち入る可能性もある。」という声が多く聞かれた。
- また、民間獣医師の団体からは、「診療獣医師に対しては、農場に検査に入ったという情報は提供して欲しい。それを知らずに農場に回診に行ってしまうことが一番恐ろしい。」という意見があった。
- 「発生後、農家は農場内の消毒は当然やるが、発生が近づけば自分で家の前の道路まで消毒する。そこまでやるかどうかの判断に苦しむ。」との意見があった。
- 「発生状況に関する詳細な情報がないために農家が不安だった。」、「十分な準備ができなかった。」という声がある一方で、各農家は相互の情報交換で相当程度情報を入手していたという実態もある。
- 県による発生情報の公表は、国の公表時刻に合わせるよう求められたために、県の公表が遅くなり、噂の流布や殺処分準備の遅れ等を招くことがあった。

【今後の改善のあり方】

- ◆ 口蹄疫が発生した場合に、当該農場の防疫措置だけではなく、周辺農場の家畜の観察、農家における適切な防疫対策、一定範囲の道路封鎖や消毒を適切に行うためには、どこでどのように発生しているのか、さらに、何に留意すべきか等について関係者が共通理解することが重要である。  
したがって、発生農場の所在地等については、正確な情報をできるだけ早く公表することが必要であり、そのことを家畜伝染病予防法等で明示することを検討すべきである。
- ◆ なお、公表に伴う発生農家の精神的負担等を緩和するためには、「国家防疫の観点から公表は当然のこと」という環境づくりが重要であり、また、「過剰な反応をしないこと」、「人を介して他の農場に感染が拡がる可能性があるため、発生農場付近には絶対に近づかないこと」等を同時に伝えるとともに、マスコミ等に対しても節度のある対応を求めることが肝要である。
- ◆ また、口蹄疫の疑いがあつて検体を送付した場合も、市町村、関係団体等に情報を伝達することが必要である。ただし、その際には、検体の送付は必ずしも口蹄疫の確認ではないこと、したがって、情報の取り扱いは十分注意すべきことを徹底する必要がある。

(7) -⑦ 畜産農家等の心身の負担に対するケアはどうであったか。

【検証結果】

- 今回の口蹄疫に関する一連の経過の中で、畜産農家、地域住民、防疫従事者等の関係者は、大きな不安やストレス、さらに過労等により、心身の不調を抱える方が多くあった。また、防疫作業中はその多忙さの中で過ごしてきたものが、終息後に大きな喪失感や徒労感を感じるというような状況が見られた。
- 県では、4月26日には各保健所や精神保健福祉センターに相談窓口を設置し、畜産農家等の健康相談を実施した他、6月2日から7月28日の間は、被害が集中した川南町の保健センターにおいて、県の医師・保健師等による現地健康相談を行った。
- また、6月7日からは市町村とも連携して、「こころと体の健康支援チーム」を設置し、発生農家及びワクチン接種農家に対して電話による聞き取り調査を行った上で、状況に応じて保健師等による戸別訪問を行った。その結果、1,123戸に対し聞き取り調査を行い、そのうち236戸を要対応案件と判断し、受診勧奨や訪問、見守り等を行っており、要対応案件以外も含めた戸別訪問個数は407戸にのぼった。
- 行政の動きとは別に、県内のNPO法人が川南町に気軽に相談できる「尾鈴ふれあいの居場所」を設置し、また県の臨床心理士会も「こころの健康電話相談」を実施するなど、専門性を活かした支援も行われたところである。

【今後の改善のあり方】

- ◆ 口蹄疫の被害を受けた畜産農家や関連事業者等の経営が元の状態に回復するためには相当の期間を要する見込みであり、心や体のケアについても長期にわたって継続する必要がある。
- ◆ 今回のような口蹄疫の大規模な感染という事態になると、畜産農家はもちろん、関係事業者や防疫従事者、さらには間接的に大きな影響を受けた方々の心や体に大きな影響を及ぼすことが明らかになった。県においては、今回の経験を踏まえて、発生当初から市町村や民間の方々とも連携して、影響を最小限にとどめる、あるいは、継続的にしっかりしたケアを行う体制を整える必要がある。

## 第5章 二度と同じ事態を引き起こさないための提言

これまでの4章で、各項目についての必要な改善点を指摘してきたが、ここでは、同じ事態を繰り返さないために、特に重要と考える点を総括的に整理し、宮崎県及び国さらには畜産農家への提言とする。

### (1) あるべき基本的方向性

#### ① 今回の口蹄疫被害に関する認識

今回の口蹄疫は、都農町における1例目の発生以降、児湯郡内にとどまらず、5市6町において疑似患畜が確認されるまでに感染が拡大し、ワクチン接種家畜を含めると約29万頭もの家畜を殺処分せざるを得ないという、我が国の法定伝染病史上例を見ない大規模被害となった。

この間、県内の市町村、警察本部、関係機関等はもちろんのこと、国の関係機関、自衛隊、各県警察本部、各都道府県等から多くの応援部隊が駆けつけ、さらに、政府の口蹄疫対策の現地本部が5月中旬から2か月以上にわたって県庁内に設置されるなど、まさに国を挙げた口蹄疫ウイルスという見えない敵との戦いであった。

今回の被害経験から、我が国においても大規模な法定伝染病のまん延及び被害の拡大が現実になりうることを改めて強く認識させられるとともに、一旦被害が拡大すると、農畜産関係にとどまらず地域経済全体に大きな影響が及ぶこと、さらにその影響は口蹄疫そのものが終息した後も相当期間継続することを教えられた。

また、これだけ被害が拡大すると、防疫対策における家畜の補償等はもちろん、復興対策のための膨大な財源が必要となり、国・地方を通じて財政状況が厳しさを増す中で、将来にわたって大きな財政的な影響を及ぼすことが明らかになった。

一方で、この検証作業を通じて、感染を未然に防止するために、また、被害の拡大を最小限に抑えるために実行しなければならないこと、つまり防疫対策として不足している部分が数多くあることを強く認識したところである。

#### ② 改革のためのあるべき方向性

海外における口蹄疫の発生状況、特に韓国における今回の発生状況等を踏まえると、今回宮崎県で起きた事態は、宮崎でも、あるいは他のどの県でも再び起こりうることを前提としなければならない。

これを防ぐため、あるいは被害の拡大を抑制するために重要なことは、

- (ア) ウイルスを国内に持ちこませない水際対策、
- (イ) ウイルスが国内に侵入したとしても家畜に感染させないための畜産農家や関係者の防疫対策、
- (ウ) 家畜に感染した場合の早期発見・早期通報、
- (エ) 感染の拡大を最小限に食い止めるための迅速で徹底した防疫措置の4点である。

さらに、この4点を徹底する上で重要なことは、

- (ア) 役割や責任を明確にした上での関係機関の緊密な連携、
- (イ) あらゆる事態を想定したマニュアルの策定とそれに基づく実地訓練、そして最も重要なことは、
- (ウ) 事態は想定やマニュアルどおりには進まないこともあるという認識を持ち、事態の進展を的確に予測し、一步先を見据えた戦略を練り、かつ、それを迅速かつ柔軟に対応できる危機管理体制を確立することである。

## (2) 宮崎県として思い切った改革を

### ① 日本有数の畜産県にふさわしい日常的な防疫体制の構築

今回の検証作業を通じて、農家や関係者の畜産にかける情熱、思いを強く感じる事ができたところであるが、一方で口蹄疫等の伝染病を発生させない、あるいは、被害を最小限に抑えるための日常的な取組については、他県と比べても多くの課題があることが明らかになった。

個別具体的な改善点は、第4章において各項目ごとに記述したとおりであるが、県においては、特に下記の点に留意して、我が国で初めての大規模被害を経験した唯一の自治体として、そして日本有数の畜産県として、全国の模範的なモデルとなる日本一の防疫体制（畜産分野における危機管理体制）を構築することを強く求める。

ア 各農場や畜産関係業者等における飼養衛生管理基準の遵守等の防疫対策を徹底すること。

イ 家畜防疫員あるいは農業改良普及員等による、各農場の定期的な巡回観察及び防疫対策等に関する技術指導、特に、感染が起きたときのリスクが高い大規模農場に対する指導の徹底を図るとともに、これを担保する体制の整備を進めること。

ウ 早期発見・早期通報の重要性に関する各農家の認識の徹底とその為に必要な情報の提供を行うとともに、農家や獣医師から通報があった場合には、原則として検体を送付することとし、早期発見に努めること。

エ 家保等による、各農場の飼養状況、防疫対策の実施状況、埋却地の確保状況等に関する情報の正確な把握とデータベース化を早急に進めること。

オ 上記のデータベースに基づいて、県内の家畜密度（1km四方での家畜頭数）、埋却地の確保状況を地図化した家畜ハザードマップを整備し、畜産関係者に周知すること。

カ 海外で発生している場合などにおいて、個々の農家まで正確な情報伝達を行うことや防疫対策のレベルアップを徹底することなど、日常的な注意喚起が必要であるが、その際には「典型症状」という固定的な考え方によるべきでないことに留意すること。

キ 県が主導して、大学、農業共済組合、獣医師会、農協等との協議の場を設置し、日常的な防疫体制の充実や、緊急事態における迅速な対応等についての連携・協力関係を深めること。

ク 県としても、国が行う空港、港湾等における水際対策の補完に努めること。

### ② 危機管理体制の構築

今回の口蹄疫に対しては、我が国で初めての大規模な感染拡大という、前例のない、まさに手探り状態での戦いの中で、県庁内の各部局横断的な協力体制、国や市町村、各関係機関等との連携による防疫対策が実施されたが、その中では、県段階での危機管理体制のあり方として今後を活かすべき点が多く見られた。上記の日常的な防疫徹底により、感染を未然に防止することが何よりも重要ではあるが、ウイルスが侵入し感染が確認された場合の拡大防止策として、特に下記の点に留意して、体制の確立を図ることを強く求める。

- ア 感染が確認された場合の県の対策本部の設置については、
  - (a)当初から全庁横断的な取組を可能とする、
  - (b)専門職員がその専門分野で十分に力を発揮できる、
  - (c)連携すべき各機関等への情報提供等に漏れがないようにする、
  - (d)事態の進展にあわせて迅速・柔軟に対応できるよう情報の共有化を図る、等の観点から、関係者が一堂に会した専門部署を直ちに立ち上げる必要がある。
 なお、事後の検証のために必要となる現場の状況記録（写真、映像）と採血等を専門に行う「疫学調査チーム」と「記録チーム」を同時に立ち上げる必要がある。
- イ 現地対策本部についても、市町村や関係機関との連携と専門職員の有効活用を基本理念に、実働的な体制を確立する必要がある。
- ウ 事態の進展にあわせて的確に対策を立案し実行するためには、発生当初から国と合同で情勢分析と対策を検討する専門部署を立ち上げる必要がある。
- エ 関係機関との密接な連携には情報や方針の正確・迅速な伝達が必須条件であることから、これを担保できる体制を確立する必要がある。
- オ 現場においては、発生農場周辺の農場における家畜の状況観察、発生農場における殺処分・埋却作業、道路封鎖、車両消毒等が迅速かつ漏れなく行われるよう、事前に整備した家畜ハザードマップ、道路マップ、埋却地マップ等の基本情報と防疫マニュアルを共有化するとともに、事前に図上訓練と現場訓練等の十分な訓練を行う必要がある。
- カ 迅速に防疫対策を進めることと並行して、農家や関連事業者、防疫作業従事者の心と身体のケアにも対応できる体制を構築する必要がある。

### ③ 新しい畜産の構築に向けて

今回の検証作業を進める中で、本県が全国有数の畜産県として、また我が国の安全・安心な食料供給基地として大変重要な役割を担っている一方で、その生産力を維持・発展させるために、防疫の面から見るとリスクの高い飼養規模等の拡大や畜種の混在を行ってきたこと、様々な特定疾病による損失を補う意味からも規模の拡大を図ってきたこと、また、堆肥の処理など環境面での対策が十分でなかったこと等が明らかになった。

本県は、これまで培ってきた高い技術をもとに、今後とも日本を代表する畜産県として、その地位を一層強固なものにしていく必要があるが、その取組を進めるに当たっては、今回の口蹄疫の経験を踏まえて、下記の点を中心に全国における模範的なモデルとなる新しい畜産を希求すべきと考える。

- ア 防疫のリスクや環境にも配慮した適正飼養規模の保たれた畜産及び長期的な取組として、機能的にゾーニングされた畜産地帯
- イ 飼料自給率を高め、海外からの輸入飼料への依存度を下げることを目指す畜産
- ウ 畜産廃棄物等の堆肥化等が進んだ環境に配慮した畜産
- エ 特定疾病のない安全な畜産
- オ 農商工連携等により加工品の製造等まで行う付加価値の高い畜産

### (3) 国への提言

#### ① 水際防疫の徹底

口蹄疫による大規模な被害を未然に防止する上で最も重要なことは、空港、港湾等における水際でどのようにウイルスの持ち込みをブロックするか、また、輸入飼料等による感染をどのように防止するかという点である。

特に、島国である我が国においては、この水際対策が万全であれば感染のリスクは相当程度軽減できるのは事実であり、その意味で水際対策を担う国の役割は極めて大きい。

国においては、今回の本県での事例等を踏まえて、また、韓国における大規模なまん延等を踏まえて、人、物に関する水際防疫について、畜産関係者や過去一定期間内に畜産農場に立ち入った入国者に対する聞き取り調査や消毒を行うなど、防疫先進国並の対策を早急に実行することを強く要望する。

さらに、特にアジア地域における防疫上の共通のルールづくり等を進めることが必要である。

#### ② 感染原因・感染ルートの解明

効果的な防疫対策を講ずるためには、感染原因・感染ルートの解明が最も重要である。本県における感染原因解明等についても引き続き徹底した調査を行い、公表することが必要である。

#### ③ 国、県の役割分担の明確化

口蹄疫ウイルスという見えない敵との闘いを、迅速に、かつ、状況の変化にあわせて的確に行うためには、方針の決定から実施に至るまで、指揮命令系統を明確にすることが肝要である。その意味からは、現在の法定受託事務のあり方には疑問がある。日常的な防疫対策については現行制度で十分であるが、いったん口蹄疫が発生した場合には、下記のいずれかの方法等により、判断権限と責任の所在を明確にした体制を確立することが重要である。

ア 国家防疫の観点からは、国がその責任と判断で防疫対策を遂行することとし、国が直ちに現地対策本部を設置して、その指揮命令の下に地方自治体等が協力する体制とする。当然のこととして、対策に要する費用は国の負担とする。

イ 県の責任と判断で防疫対策を遂行するのであれば、状況の変化にあわせた方針の変更等の権限や、他県等も含めた人員に対する指揮命令権を知事に与える必要がある。また、知事が必要と判断した対策に要する費用は、国がすべて負担することとする。

#### ④ 家畜伝染病予防法等の見直し

今回の検証作業を通じて、我が国で初めての大規模感染に対して家畜伝染病予防法、防疫指針等において、実態にそぐわない部分が数多く見られたところである。個別の項目については、第4章の中で改善すべき事項を指摘しているが、特に下記の点については留意する必要がある。

なお、法定受託事務として都道府県にその事務を委ねられており、また、本県の事例を通して、国・地方の連携の重要性を再認識したことを踏まえ

て、家畜伝染病予防法等の改正検討に当たって積極的に地方の意見を聞く、あるいは参考とすることを、国に対し、本委員会として強く要望する。

ア 防疫対策等における市町村等の役割分担の明確化

イ 大規模農場等における適正飼養の報告等の義務化及び適正飼養規模等に関する規制

ウ 患畜、疑似患畜の所有者に対する手当金の全額支給及び意図的または意図的にではないにしても通報等を怠った者に対するペナルティーの明確化による早期発見・早期通報の確保

エ 感染が一定レベルにある段階での予防的殺処分の明確化

オ 事態の進展にあわせて防疫指針を柔軟に変更できるシステムの構築

カ 市町村等地域の判断で一定範囲の交通遮断ができる制度の整備

キ 埋却地の確保に関する近隣住民の協力義務

ク 疫学調査の強制調査権の付与及び感染原因の特定等を可能とするシステムの構築

#### ⑤ 口蹄疫に関する研究開発の促進

口蹄疫の感染経路の解明、簡易診断キットや抗ウイルス剤、マーカークチン、合理的で迅速な殺処分方法など、感染を防止する、あるいは被害を最小限にとどめるための様々な技術開発を加速する必要がある。

また、病気に強い畜産を実現するためにも、アニマルウェルフェアの観点からの飼養のあり方を検討する必要がある。

#### (4) 畜産農家への提言

今回の検証作業を通じて、本県の畜産農家が、畜産物の価格の低迷や飼料コスト等の高騰などの厳しい経営環境の中で、高い技術力を維持し、必死に努力している姿を見ることができた。

一方で防疫対策については、特に牛関係については決してその意識が高くない農家も多かったということも事実であった。

前述のとおり、水際対策、感染が確認された場合の防疫作業、さらに、日常的な農場等における防疫に関する指導等については、国あるいは県が責任を持って行うべきものであるし、今後多くの改善が必要であるが、農家においても、「自ら守る。自分の農場あるいは自分たちの地域には決して感染させない。」という自助共助の強い意志を持って、主体的な防疫対策を講ずることが極めて重要である。

したがって、特に下記の点に各農家が十分留意し、個々の防疫レベルを高めることを求める。

なお、各市町村においては、生産者の代表、市町村、獣医師、農協の代表者等で構成する自衛防疫推進協議会が設置されているところであり、今後は、この協議会と県、大学、関係団体の連携を強化し、情報の共有化や防疫意識の高揚、有事の際の協力体制の構築等を図ることにより、地域の防疫力を向上させることが必要である。

- ① 飼養衛生管理基準など、ウイルスの感染を防止するために必要な対策の具体的な内容を熟知し、必要な措置を励行するとともに、必要な埋却予定地を確保すること。
- ② 海外での発生状況に関する情報に注意し、必要に応じてその防疫レベルを高めること。
- ③ 口蹄疫等の症状に関する情報を正しく理解し、自己の所有する家畜の状況を確実に観察して、異常がある場合には速やかに獣医師または家保に通報すること。
- ④ 自らの農場だけでなく、地域全体の農家における防疫レベルの向上に協力すること。